362
Ka869s

私有財産制度の研究

河村只雄

国立国会図書館

0033853000

③

0033853-000

362－Ka869s

私有財産制度の研究

河村只雄・著

国民精神文化研究所

1937

AGB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

362.
Ka869s

362
Ka869s

라3M-87

362.
Ka869ㅅ

國民精神文化研究　第二十九册(第五年第二册)

私有財産制度の研究

所員　河村只雄

國民精神文化研究所

362
Ka869ㅅ

私有財産制度の研究

所員　河村只雄

362.Ka869s

私有財産制度の研究

前篇　私有財産制度の社會學的意義

一　序　言……一
二　私有財産制度と人間性……四
三　私有財産制度と社會秩序……八
四　私有財産制度の日本的把握……一三
五　結　語……一六

後篇　私有財産制度の起源

一　序　言……二六
二　マウラーの原始共有説とその批判……二六
三　ヴィオレの原始共有説とその批判……二七
四　ラヴレーの原始共有説とその批判……二九

目次

国立国会
29.3.27
図書館

:24310

目次

五　モムゼンの原始共有說とその批判……一〇七
六　ジュバーンヴィユの原始共有說とその批判……一一〇
七　原始社會の私有財產制度……一一四
八　我が國古代の私有財產制度……一二二
九　琉球の地割制度の考察……一二五
一〇　結　語……一二九

前篇　私有財產制度の社會學的意義

河村只雄

一　序　言

我が頭は無限の天をさし、我が足は有限の地について居る。「人はパンのみによりて生くるものにあらず」といふ。併し、パンなくしては生きることの出來ないのが又現實の姿なのである。かゝる矛盾の內に生活すべく運命づけられて居るのが人生ではあるまいか。

現存社會秩序には確かに幾多の社會的缺陷がある。現存社會秩序を在るがまゝに肯定するものがあつたとしたら、それはよほど頭のどうかして居るものだと考へてよからう。それ等の矛盾、缺陷を如何にかして取り除かんものと色々な努力がなされる。それが、社會運動、革新運動の擡頭し來る所以である。

これ等、社會運動、革新運動は目的達成のイデオロギー、手段、方法に於て、左翼的と言ひ或は右翼的といふ色々なる分派を生じて居る。併しながら、私はそれ等の分派に共通なる最も著る

しいものを見出す。それは彼等の財産制度に對する態度である。

「私有財産制度否認」のスローガンは左翼が最初から掲げた旗印である。社會主義には色々あつて、或る物すきが根氣よく社會主義の定義を集めた所が五百以上にも達したといふ。併しながら、私有財産制度を何等かの形式に於て否定し、或は抑制せんとする點は互に一脈相通じて居る。現存社會に於ける惡の根元は資本主義にあり、その資本主義の基礎をなして居るのが私有財産制度であるとなし、隨つて所謂資本主義的社會惡の問題を解決するためには、先づ私有財産制度を否定しなければならぬといふのである。

滿洲事變以來急速に擡頭して來た我が國に於ける國家主義運動の、經濟機構問題に對する態度の中には、やゝともすると私有財産制度の意義が十分認識されて居ないもののあることを私は殘念に思ふ。現にかの帝都に勃發した右翼事件に於ても一種の私有財産制度否認がプログラムの中に入つて居たと言はれて居る。

廣田内閣に於てその重要國策の一として電力國營がやかましい問題となつた。而して今尚電力問題は朝野の重大問題として論ぜられて居る。それが單に電力を統制して廉價なる電力を豐富に供給して工業を强化し、又農村救濟の一助としようといふだけのことであるならば、かくまで大きな問題とはならなかつたであらう。併しながら、立案が發表された當時、それが恰も國家社會主義的色彩をもつたものゝ如くにとられ、究極に於ては私有財産制度を否定する意圖をはらんで居るものではなからうかとの疑をかけられたが爲に、遂にかくの如き

反對論の擴大となつたものの樣に考へられる。

かくの如く社會問題の中心をなして居る私有財産制度の問題をとりあげて、それの社會學的意義・役割を闡明することは、社會問題解決の上から最も緊要な問題であると考へる。私はかゝる意味に於て敢て私有財産制度論をこゝになさんとするものである。

一　私有財産制度と人間性

人はパンのみによりて生くるものではないが、又パンなくしては生きることが出來ない。このパンに對する欲望とは、パン以上のものに對する欲望とは共に人間のもつ基本的欲望である。而してそれは性に對する欲望と共に人のもつ三大基本的欲望を成すと私は考へる。これ等三つの欲望を假に靈欲・性欲・食欲と名づける。パン以上のものに對する卽ち何等か人間以上のものに對する欲望が靈欲或は心欲と名づくるものであるが、それは自ら人々の間に靈緣或は心緣を形づくる。而してそれは遂に宗教現象となり、宗教團體を形づくるに至る。性の欲望は男女をして夫婦の生活を營ましめ、而して自ら血緣をむすぶに至る。この血緣關係が發達して家族制度となり、社會的に基本的な重要役割をなして居る。パンに對する欲望卽ち食欲が又否定しがたき人間固有の欲望であることには異論があるまい。食物は水陸より以外には之を求むることは出來ない。從つて食欲は自ら人間社會の他の基本的要素である地緣をむすばしむるに至る。而してこのパンに對する・物質に對する・地緣的なるものに對する欲望が財産制度の基本となつて居ると私は考へる。

如何なる原始的な社會に於てもこの三つの制度—宗教・家族・財産—の存在を見るのはこれ等が人間性の本來の姿の自然の現れであるが爲である。

西洋に於てはこの三つがやゝもすれば離れになつて居る。例へば、血緣的にはドイツ人であつたり、オーストリヤ人であつたりする。併しながら、獨り我が國に於てはこの三つが三位一體をなして居る。地緣と血緣とが靈緣によつて完全に統一されて居るのは容易に何人も感ずるところである。天皇に對する絕對歸一の信念によつて固く結ばれ、ゆるぎなき一大靈緣社會を形づくつて居るところのものが卽ち我が國家なのである。我が日本が萬國に類ひなき强固なソリダリチーをもつて居るのは、血緣・地緣・靈緣の三つが完全に三位一體をなして居るが爲である。今この點について多くを論ずる餘裕をもたぬが、こゝでは私有財産制度は人間性の上に立脚して自然に發達したものであるといふ點を少しく述べよう。而して私は人間性に立脚した基本的要素は經濟機構の如何により、或は政治機構の如何により根本的變革をすべきものでもなく、又さるべきものでもないと考へる。

この點は一九一七年以來の勞農ロシヤに於ける具體的な國家的經濟經驗の事實が最も雄辯に例證する。

一九一七年ロシヤに於てはボルシェヴィキーの革命が成功し、ツァーの政權は完全に廢絕された。一體どうしてロシヤのボルシェヴィキーの革命は成功し得たのであるか。このことに就いては色々な說明が試みられた。といふのはマルキシズムの純理論からするならば、ロシヤの革命はいさゝかその說明が困難である。マルキシズムは生產力の發展が嘗ては封建制度を崩壞せしめたが、今やそれは資本主義の存續をも不可能ならしめ、必然的に社會主義

を招致するものであると主張する。

果して社會革命が資本主義爛熟の必然的産物であるとなす共産主義必然論からするならば、社會革命はロシヤに於てよりも、寧ろ先きに英國に於て、フランスに於て、或はアメリカに於て起るべきではあるまいか。然るにアメリカに於ても、イギリスに於てもフランスに於ても起らずに、それ等の國よりも資本主義の極めて幼稚であつたロシヤに於て眞先に社會革命が起つたといふのであるから誰しも疑問を感ずるのは當然である。勞農ロシヤ隨一の評論家ラデック(註)の如きは何とか說明の辻褄を合せようとして、一國に於ける資本主義的發達が工業、信用及び交通の最重要部門に於て資本家の支配に歸する程度に發達して、勞働者の生活狀態が耐へ難く苦しくなつて來るならば、其處に革命が起ると、可なり苦しい解釋をして居る。併しながら、勞働者の生活狀態が逼迫して來るといふことは、資本主義發達の程度とは無關係に起り得ることである。隨つてラデックの論理に從ふならば、資本主義の尙發達しない國に於て社會主義革命が起り得る可能性が說明される代りに、資本主義がいくら發達しても適當な方策さへ講ぜられるならば必ずしも革命とはならないとも言へる。ラデック自身もこの說明の不十分を覺つたものか、彼は「科學より實行への社會主義の進化」の中に於ては社會主義革命は「先づ資本主義的組織の比較的薄弱な資本主義國に始まる」と別な說明を加へて居る。併しながら、それ等のいづれもが、我々を眞に納得せしめ得る說明にはなつて居ないと思ふ。然らばロシヤに於て革命が勃發したといふ事實を如何に說明すべきであらうか。私はロシヤに於て革命が成功した原因は、主として次の二つのロシヤに於けるの特殊事情によるものであると考へる。

註　ラデックは先般の內亂事件に關聯して逮捕されたが、彼がボルシェヴィキーの鬪士として盡した過去の功績に免じて特に死一等を減ぜられたと言はれて居る。

第一に、ロシヤに於ける國力が極度にモスコウとレーニングラードとの二大都市に集中されて居たことが、ロシヤに於ける革命を成功せしむるに至つた主要素の一である。卽ち革命軍は決してロシヤ全土を占領したのではなかつた。それは單にこれ等二大都市を占領したにすぎなかつた。併しながら、一國の財政的·政治的·社會的勢力があまりにもこれ等二大都市に集中されて居たロシヤに於ては、これ等二大都市の占領が卽ちロシヤ全土の占領を意味するが如き結果を現出したものである。

ロシヤ革命を成功せしめた第二の原因は——これが最重要のものであると考へるが——全人口の八割も占て居るロシヤの無智な、而も忍耐强い、且善良な農民どもが錯覺的に共産主義を歡迎したことであると考へる。「プロレタリヤは鐵鎖の外、失ふべき何物をも持たぬ、彼等の得るところは全世界である」とはボルシェヴィキーが勞働者·農民に示した一枚看板であつた。而して農民には土地に對する彼等の格別なる愛着の農民心理を巧みに利用して、「土地を農民へ」のスローガンを特に大きく掲げた。この「土地を農民へ」は一方に於ては大地主貴族から小作人として苦しめられ、而して自作農たらんとする燃ゆるが如き熱望をもつ農民心理にび

つたりあつた。大地主・貴族の土地を沒收して之を彼等に分配してくれるといふボルシェヴィキーを農民は雙手をあげて歡迎した。

而もこのスローガンは最初、文字通りに實行されたかに見えた。卽ちボルシェヴィキーは一九一七年十一月七日午後一時軍事革命委員會の名に於て次の如く布告した。

假政府は倒壞した。國權はペトログラード・ソヴィエットの機關たる軍事革命委員會の手に歸した。デモクラチックな平和の卽時申込！貴族の土地の沒收！勞働者の生產管理！ソヴィエット政府の組織！民衆のこれ等の要求は確保さるゝこととなつた。勞働者・兵卒・農民の革命萬歲！

かくて人民委員會の名のもとに新政府がレーニンを委員長として生れた。而してその第一回委員會にレーニンは土地問題に關しては次の決議案を提出し滿場一致可決された。

一、一切の土地所有權は卽時且無償を以つて之を廢止す

二、地主、王室、寺院の所有せる土地は、建物其の他一切の附屬物と共に憲法議會開會まで、農民ソヴィエットをして之を管理せしむ

三、沒收地は今後全國民の所有に歸屬するものなるを以つて、之に對する侵害は重罪として革命裁判に附す

四、勤勞農民並にコサックの所有地は之を沒收せず

かゝる決議に基づき革命後逸早く富豪貴族等の大土地の卽時無償沒收が實行に移された。

而して小・中農民の土地は沒收されないのみか、約束通り、全ての勤勞農民に土地が分配された。併し、何といつても革命直後のことではあるし、その分配には相當不公平があり、又無統制的な嫌ひが十二分にあつた。それで一九一八年二月十四日になつて土地社會化の法律が制定され公平を期するため土地の再分配が行はれた。それによると私有權の廢止された凡ての土地は一定の標準に隨つて、自ら耕作するものに比較的公平に分配されたのであつた。農民はかねゝ〳〵渴望して止まなかつた土地を彼等に無償分配したボルシェヴィキー政府に感謝すると共に、又彼等をこれ迄苦しめた富豪・大地主の私有地が無償沒收され、彼等がやつつけられたことに對してはひそかに痛快を感じたことであらう。併しながら、彼等の夢は忽ちにして破れた。農民は「爾後農作物は必要量を控除し、餘剩は凡て之を政府に差出すべし」との達しに當惑せざるを得なかつた。農民は地主・貴族の土地に對しては熱心な「社會主義者」であつたが、自己の耕作して居る土地に關する限りに於ては正反對に熱心な私有主義者であつた。卽ち農民は彼等が頗る憎惡して居た大地主・貴族の所有地を無償沒收したり、或は又ッァーの暴虐な政權を倒すといふ點までは全くボルシェヴィキーの味方であり、「共產主義者」であつたと言へる。併しながら、農民は自分の耕す土地そのものに共產主義が適用されるといふことには、之は又絕對反對であつた。農民が最初歡迎したボルシェヴィキー政府の「土地を農民へ」のスローガンは、もと〳〵「作物は政府へ」と對句をなして居るものを、ボルシェヴィキー政府が後半句を巧みにカムフラージュして居たものであつた。そのトリックに氣付いた農民は今更の

如く驚歎した。併しながら、時既に遲かつた。當時農民が掲げた「ボルシェヴィキー支持！共産主義反對！」のスローガンこそは最もよくボルシェヴィキー政府に反對せんとして、反對し得ざる農民の微妙なる對政府感情の動きを表明せるものと言へよう。

農民は、容易に餘剩農産物を政府に提供することを肯じなかつた。彼等は巧みに之を隱匿した。そこで勞農政府は約四萬人の武裝穀物徵發隊を農村に繰出して一人當り一ケ月十二キロ以上は餘剩穀物と認定し、遠慮會釋なく强制徵發の擧に出でた。かゝる政府の高壓手段に對して農民は勿論正面より敢て反抗することは出來なかつた。併し、彼等は之に對し有力なる一つの武器を見出した。如何なる武器なりしか？曰くサボタージュ！彼等はこの武器によつて政府に對する鬱憤を爆發せしめた。卽ち農民はあくせく働いて「餘剩穀物」を澤山作つて、强制徵發量を增加せしむるの愚を演ずるよりか、寧ろ耕地面積を縮少し必要量だけを耕作し、自ら生する暇な時間は面白く浪費し、樂をするに如かずと考へ出した。機關銃をいかめしく持ち出して威しつけた政府の武裝徵發隊もこの農民のサボタージュには如何とも手の下しやうがなかつた。農民が全人口の八割以上を占めて居るこの農業國ロシヤに於ける農民の、かくの如きサボタージュは正に國家にとつて致命傷であつた。かの五百萬の餓死者を出したと言はれて居る一九二〇年前後の勞農ロシヤに於ける大飢饉は確かに惡天候に災されたものであることは否定すべからざる事實である。併しながら、それは單に惡天候の爲ばかりではなかつた。勤勉に働いて必要量の四倍も五倍も稼いで居る百姓は四分の一或は五分の一作の凶年に於ても、尙且、必要量だけは收穫をなし得る。併しながら、必要量しか耕作して居ない百姓が、四分の一或は五分の一作の凶年に遭遇したときのみじめさは想像にあまりある。當時のロシヤの凶作に於ける場合が正にそれであつた。卽ち、かの大飢饉は天候不順に加ふるに農民のサボタージュによる耕地面積の縮少が大きな原因であつた。更に又心なき武裝徵發隊の抽象的な「餘剩」觀念による無理な徵發も飢饉を惡化せしめた。かの種籾を枕にして餓死したといふ四國の義農作兵衞の話は農民心理をよく現はしたものと考へる。彼自らは餓死した。併し、村のため翌年の種籾を立派に殘した。農民が、この樣に大事に考へる翌年の作付のための種物や、又萬一の場合を考慮してなす備荒貯藏のものまでも、餘剩の名のもとに徵發されヤケになつて作付面積を最少限度に縮少してサボタージュをやつて居た所に大飢饉が襲來したのであつたからたまらない。遂に我々の頭では想像されない慘憺たる食料品の缺乏を招來したのであつた。流石に忍耐强き百姓等も彼等の不平不滿を爆發せしめ、其處彼處に農民の暴動一揆の頻發を見るに至つた。

百姓等の暴動・一揆は力で以て之を鎭壓することが出來る。併し、農民のサボタージュは一人の農民に一人の秘密警官（ダーベーウー）でも附けるにあらざれば之を取締ることは出來ない。而してその樣なことは到底出來ることではない。かゝる農民の無言の反抗こそは最もソヴィエット當局を當惑せしめた所のものであつた。之には流石の當局も兜を脫がざるを得なかつた。

一九二一年三月二十三日發令されたネップ（NEP＝New Economic Policy）卽ち新經濟政策は實際、

政府が百姓に對して出さゞるを得なかつた白旗に外ならない。從來、必要量を控除した額は凡て之を餘剩と見做して徴發して居たのであつたが、新經濟政策の下に於てはかゝる强制徴發制は撤廢され、見積收穫の一割を現物稅として課稅し、殘餘の收穫物は私有せしめ、且又、それの交換自由をも認められるといふ寬大なものであつた。その現物稅法についで更に又便利な金納が認められる樣になつた。かくて一九二三年の秋には租稅の八十パーセントが貨幣で納入され、僅に二十パーセントが現物納入となつたほど急速に貨幣經濟に還元された。新經濟政策は工業方面にも亦適用された。一時强度の國有化が實施された工業に於ても新經濟政策によつて、それが著しく緩和されるに至つた。

新經濟政策はその後、更に新々經濟政策の採用となつて現はれ、農民の私有限度が著しく擴大された。トロツキー等の農村を急速に社會主義化せんとする、急進論者の意見は斥けられて從來禁止されて居た土地の賃貸借のみならず、賃銀勞働者雇傭の自由さへも認められるゝに至つたのである。

新經濟政策實施の效果は顯著であつた。ことに農村の經濟狀態の回復は敏活に行はれた。一時サボタージュをやつて居た農民は再び彼等の本來の勤勉さを復活せしめた。而してよりよく働くものにはより多くの收益が報ひられた。勤勉なるもの、頭を明敏に活用するものは自ら餘裕を生じ次第に裕福になつて行つた。これ等の、より勤勉に働いて餘裕を作り得たものがクラーク(Kulak)の名のもとに政府から嫌はれた富農である。新經濟政策は農村の經濟狀態、隨つて國內の一般的經濟狀態の建直しに絶大の貢獻をなしたが、併し一方に於てそれはこのクラークと名づけられた富農卽ち所謂ブルジ■ア分子出現の產婆役をつとめたといふことはボルシェヴィキー政府にとつては新しい大きな頭痛の種であつた。何となればこれ等ブルジ■ア分子は言ふまでもなく、凡そ共產主義の理想から言へば好ましからざるものであつたからである。

かの一九二八年十月一日から着手された第一次五ヶ年計畫は一面に於ては共產主義の實踐のため、この所謂ブルジ■ア分子を總退治する意圖をもつて居た。政府は富裕な個人農を撲滅せしめ農村を集團農化し、農村經濟を社會主義化することにより農村問題の社會主義的解決を圖らんとしたのである。この集團農化政策は實にクラーク撲滅政策の一方法として露骨に强制された。「集團農に加入するか然らずんば死か」の政策が强行された。隨つて集團農化の運動は少なくとも統計數字的には著るしく好成績であつた。併しながら、農民が汗水たらしてためた財產や、愛撫して育てた家畜を無償で沒收される集團農場に加入することを好まないのは當然なことである。隨つて集團農化の運動は隨所に摩擦を生じた。

ボルシェヴィキー政府のクラーク退治の意を含めたこの集團農化政策があまりに急激に强行されたので流石の溫順なロシヤ農民も勘忍袋の緒を切らし、遂にコーカサス、ウクライナ、カザクスタン地方に於ては百姓一揆を頻發せしむるに至つた。當局は一九三〇年一月一日より三月一日までの間に九百五十萬戶の農家が集團化したと得意に發表したが、この百姓一

揆の情勢の惡化を憂慮して、遂に三月二日スターリンは集團農強制の政策は中央政府當局のあづかり知らざるところで、出先官憲及び地方に於ける同志の重大なる誤謬に基くものであると、罪を出先官憲等に著せ彼等を非難して、一時を糊塗した。出先官憲こそとんだ災難である。かくて同月十五日黨中央委員會の名に於て集團農よりの自由脫退承認に關する指令を發した。正直な農民は早速、大量的に脫退しはじめた。併しながら、右のスターリンの聲明は單に怒れる農民を鎭めるための戰術的のものであつたからして、その應急的目的が達せられるや、再び政府の集團農強制の方策が同年の秋頃からとられ始めた。

かくて一九三一年五月人民委員會議長モロトフは、「集團農に反對し、集團農支持の運動に反對することは、ソヴィエット政權に反對するクラークと見做され、或はクラークを支持するものと見做されるといふことは、卽ち反逆者と見做されることを意味する。而してその結果は如何なるものであるかも容易に察せられる。反逆者と目をつけられるとすぐ秘密警察署（ゲー・ペー・ウー）の手がまはる。秘密警察署に一寸連れて行かれたら最後再び日の光を見ることは期待出來ないのが定石である。それで農民は秘密警察（ゲー・ペー・ウー）恐はさに命ばかりはお助けと言つた形で涙をのんで集團農に參加した。

併しながら、その結果はどうであつたか。かの戰時共產主義の時代には意識的に私有財產制度否認の政策を眞向からふりかざして行つたのであつたが、第一次五ヶ年計畫に於ては當面の目的は富農卽ちクラーク退治であつた。併し、結果に於ては自ら戰時共產主義の時代と等しく私有財產制度否認とならざるを得なくなつた。農民は戰時共產主義の當時と同じ樣に彼等の所有欲の滿されない、而かも强制的に行動すべく餘儀なくされた狀態のもとにあつて再び彼等の有せるかくれたる武器サボタージュをとりあげた。スターリンは一九二一年三月ネップを採用したときと同じ樣な情勢のもとに不本意ながら集團農（コルホーズ）化運動の停止或は緩和を實行せざるを得なくなつたのである。農民のサボタージュは農產物の收穫量を甚しく減退せしめ、著るしき食料難に直面せざるを得なくなつた。一九三二年から三三年にかけて十年前の如く又もや數百萬といふ驚くべき多數の餓死者を出すに至つた大飢饉に見舞はれて居る。數百萬といふ數は我々には一寸想像されない數であり、果して文字通りさうであつたかどうかと疑ひたくなるほどである。しかし、とにかく當時のロシヤに於て食料缺乏のため夥しき人命が犧牲になつたことだけは事實である。

以上私はソヴィエット・ロシヤに於ける農民生活の實狀と勞農政府の共產主義的政策の實踐とに關するいきさつについて些か詳しく述べた。併しながらそれは一にロシヤに於て革命が成功したのは決してマルキシズムの社會進化の理論によつて成功したものではなくて、ロシヤ國勢の特殊事情とボルシェヴィキーの巧妙なる宣傳によるものであることを明かにせんが爲であつた。ことに私は農民がボルシェヴィキーの「土地を農民へ」のスローガンにだまされて、革命政府は土地を彼等に分配してくれるものだと誤認し、之を歡迎した事實を指摘した。こゝに特に注意すべきことは、農民は革命直後所謂戰時共產主義の時代に於て、彼等の

所有欲私有欲が否定され、私有財産制度否認の政策が採用さるゝに及び、國民の經濟生活が混亂に陷り、社會秩序を保つことが出來なくなつたことである。これでは困ると不本意ながら共産主義理論の强制適用を少しく手加減して資本主義へ一步退却して所謂新經濟政策を採用したところが、國民の經濟狀態は急速に立直つた。併しながらそこにはクラークだのネップマン(註)だのいふ所謂ブルジョア分子が擡頭した。いくら經濟狀態は立直つたにしろクラークやネップマンに勢力を張られては共産主義の手前困るといふので、彼等所謂金持ちを抑へつける政策をとれば、それが自ら私有財産制度否定と同じ結果を生じ、かくて再び、經濟生活並びに社會秩序の混亂を招くに至つて居る。ソヴィエット・ロシヤに於けるこの貴重なる社會實驗は我々に暗示するところ極めて多きを思ふ。

註　新經濟政策のもとに成功して小金を貯蓄したものをいふ

自分の友人に五ッに、七ッに、八ッに、十になる四人の男の子寶を惠まれて居る子福者がある。あるとき新しい二輪車が一臺買つて與へられ、子供等はそれを共用することになつた。所がどうも皆、十分責任をもつて世話するものがなくて困るとその友人が話して居た。例へば、夕立がザーと降つて來たときなど誰も知らぬ顏をして身輕に二輪車を片づけに行かうとしないのである。私はこの話を聞いたとき一九三一年六月スターリンが生產者大會に於てなしたかの有名な演說を思ひ出した。スターリンはその演說中社會主義經濟に於て免れ難い缺陷として個人責任感の缺如を指摘して之を强く戒めて居る。このスターリンの警告は頗る注目に價するものである。利害が直接自分自身のふところ勘定にピンと來ないときにはとかくルーズになりやすいのは免れがたき人の缺點であらう。このスターリンの言葉は彼がロシヤに於ける、社會主義の苦き體驗を通して叫んだ言葉であると信ずる。

今日私有財産制度といふとすぐそれは資本家に必要な道具であり、その意義を强調すると、すぐ何だか資本家の走狗の樣に考へられる。併しながら、私有財産制度は前述の如く人間性に確乎たる足場を有して居るものであつて、決して資本家にばかり都合のよい樣に作られたものではない。人間性に基いて自然に發達した人間社會の基本的制度の一であると私は考へる。

三　私有財産制度と社會秩序

私有財産制度は單に個々の富豪のため又は、或階級のため必要であるといつたものでなくて、我々の住んで居る社會の秩序を保つ上に於て缺くべからざるものである。この點を、少し次に說明しよう。

我々は洋の東西を問はず如何なる歷史の時代に於ても、亦如何なる社會に於ても財産に關する規定なくして保たれた社會秩序なるものを知らない。私はこの點を闡明するため古代法典の研究に一歩をふみ入れた。言ふまでもなく法典なるものは與へられたる社會の秩序を保持するため作られたものである。古代に於て財産がどの樣に古代法典の中に於て取扱はれて居るかを見ようと私は考へたのである。

今日我々が研究資料として有して居る成文法典の內で最古のものは、一九〇一年十二月から翌月にかけてフランスから派遣されたM. de Morgan 一行の探險隊が、ペルシャの舊市 Susa の廢址から發掘したかのハムラビ法典であることには異論はないであらう。同法典は西曆紀元前二十世紀の昔バビロンの第六代目の王ハムラビの時代に作られたものであるといふので、同王の名によつてかく呼ばれて居る。ハムラビ法典は高さ二メートル四分の一周圍二メートル大の塔形の暗綠石に刻まれたものであつて、その上部にはハムラビ王が日の神から直接法典を頂いて居る像が刻され、その下に二百八十二ケ條の大法典が印刻されて居る。この法典石塔は國內の所々に建てられ、裁判官は市民の犯罪をそれに照して裁判したものである。ハムラビ法典は如何なることを規定して居るか。先づ同法典の最初の八ケ條には次の如く記されてある。

第一條　或人ガ呪咀ヲ立テ他人ヲ告發シ其罪ヲ證明スルコトガ出來ヌ場合ニハ死刑ニ處セラルベシ。

第二條　魔術ヲ用キタコトヲ揭ゲテ他人ヲ告發シタ者ガ其罪ヲ證明スルコトガ出來ナケレバ、被告ハ聖河ニ飛込ムコトヲ要シ、而シテ若シ彼ガ溺レタ場合ニハ、告發人ハ被告ノ住宅ヲ獲得スベシ。若シ被告ガ溺レナケレバ彼ノ無罪ヲ意味スルモノデアツテ、此場合ニハ告發人ハ死刑ニ處セラルベシ。而シテ被告ハ告發人ノ住宅ヲ獲得スルコトガ出來ル。

第三條　事件ノ審理中ニ虛僞ノ證據ヲ立テ又ハ彼ノ爲シタ陳述ヲ確實ニセザル者ハ、若シ其事件ガ生命ニ關スルモノデアレバ其者ハ死刑ニ處セラルベシ。

第四條　穀物又ハ金錢ヲ收賄シテ不正ノ證據ヲ立テタ者ハ、其レガ爲メニ生ジタ損害ヲ賠償シナケレバナラズ。

第五條　法官ガ評決ヲ與ヘ、決定ヲ爲シ、記錄シタル判決ヲ下シ、而シテ其後ニ至リ其判決ヲ變更シタル場合ハ、其法官ハ彼ノ爲シタ判決ノ變更ニ付テ問責サレ、且ツ其判決ニ下サレタ罰金ノ十二倍ヲ支拂フベシ。更ニ彼ハ法官ノ席カラ公ニ放逐サレ再ビ

法官ノ席ニ就クコト能ハザルベシ。

第六條　寺院又ハ宮殿カラ財物ヲ盜取シタル者ハ死刑ニ處セラルベシ。盜人カラ盜品ヲ取得シタル者モ死刑ニ處セラルベシ。

第七條　少年又ハ奴隷カラ、金、銀、男又ハ女ノ奴隷、牛、羊、驢、其他ノ物ヲ、少年保護者又ハ奴隷主ノ承諾無シニ買得シ又ハ寄託ヲ受ケタ者ハ、盜賊トシテ死刑ニ處セラルベシ。

第八條　寺院又ハ宮殿カラ牛、羊、驢、豚、又ハ船ヲ盜取シタ者ハ三十倍ヲ賠償スベシ。尤モ平民カラ盜取シタ場合ニハ十倍ヲ賠償スベシ。其盜賊ガ支拂フコトガ出來ナケレバ死刑ニ處セラルベシ。

（遊佐慶夫著「ハムラビ法典ノ研究」一二九―一三〇頁）

この法文を見るに第一條から第五條までの法典は裁判をして嚴正なるものたらしめ且、その秩序を保持せしむる上の根本規定を制定したるものと見るべきものであらう。卽ち僞證を立てたり或は裁判官が一度下した判決を輕々しく變更する樣なことがあつては裁判の秩序嚴正が保たれないから、先づかゝる基本規定を掲げたものと考へる。

而して注意すべきはかゝる基本規定の次に先づ規定された事項は盜財盜賊に關する規定である。その規定に隨へば寺院宮殿等の財物を盜取したる者、及び其の贓品の隱匿者は共に死刑に處せられる。尤も其の情狀の如何によつては、三十倍の賠償をなすことによつて赦されることもあり、又個人のものを盜んだ場合には十倍の賠償によつて放免されることもある

といふのである。而してこの賠償額はヘブライ法のそれと比較するときははるかに高率である。尙注意すべきことは第七條に於て規定されて居るが如く、未成年者や其の他取引に通ぜざる者を利用して勝手な取引をなし、財物を取得した者に對して準盜賊として死刑の極刑が課せられて居ることである。

ハムラビ法典は第九條以下に社會秩序を保つ上に於て必要なる法文を順次かゝげて居るが、財產に關する規定をかく眞先きに掲げしかも極めて嚴格なる規定をなして居ることは特に注意すべきことである。私は世界最古の法典と考へられて居るこのハムラビ法典がかくの如く當時の社會秩序を保持する基本規定として財產擁護の規定をかくも嚴格に規定して居るといふ事實を見出して、實に意義深くそれを讀んだ。

世界に於ける古代諸法典を年代的に正確に羅列することは困難である。ハムラビ法典についで如何なる法典が最古のものであるかは問題であらうが、併し我々は現存せる成文法中世界最古のものの一として羅馬の十二表法(註)を除外することは出來ない。

註十二表法は羅馬最古の成文法である。それ以前には何等成文律と稱すべきものなく、專ら慣習慣例等によつて事件が處理されて居たのである。隨つて貴族に都合のよい樣に事件が處理さるゝこと多く平民階級には不利益なことが多かつた。その弊を是正せんとして西曆紀元前四百六十二年頃時の護民官の一人であつたテレンチリウス・テールサは從來の慣習慣例を成文律となさんとして、之を調査す

る委員會を組織することを提議した。彼の提案には始め元老院は勿論のこと閣僚の中にすら反對するものがあつたが、漸くその同意を得、先づ三人の調査委員を希臘及び南部伊太利の希臘植民地に派遣してその地方の成文法等につき調査せしめた。委員等は資料を蒐集して紀元前四百五十一年歸國した。その資料調査等に基いて十人の法律編纂委員を任命し、アプピウス・クラウヂウス總裁となり、同時に執政官等の職務は停止され、この委員は直ちに行政の首腦機關となつて政權を掌握したのであつた。これが所謂「十人衆政治」である。即ち十人の編纂委員は單に新法典編纂の爲のみならず、內閣を構成したのであつた。その翌年末に至り、漸く十章の新法律の草案を得、元老院並びに議會の承認を經て、成文法として確定し、之を十個の揭示版に記して、法廷前に揭げた。併しながら、この十人の委員は人民の信望を失ひ、その翌年に至り辭職し、新に十人の委員が任命された。尤も總裁及びその他留任するものもあつた樣である。新任の十名の委員は前委員等の作りし十章に更に二章を追加制定し、二個の揭示版を加へ都合十二表となした。各表はそれ〴〵數條長きは二十數條より成つて居る。この揭示版は銅版と傳へられ、十二銅表の名をもつて呼ばれることもあるが、それには木版說、石版說等の異說があり、尙定說を見るに至つてない。とにかく十二表法の原版はゴール人の羅馬侵入の折に破壞されて今傳つて居ないので之を正確に知ることは出來ない。現在我々の知り得て居るものは、後世の學者等が色々な古文獻等に引用され、或は援用された散在せる不滿足な資料或は原法典の片言隻語的資料等から苦心の結果やつと從前の體裁に回復されたものである。即ち十二表法の原文と稱せらるゝものには色々なる稿本があるが、いづれもその大半はかゝる諸學者の努力の結晶とも考ふべきである。

今之を末松博士の「ウルピアーヌス羅馬法範」によれば、その概要は次の如きものである。

第一表　法廷召喚に就いて
第二表　訴訟進行手續に就いて
第三表　自認又は裁判に依る債務に就いて
第四表　親權に就いて
第五表　遺產相續及び後見に就いて
第六表　所有權及び占有に就いて
第七表　家屋及び土地に就いて
第八表　不法行爲に就いて
第九表　公法に就いて
第十表　神聖法に就いて
第十一表　最初の五表の追補
第十二表　終尾の五表の追補

との十二表法もハムラビ法典の如く、先づ最初に裁判に關する基本的な事項を定めて居る。而してその次に制定されて居る表法の殘餘の全部は殆んど家族制度と財產制度に關するものである。特に注意すべきことは十二表法も亦ハムラビ法典の如くに財產に關しては嚴格な規定をなして居る。第八表「不法行爲に就いて」の中に於ける盜みに關する第九條以下の數條項を適宜摘出すれば次の如きものを見る。

第九條　夜陰に他人の熟穀を竊盜的に刈採又は破壞するときは成熟者なればケーレス(農業の女神)に獻納し死に致し未成熟者なれば保安官の酌量を以て杖打し且つ損害價格の二倍の罰金を科す。

第十條　有心故造に人家又は人家附近の穀類塔に放火したる者は之を縛し之を杖打し而して火刑に處し怠慢に因り右の如き失火を致したる者は其の損害を賠償せしめ無資力者は輕罰に處す。

第十一條　不法に他人の樹木を伐採したる者は各本毎に二十五アースの罰金に處す。

第十二條　夜陰の盜人は之を殺すも適法とす。

第十三條　白晝に發見したる盜人は之を殺すことを得ず。但し兇器を以て抵抗する者はこの限りに非ず。

第十四條　現行盜は自由人なれば之を杖打し而してアヅヂクチオー(判定附與)に依り被害者に附與す。奴隷なれば杖打し而してタルペーユス巖より投下すべし然れども未成熟者は保安官の酌量に依り杖打し而して損害賠償を命ず。

(文學博士末松論澄譯並註解「ウルピアーヌス羅馬法範」に依る)

かくの如く夜陰に乘じ潜入した盜人は死刑に處せられ、又夜陰に乘じ畑物を掠奪する者や人家に放火する者は火刑に處せられる。かゝる盜人は之を被害者は殺しても罪に問はれないのである。白晝押入り、發見された盜人は兇器をもつて抵抗する場合以外は之を殺すことは許されて居ないが、併しかゝる盜人は裁判により被害者に「附與」される。「附與」されるといふのは奴隷同樣とされることを意味するのである。如何に古代社會に於て財を犯すものに對し嚴罰主義がとられて居たかゞ察せられる。第八表は消極的方面を現はせるものであるが、第六表に於ては幾分積極的に所有權並びに占有に就いての規定をあげて居る。例へば「土地に就いては二年間、其の他の一切の物に就いては一年間の占有を以て所有權を取得すべし」(第六表第三條)とある。所有權を確立し、所有權を犯さしめない樣にすることが社會秩序を保つ上に缺くべからざるものとの事實が古代社會に於ては體驗を通じて表現されて居る樣に私は考へる。

次に舊約聖書に現はれて居る「モーゼの十戒」も亦最も古い法典の一と考へることが出來る。ヘブライの傳說によれば西曆紀元前十五・六世紀モーゼがシナイ山に於てヱホバ神から直接戴いたものとなつて居る。從來聖書研究家はこの「モーゼの十戒」をもつて西曆紀元前七世紀マナセ王(692—639B.C.)時代の作品であるとなして居た。併しながら、最新の研究では再び古い說にかへりモーゼ時代のものであるかも知れぬと論ぜられる樣になつたと聞いて居るが、まだその年代についての定說がないらしい。それは兎も角として「モーゼの十戒」が世界最古の法典の一であるといふことには疑がない。

少なくとも紀元前七八世紀の頃に作られたといふこの法典は申命記の記者に隨へば次の

通りである。

一、汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず。
二、汝自己のために何の偶像をも彫むべからず。
三、汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからず。
四、安息日を守りて之をきよくすること汝の神エホバの汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ。
五、汝の神エホバ汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ。
六、汝殺す勿れ。
七、汝姦淫する勿れ。
八、汝盜む勿れ。
九、汝その隣に對して虚妄の證據をたつる勿れ。
一〇、汝その隣人の妻を貪る勿れ、また隣人の家、田野、僕、婢、牛、驢馬、並びに凡て汝の隣人の所有物を貪る勿れ。(註)

註　舊約聖書申命記第五章七―二一

私はこの「モーゼの十戒」は申命記の記者が當時のイスラエル人の社會秩序を保つため、イスラエル人たるものの守るべき、基本規定としてモーゼの名のもとに掲げたものであると考へる。この「十戒」を一讀するならば第一より第四までは神に事へる道を教へたものであることは明白である。而して人に事へる道は「汝の父母を敬へ」との戒を以つて始められて居ること

も亦注目すべき點であらう。人に事ふる道を更に家族の秩序を保つためのものと、生命財産の安全に關するものとに分つことが出來よう。而してそれを規定して居るのが第五條以下である。卽ちこの「モーゼの十戒」は宗教、家族、財産に關する根本規定であると私は考へる。それは當時の爲政者がイスラエルの社會秩序を保つための最少限度の基本規定として神の御名に於て公布したものである。

新約馬太傳第十九章の記者も永遠の生命を得るために守らなくてはならない戒として

殺すなかれ
姦淫するなかれ
盜むなかれ
僞證を立つる勿れ
父と母とを敬へ
己の如く汝の隣を愛すべし

と教へて居る。かく盜むなかれ、殺すなかれといふ生命財産に關する戒が基本的な戒として古代法に於て常に表示されて居るといふことは最も注目すべきことである。

十八史略にある「法三章」の記事は又この點を暗示深く例證するものである。卽ち漢の高祖は秦の苛法に苦しみ、その繁雜なる規則になやんで居た當時の關中の民を、秦法の軛から解放

した。卽ち高祖は從來の苛法は凡て之を廢し、新法を公布し、之を三章に壓縮してしまつた。この新國王の英斷には秦の人民が小躍して喜んだといふ。

殺人者死。傷人及盜抵罪

卽ち殺人犯は之を死刑にするぞ、人を傷けたるものは處罰するぞ、盜みを働きたるものも處罰するぞといふのが法三章である。この法三章は疑ひもなく法律萬能思想の反動である。併しながら、それは又如何に强く反動が現はれ法律を壓縮しようとしてもこれより以上には壓縮出來ないとの最少限度を示したものと見ることが出來よう。卽ち生命財産に關する何等かの取り極めなくしては如何なる社會に於ても、如何なる時代に於ても、社會秩序を保ち得ざることを法三章の記事は我々に雄辯に敎へて居る。

之を我が國の古典に就いて見る。古事記六月晦大祓や古語拾遺等に天津罪、國津罪の記事がのせられて居る。言ふまでもなくこゝにある罪は所謂法律的な罪とはその意義を異にして居る。上代に於ける「ツミ」の根本觀念は宗敎的のものであつて、神樣が忌み嫌ひ給ふところの罪惡、汚穢、災禍、疾病等を總括して居るものゝ樣である。天津罪には畔放(アハナチ)、溝埋(ミゾウメ)、樋放(ヒハナチ)、頻蒔(シキマキ)、串刺(クシサシ)、生剝(イケハギ)、逆剝(サカハギ)、尿戶(クソヘ)の八罪があげられ、國津罪としては、生膚斷(イケハダチ)、死膚斷(シニハダチ)、白人(シラヒト)、胡久美(コクミ)、己が母犯せる罪、己が子犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪、畜犯せる罪、昆虫の災、高津神の災、高津鳥の災、畜仆し蠱物爲る罪の十三罪があげられて居る。これによつて上代農耕生活に關する天津罪は主として財産に關すると考へ得るものであり、國津罪は主として家族に關するものを含むといふことが出來よう。ことに天津罪の內の頻蒔串刺の二罪については色々な說がある。

頻蒔　神代紀に素戔嗚尊春則重播種子(重播種子此云二于恵志一)と見え古語拾遺に重播(古語志岐麻伎)と有り後釋に頻は重なる意にて一度播置たる上へ又重ねて蒔を云なりと有り(私記に言有二田夫一既播穀種而後他人重下レ種也と見ゆ此に依る時は人の播たる上へ我が種を蒔て我有なりと凌ぎ奪ふなり)凡て種子を播も蒔時は互に相逼りて速々(スクヽ)とも生立ず又扶疏(シキモ)する事を得ざるが故に罪と爲るなり。

串刺　考に神代紀實錄開始段第二ノ一書に是後日神之田有二三處一焉號二曰天安田天平田天邑並田此皆良田一雖レ經二霖旱一無二所一損傷一其素戔嗚尊之田亦有二三處一號二曰天樴田天川依田天口鋭田一此皆磽地雨則流之旱則焦之と有り須佐之男命の御田如此有る故に大御神の御田をも然有しめむとて串を多く隱し刺して下立難から令るなり樴串同じ事なり泥中に樴串の多く有る田に下立ば足を害(ワコサ)ふなり今も某ノ田には杭串有るなりと云て田人は心爲れど猶誤て惱む類多し(又有ノ文の樴(ヒ)字を誤て串と爲(シ)たるなり)と云て串相爭と有り此等を合せて思ふに此頻蒔串刺の二條は上なる畔放溝埋樋放など田を耕る害を爲には非て其田を爭ふなり然れば右の頻蒔も私記に有二田夫一既播穀種而後他人重下レ種也と云る如く人の種を播たる上へ我種を下(オロ)して共種の類を以て人の

耕れる田を我有と爲て爭ふなり又此は串刺も忌部正通が說に捧籤者奪二人畔一立二己牋一也と云ひ一條兼良公御說に今世所謂田札也と宣へるなど先には信從ざりしかども今思へば寔に其如くにて秋に至て稻實の熟らみて漸々苅納る期に臨て己が牋（シルシ）の籤を捧て其主に令收ざるなり（如此く見れば天穗田の說も遠へり其天穗田は杭多き田にて此の串刺と異なる事今說るが如くなり）（祝詞講義上五五七頁）

この重罰の頻蒔、串刺の說明並びに說明中に引用されて居る神代紀の記事を通して見るに我が上代に於ては明確に所有權が確立されて居たことを窺ひ知るに難くない。私はこれ等の古典をよんで上代社會の社會秩序を保つ爲に他人の財產に損害を與へ、或はその所有權を冒すことが天津罪に於て又家族制度を維持するための罰則が國津罪に於て戒められて居る樣に考へる。

更に又古事記及び日本書紀を見ると其處に海幸彥、山幸彥の生產用具交換の記事がある。卽ち海幸彥の火照ノ命は御弟山幸彥の火遠理ノ命と御相談の結果、或る日のこと海幸彥の火照ノ命は御自分の海幸の用具を弟山幸彥の山幸の用具と交換された。かくて御二人とも些か勝手の違つた獵にお出かけになつた。併し、お互にお馴れにならぬ仕事をやられたのでどちらもうまく行かず、山幸彥は折角お借りになつた海幸彥の釣針を海中にお失ひになつた。それで新しい釣針を作られて兄君に與へ給うたが、海幸彥は御承知にならぬ。そこで弟彥は御佩の十拳劍を潰して五百本の釣針を作られて償ひ給うたが、御承知にならないので、更に一千の釣針を作られて償はれたが、それでも海幸彥は尙御承知にならない、山幸彥は詮方つきて、遂に海神の宮に行かれて海神に御相談になり、やつとのことで鯛魚の口から、元のものをお取返へしになつて之を海幸彥に御返しになり、漸くお二人の間の悶着が落着したといふのである。あの記事は正しく上代に於て所有權が嚴然と認められ、冒すべからざるものであつたことを物語るものではあるまいか。

我々はかくの如く古代社會に於ける財產規定を見たが、原始社會に於ても財產に關する規定は極めて嚴格に規定されて居る。最も原始的種族の一であると考へられて居るニューギニア島（New Guinea）のカイ族（Kai）に於ては他人の畑で作物を盜みその現行犯を押へられた場合には殺されても、犯人の血緣者がそれに對し、復讐をすることが許されて居ない。かうした盜みを取締る規定は我々の想像する以上に極めて嚴格なものである。この點については後篇に於てより詳しく論ずる機會があると思ふからこゝでは省く。只次に一つ濠洲の東南部地方ニュー・サウス・ウェールスのエヴァーライ族（Evahlayi）の母親が愛兒を抱いて歌ふ子守歌を紹介しよう。

よい子になれよ、盜むなよ！
人樣のものに手をふれるなよ！
何でも、あるがまゝにしておけよ！
よい子になれよ！

Be good, steal not;
Touch not what belongs to others;
Let all things stay where they are;
Be good. (Albert Muntsch and Henry S. Spalding: Introductory Sociology, p.28)

子供に對する愛情は洋の東西を問はず、文化の如何を問はず本能的なもの〻如くである。「よい子になれよ」とは如何なる母親もその子に對して先づ願ふところのものであらう。エヴァーライ族の母親も亦「よい子になれよ」と子供をあやしながら歌ふのである。而して單純な未開女も我が子のために心より「盗むなよ」とさとすのである。右の歌の「人樣のものに手をふれるなよ！」といふのは「盗むなよ！」の別の言ひ方である。又「何でもあるがまゝにしておけよ！」といふのはどこにでも何か財物が置いてあるとき、よし人が見ないでもそれをもち去るといふ樣なことをしてはならないといふことを教へたものであるから、これも「盗むなよ！」の別の言ひ方と見られる。從つてこの未開人の子守歌はこれをかきかへると

「よい子になれよ、盗むなよ！盗んではいけないぞ、盗んではいけないよ、よい子になれよ」である。かくも「よい子になる」最重要條件として盗んではならないといふことを强調して居るのは意義深きことではないか。

このことは何を物語るものであるか。私は彼等原始人が長い間の生活經驗を通して自分のものと、人のものとの區別を嚴格にしておくことの如何に社會秩序を保つ上に於て缺くべからざる所のものであるかを學んだことを物語るものである。

も一つ自己を赤裸々に出す小さい子供の世界の經驗を紹介しよう。御承知の通りに子供はエゴイスチックなものである。そして子供は中々强い所有欲を遠慮なく發揮するものである。赤坊でも一旦握つたものは中々離さうとしない。それを無理にもぎ取ると大聲をあげて泣き出す。或る家庭に今、滿二年位の男の双生兒が居る。二人とも他人目には一寸區別のつきかねるほど似て居る。而も二人とも同じ着物をきて居るので尙更もつて區別がつかぬ。玩具も仲よく同じものを一組づゝ與へられて居る。何かの拍子に一種類だけの玩具が現はれようものなら、それこそ大變である。同家に双生兒が居るといふことを知らない訪問者が玩具を一つだけお土産にもつて來たときの主人公の苦心は思ひやられる。さういふ場合に親父さんは包紙の商標によつて、それが買はれた店を見出し、その店にこつそり行つて同型のものを買つて來て、二つにしてそれ〳〵渡さなければならないのだから！併しながら、同じものを一つづゝ與へておいても時々喧嘩がはじまる。それは一方が早く壞れたり、よごれたりすると、きれいなよい方に就いての奪ひ合ひが始まるのである。こちらがAのだ、いやこちらがBのだと所有權についての大論爭が始まる。親達はその喧嘩の裁判に汗ダクの有樣である。困りぬいて居たところに親父さんが偶然のことからフト一策を考へついた。そしてその一策が見事成功して二人の間の奪ひ合ひの喧嘩だけは解消した。それは繪本でも何

でも玩具を始めに與へるとき二人の名前を或る著しい特徴をつけて記してやることであつた。卽ち一人のにはその名前の字劃の內の縱の一線を長くひきのばし、一人のは橫の一線を特に長くしたのであつた。僅か滿二年ばかりの幼兒でもその特徴によつて容易に各々自分のものを判別した。いくらこれが自分のだと、よい方の玩具をつかんで頑張りかけても、相棒の名前が書いてあつた場合には、仕方がないといつた樣な顏をして讓るのである。

この場合親の立場からするならば、桃太郎の繪本を二冊買ひ、或は「電車」の玩具を二つ買つて來て與へ、共用さしてやつてもよいのである。そのどちらをAが取らうがどちらをBがとらうが、どうでもよいのである。併しながら、之はAのもの、之はBのものと子供等の間に「私有財產制」を確立しておくことは、親にはどうでもよいことであるが子供等の間の「社會秩序」を保つ上に於て必要缺くべからざるものであることをこの挿話は實によく例證して居る。子供にとつての玩具は、大人にとつての大財產にも相當するものであると言へよう。私は社會に於ける私有財產制度についても右の子供の場合と同じ樣な趣がありはしないかと思ふ。

要するに、私有財產制度なるものは金持ちや資本家の爲にのみあるものではなくて、社會の秩序を維持して行く上に缺くべからざるものであるとの認識が眞に徹底されねばならない。私有財產制に關聯して我々は幾多革めなければならない點のあることを痛感する。それに向つて我々は最善の努力をなすべきものであることは言を俟たぬ。併しながら、現存社會の社會惡の根源が恰かも私有財產制度そのものゝ本質にあるかの如くに考へて、之を否認することによつて現存社會の根本變革を叫ぶが如きは當らない。

四　私有財産制度の日本的把握

以上私は可成り強く私有財産制度の社會的意義を高調した。併しながら、それは決して私有財産權を絶對的のものとする個人主義的な立場に於ていふのではない。否、私は今日の社會問題の凡ては個人の權利を絶對的のものとして主張する、卽ち何事でも權利といふ考へによつて把握しようとする個人主義的な傾向に基因して居るものであると考へる。この點に就いてファッシズムの思想は頗る示唆に富んで居る。坊間やゝもすれば暴力的のことを以つてファッシズムの本領であるが如く考へて居るものが多い。併しながら、ファッシズムは本來「團結の內に力あり」を意味するものである。卽ちそれは Fascesといふ語から由來して居る。Fascesといふのは昔ローマの高官が外出のとき從者に持たして歩いたといふ檢の枝を東にして、その上部に斧を附したものである。檢の枝の束は團結を意味し、斧は權威或は力を現したものである。それは國家のシンボルであり、「團結の內に力あり」の意を象徴したものである。それであるからしてファッショは元來の意味に於てはかの毛利元就の協力一致の遺訓の精神であり、又元就の「百万一心」(註)の精神である。ムッソリーニは日本の武士道について十分なる認識をもつて居ると聞くがファッショの眞の意味は日本的であるといふことが出來る。

註　萩中學校を訪れられた人は、先づ、あの校庭に御大典記念として建てられた毛利元昭公の筆になる「百

万一心」の大石碑に注意されることであらう。傳へらるゝところによると、元就がその昔吉田城狹隘のため、姫丸壇增築をなされたとき、工事頭が城の安泰を祈るため、人柱を埋めるべきことを申出たといふ。そのとき元就は今は毛利家勃興の秋、一人の人命をもおろそかに出來ない秋である。人柱の代りにこれを石に刻んで埋めよとて、自ら筆をとつて大書されたのが「百万一心」の文字であつた。こゝに注意すべきは百の字が一畫を缺いで「百」となつて居り、萬の字にこと更、略字が用ひられ、而もその略字が「万」となつて居ることである。これは傳ふるところによれば、元就が單に、百萬のものが一つ心になるといふ以上に「日を一にし、力を一にし、心を一にせよ」との意を含めて書かれたものだといふことである。卽ちこの協力一致の精神が將士の中に漲つて居るならば、如何に强大なる敵軍がよし、押よせて來るとも、この城は絶對安全であり、この精神こそ遙かに人柱に優る城の守護であるとの意を思慮深き元就が示したものであらう。「百万一心」の精神はとりもなほさず、教育勅語に示し給へる「億兆心を一にし」の御精神に外ならぬ。この「百万一心」の精神こそは防長の傳統精神であり、防長二州があらゆる艱難にあたつてよく之を克服なし得たる力の源である。

ファッシズムに於ては個人主義的財産觀を排して、財産を Public trust 卽ち「公の信託物」として把握すべきことが主張されて居る。(Major J. S. Barnes: Fascism, Chap. VI The Economic Principles of Fascism.)財産といふものはもと〳〵神樣から戴いたものを、おあづかりして居るものに過ぎないとの考へは、原始文化の研究に於て屢々見るところのものであり、又いづれの國に於ても古代社會に於ては見られる思想である。古代社會の資料の內それが比較的明確に表現されて居るのはヘブライ民族の聖典舊約文學であらう。

舊約聖書を繙いて見るならば、そこにはイスラエル民族が生活して居たユダヤの土地はエホバ神から與へられたものであるといふ意味を現はした記事が實に百三十五ケ所の多きに達して居る。(註)

註　創世記　十五章七、十五章一八、十七章八、二十六章三―四、二十八章一三、三十五章一一―一二、四十八章三―四
出埃及記　三章八、三章一七、六章二―八、十二章二五、十三章五、十三章一一、二十章一二、三十二章一三、三十三章一
利未記　二十章二四、二十五章二、二十五章三八
民數紀略　十一章一二、十三章二、十四章八、十四章三〇、十四章四〇、十五章二、二十五章一八、二十章一二、二十章二四、二十七章一二、三十二章七、三十二章九、三十四章二九
申命記　一章六―八、一章二〇―二一、一章二五、一章三五、二章一二、二章二九、二章二九、二章三一、三章一八、三章一九、三章二〇、四章一、四章二一、四章三八、四章四〇、五章三一、六章一〇、六章一八、六章二二―二三、七章一三、八章一、八章七、九章六、九章二三、十一章九、十一章一七、十一章二一、十一章三一、十二章一、十二章一〇、十六章一四、十七章二、十七章一四、十八章九、十九章一―三、十九章八―一〇、二十章一六、二十一章一、二十一章二三、二十四章四、二十五章一五、二十五章一九、二十六章一―三、二十六章九―一〇、二十七章二―三、二十八章一一、三十章二〇、三十一章七、三十一章二〇、三十一章二一、三十一章二三、三十二章四九、三十二章五二、三十四章四

約書亞記　一章二―三、一章六、一章一一、一章一二、一章二、二十一章四三―四四、二十三章一五―一六
士師記　二章一
列王紀略上　八章三四、八章三六、八章四〇、八章四八、九章七、十四章一五、二十一章八
歷代志略上　十六章一八
歷代志略下　六章二五―二七、六章三一、六章三八、七章二〇、十三章五、三十三章八
尼希米亞記　九章八、九章一五、九章三五―三六
詩篇　百五篇一一、百五篇四四、百十一篇六
以賽亞書　四十九章八
耶利米亞記　三章一八―一九、七章七、十一章五、十六章一五、二十四、三十七章二五

五

以西結書　十一章一五―一七、二十章四二、三十三章二四
撒加利亞書　九章一一

（穗積重遠博士舊約の土地所有觀念による）

ユダヤの土地はエホバ神より賜つたものであるからイスラヘル人は各支族に、或は更にその各家族間に土地を具體的に分配するに當つては籤引きの方法をもつてしたのであつた。蓋しその當時に於ては籤引が神意を伺ふ最善の方法と考へられて居たからである。而して土地の分配を受けたものは、それを神樣から與へられたものとして感謝すべきものなること

が說かれて居る。卽ち申命記の記者は言ふ。

汝我力とわが手の働作によりて我々の資財を得たりと心に謂ふなかれ。汝の神エホバを憶えよ。其はエホバ汝に資財を得るの力をたまふなればなり。（申命記八章十七―十八）

土地のみならず他の資財も凡て神より賜つたものであるから各自は感謝して之を所有すべきであり、自分の所有地の作物に對し絶對獨占的の考へを持つことを戒め、神樣に對する感謝を現はす爲め貧しきもの、憐れなるものに施しをなすべきを教へて居る。卽ち次の如き記事を散見することが出來る。

汝らの地の穀物を獲るときには汝等その田野の隅々までを盡く獲るべからず。亦汝の穀物の遺穗を拾ふべからず。また汝の葡萄園の菓樹園の菓を取り盡すべからず。また汝の菓樹園に落ちたる菓をあつむべからず。貧しき者と旅人のためにこれを遺しおくべし。（利未記一九章九―一〇）

汝の隣の葡萄園に至る時、汝こゝろにまかせてその葡萄を飽くまで食ふもよし。然れども器の中に取り入るべからず。また汝の隣の麥圃にいたる時なんぢ手にてその穗を摘み食ふもよし。然れども汝の隣の麥圃に鎌をいるべからず。（申命記三三章二四―二五）

汝田野にて穀物を刈る時、もしその一束を田野に忘れおきたらば、返りてこれを取るべからず。他國の人と孤兒と寡婦とにこれをとらすべし。……汝橄欖を打落す時は再びその枝をさがすべからずその遺れる物を他國の人と孤兒と寡婦とに取らすべし。また葡萄園の葡萄を摘みとる時はその遺れる物を再びさがすべからず。他國の人と孤兒と寡婦とにこれを取らすべし。（申命記二四章一九―二一）

ファッシズムの財産觀は恐らくこの樣な舊約文學の中に現はれたかゝる思想から由來して居るものと推察される。兎に角ファッシズムの財産觀に於ては私有財産といふものは國家からその機能を最もよく發揮せしむるために個人に信託されたものである、個人は單に信託されて居るにすぎないで、それに對し絶對の權力をもつて居るものは國家であるとの考へを表明して居るが、私も亦かくあるべきものであると信ずる。

この「おあづかりの思想」こそは私有財産制度の機能を發揮せしめ、而も、その弊を矯める唯一のキーであると考へる。私はこの「おあづかりの思想」をファッシズムの思想を援用し、而して又舊約聖書に現はれて居る思想を援用して說明したが、この考へ方は又我が國本來の考へ方であることを最も力强く言はんとするものである。

我が日本は伊邪那岐、伊邪那美御二柱の神によりて創造されたものであることを古典は我々に教へて居る。我が國土は他の一切と共に天照大神から皇孫瓊瓊杵尊を通して天皇に下し給ふたところのものである。

葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣（註）

註　本居宣長翁の讀方に隨ふ。

この御神勅は正にそのことを明確に表はして居るところのものである。私有財産權の絶對性といふことがもし考へらるゝとするならば、それは各自が他人の財産に對して考ふべきところの態度を言つたものであつて、自分が自らの財産に對して考ふべきところのものではない。自ら持てりと思ふ我が財産は天皇陛下から我々に御信託にあづかつたものである。これを最も有效に國家・社會のため運用することが我々國民たるものゝ本分でなければならぬ。而して又我々は他人の財産に對しては絶對性を認識しなければならぬ。何となれば他人の財産はその人に對し陛下の御信託が加つてゐると觀ずるが故である。併しながら、自ら持てりと思ふ財産は單に御信託を受けて居るのに過ぎないものであるから、決して我利々々亡者的に之を處理すべきでない。私有財産の絶對性は他人の財産に對して各自が心得べきところの基本的態度であることを決して忘れてはならない。各自が所謂己れを責むることを嚴にして、他人に對すること寬なる態度をもつて進むところに眞に財産制度に關聯した社會問題の解決も得られるのである。

この「おあづかりの思想」を少しく徹底するならば私有財産制度に附隨せる色々な弊害は一掃され、而もその本來の役割が十二分に發揮されることゝ思ふ。ロシヤの如く私有財産制度を否認することによつて、決してよりよき社會が實現するものではなく、只少しく之を精神的に把握することによりて私有財産制度が活用されるものであると信ずる。

社會を進展せしむる上に於て社會の制度、組織の一新といふことが重要なることは言を俟たぬ。今日我々は各方面に多々改善・革新さるべき制度・組織のあることを知つて居る。而して制度・組織の革新は國民の生活を向上せしむるに役立つものであることを疑はぬ。その意味に於て革新さるべきものは斷乎として革新されなければならないと信ずる。併しながら、制度は人のためにあるものであつて、人が制度のためにあるものでないことを忘れてはならない。

世間に於てやゝもすれば、制度・組織の革新にあまりに重點をおきすぎ、一切を外面的制度・組織の改革にのみ求め、各自の當然負ふべき責任をも之を社會の制度・組織の罪に歸せんとする傾向が見受けられる。制度・組織が改革されるならば、他は自ら改まるといつた考へ方は徹底的に清算されなければならぬ。

孔子が論語の中に於て「君子は諸を己に求め、小人は諸を人に求む」と言つて居られるが、制度・組織の點にのみ眼をむけ、そこに重點をおいて論ずる輩は、孔子の所謂すべてこれを人に求むる小人である。

聖德太子が十七條憲法の第七條に於て「事大小となく人を得て必ず治まる」と仰せられて居るのは、蓋し不朽の金言である。私はこの點について最近のロシヤに於て意味深き傾向を見る。ロシヤこそは制度・組織さへ改むるならば他は放任しておいても自らよくなるといつた態度を政策の上に最も明確に表はして來た國である。そのロシヤの事實上の獨裁者である

スターリンが最近に於て「人は最高の資本である」と叫び、「技術が凡てを決する」といふ從來のスローガンに代ふるに「人が凡てを決する」といふ新しいスローガンをかゝげ、政策の上に於て新しいスタートをきつて居る。彼も亦始めて「事大小となく人を得て必ず治まる」の眞理を長い間の苦い經驗を通して學んだのであらう。このことは一九三六年の十一月に公布された改正ソヴィエット憲法の上によく現はれて居るが、又彼が一九三五年五月四日クレムリン宮殿に於て赤軍士官學校卒業生に對してなした演說の中にこの點が强調されて居る。卽ち彼は言つて居る。

……我々はかくの如く技術の方面に於ける飢饉の時代を克服し得たのであるが併しながら、今や更に一の新しい時代に入つた。新しい時代―私はこれを技術を運用し、進展せしむることの出來る有爲な人物の方面に於ける有能者の方面に於ける・勞働者の方面に於ける飢饉であると言ひたい。我々は工場・會社・集團農場・國營農場・軍隊をもつて居る。併しながら、その技術を最大限度に活我々はこれ等すべてに對する技術をもつて居る。併しながら、その技術を最大限度に活用し得るに必要な經驗を十分にもつた人が居ない。曾て我々は「技術が全てを決する」と叫んだ。このスローガンは技術の分野に於ける缺陷を克服するに役立ち、我々は凡ての活動部門に於て勝れたる技術を人々に修得せしむる上に於て技術的に偉大なる基礎を作り得た。このことは確かによいことであつた。併しながら、それだけでは不十分なのである。技術を運用し、それを十分に利用する爲に、技術を體得した人物が必要である。

技術のあらゆる點を心得、技術に精通し、之を活用し得る人が必要である。技術に精通せる人なき技術は死物である。技術に精通せる人々によつてなさるゝ技術こそは驚くべき偉力を發揮し得る。若しも、我が一流の會社・工場・國營農場・集團農場・我が赤軍等がこの技術を運用し得る人を十分持ち得たならば、我がソ聯邦は現在の三倍或は四倍の效果を擧げ得たことであらう。技術に精通せる勞働者・技術員・國民の必要を强調する所以、亦ここゝに存するのである。「技術が凡てを決する」のスローガンは技術方面に於て飢饉の存在せし當時の、卽ち既に過ぎ去りし時代の反映である。今やこの古きスローガンに代ふるに「人が凡てを決する」の新しいスローガンを以つてせんとする所以は現下の非常緊急事態に對應せんが爲である。

我が國民がこの新スローガンの重大なる意義を十分に理解して居ると言へるであらうか。余はしか考へぬ。もし然らずとせば、我々が實際に於て屢々目擊するが如き（技術をもつた）人々に・技術者に・或は勞働者に對する輕蔑的態度は見られなかつたであらう。「人が凡てを決定する！」このスローガンを實現せしむるためには指導者が勞働者に對し―どの樣な方面で働いて居るにしても―最も熱心な態度を現はし、勞働者を熱心に育て、援助を必要とするときは進んで之を援助し、彼等が處女的成功をかち得たときは之を奬勵し、昇進せしむる等々適宜の策を講ずることが必要である。從來實際に於て勞働者に對し、心なき官僚的な、明かに輕蔑的な態度があつた。事實、彼等は勞働者を十分試みもせ

す、屢々歩駒の如く投げ捨てゝ居るのである。彼等は機械を尊重し而して、會社・工場に如何ほどの技術的設備があるかについてはよく報告する。併しながら、余は、彼等が幾人の勞働者をかく〳〵の期間訓練し、又如何に彼等を仕事に熱心になる樣に工夫したかについき熱意をもつて報告された事例を一つだに知らない。これを如何に說明すべきであるか。このことは我々が尙、人を尊重し、勞働者を尊重し、技術員を尊重することの重要性を體得して居ないといふ事實を說明するものである。余は曾てシベリヤに追放されて居たときの一事件を思ひ起す。それは春の氾濫期のことであつた。三十人のものが激流に流されて居た材木を上げるために河に行つて働き、夕方村に歸つて來た。併し、仲間の一人が缺けて居た。三十番の男は何處に行つたかとの問ひに、彼等は冷淡に三十番は「あそこに殘つて居るよ」と答へた。「殘つて居るとはどういふ意味か」との私の問に對し、彼等は同じ樣な冷淡さで答へた。「何を言ふのだい、彼奴は勿論溺れたのだよ。」するとすぐ、他の一人が「俺は馬を洗ひに行つて來るよ」と言ひながら何處かに急いで行つた。彼等が人よりも家畜の方を憐れむのを私が非難したら、仲間の一人が皆の意見を代表して言つた。「どうして人間を憐れむのだい、我々は何時でも人間は得られる。併し馬は……馬が作れるかい。」これは大して重要ではないかも知れぬが、實に人のもつて居る惡い癖である。思ふに我が指導連中の或る者の人に對し、幹部員に對しての冷淡な態度、並びに人を尊重することの出來ない點は右の遠きシベリヤに於ける挿話によく似通つて居るが、それは

人が人を尊重しない人間性の不思議なる特質である。

同志諸君！若しも我々が人の方面に於ける飢饉をよく克服し、我がソ聯邦に於て技術を向上せしめ、技術を運用し得る人を十分に得んとするならば、我々は先づ第一にこの共同目的を助長せしめ得る勞働者を尊重し・技術員を尊重し・人を尊重することを學ばなければならない。全世界に於けるすべての資本の內にて最も決定的なる資本は國民であり、幹部員であることを認識することが最も必要である。ことに現下の情勢よりするならば、「人が凡てを決する」ことを認識しなければならない。若しも我々が工業に農業に・交通に軍隊に多數優良なる幹部員をもつならば、我が國に敵ふものはない。若しも我々がかくの如き人を得ないならば、我々は跛行狀態に陷るであらう云々。　(Moscow Daily News: Moscow, Wednesday May 8, 1935)

私はこの言葉がボルシェヴィキーの指導者スターリンの言葉であることに特に注意を喚起したいのである。

所謂世の社會革新論者は社會機構を根本的に建て直すにあらざれば社會問題も、經濟問題も解決の見込みなしと主張する。併しながら、我々はボルシェヴィキー政權が樹立されて以來二十年近くもの間、「技術が凡てを決する」との「人が凡てを決する」とのスローガンの下に戰つて來たスターリンにして既に「人が凡てを決する」とのスローガンをかゝげざるを得なくなつたのである。而して又我々は歷史の事實として異常な國難に際して偉大なる個人の獻身的努力が動因となりよく之

を解決せし幾多の事例を見る。

千八百七年ドイツはナポレオン軍の馬蹄のため實にみぢめに首都ベルリンまでも蹂躙された。一見ドイツは再起し能はざるべしとさへ豫想された。そのドイツをして雄々しく奮起せしめ、遂にその會稽の恥を雪がしめ得たばかりでなく、世界大戰前の如き强大なるドイツ帝國たらしめた力の根源はいづこにありしか。勿論各種各樣の理由が擧げられるであらう。併しながら、その最大原動力の一となつたものは、フランス軍に包圍されたベルリンの只中において、熱誠火を吐く如きフィヒテの「獨逸國民に告ぐ」といふ講演そのものゝ內にひそんで居ることを見逃してはならない。

フィヒテは叫んだのである。ドイツがかくもみぢめな敗戰をなしフランス軍の爲に叩きのめされたのは、ドイツ人自身の腐敗墮落のためである。彼等は卑しむべき利己心を增長せしめた爲に遂にかくの如き自滅の境に陷つたものである。隨つてこの憐れむべき狀態より再びドイツを蹶起せしむるためには全く違つた精神を必要とする。これがフィヒテが「獨逸國民に告ぐ」の講演の最初の言葉であつた。

フィヒテの「獨逸國民に告ぐ」の講演を直接聽いたものは僅々二、三百名の敎育者の團體にすぎなかつた。併しながら、このフィヒテの精神がドイツの精神的一大覺醒運動の端緒をなし、遂にドイツをして完全に復興せしめたのではないか。フィヒテの誠がドイツの天地を動かしたのである。

之を又防長の歷史に見る。毛利は關ヶ原の戰ひまでは中國地方全土を領し、百十數萬石の大々名であつたが、關ヶ原の役、德川氏に敗れたため僅か防長二ヶ國三十六萬九千石に壓縮された。これを俗な言葉で言ふならば百十數圓の月收入が三十六、七圓に減じたのにも比すべく、又昨日まで現職にあつたものが急に退職を命ぜられ、三分の一の恩給だけで生活すべく餘儀なくされたといつた形である。毛利にとつてはそれこそ超非常時であつた。普通ならば脚腰立たない所である。それが立派に立ち上つて遂に幕府を倒し、明治維新を招來せしめた一大動因となつたのである。いづこよりその力は來て居るか。元より制度、組織の上に一大變革が行はれて居る。併しながら、その根柢に橫はつて居るものは「百万一心」の防長精神（本書三十六頁參照）が「御國入」當時の功臣益田牛庵、幕末に於ける村田清風等の如き偉大なる政治家の獻身的努力を通して躍動した爲に外ならぬと考へる。

私は同じ樣なことを松平樂翁についても感ずる。樂翁といふと、やゝもすれば人の頭に樂隱居のぢいさんの樣な感じを與へやすいかも知れぬが、併しながら、樂翁が白河の藩主として政治を改め、かの天明の大飢饉に際してよく一藩の難局を打開されたのは實に公二十六歲の時である。幕府の財政が衰微し、多事多難の折、老中に拔擢されて、よくその難局に處せられたのが而立の歲だといふ。而して殊に將軍輔佐として一切の幕政を掌握されたのがその翌年三十一歲のときであつた。公は三十五歲の時には職を退き歸藩して居られる。卽ち歷史に現はれて居る樂翁公が最も奮闘された時は三十歲前後である。それは幕府の財政が田沼の

惡政により極度に紊亂して居た時である。その盛時に於ては三百萬兩以上もあつた幕府の豫備金も殆んど皆無となり、越中守が勘定奉行から、財政の引繼を受けられたときはこのまゝで進むならば今年は百萬兩の不足を來すかも知れないといふ極めて面白からぬ情勢であつた。然るに事實はどうであつたか。百萬兩の赤字豫想は三萬九千五百九十四兩で喰ひ止められた。而もその年は京都の御所の火災のあとを受け皇居御造營の臨時經費の嵩んだ年である。御所の御災難のことなかりせば、赤字どころか僅かながらも黑字を見ることが出來たのである。果せる哉その翌年には七萬五千二百九十七兩、その次には七萬四千二百二十兩の黑字が現はれて居る。而して樂翁公在職中は黑字がつゞいたが、一度公が引退され、再びルーズな當局が公に代るや幕府の財政は再び亂れ始めた。文化十二年の幕府の財政を見ると其處には四十四萬九千百兩といふ當時としては莫大な赤字が見られるのである。

松平越中守が始めて幕政を擔當する命を受けられたとき神樣に祈願をこめられて居る。その願文を見て私は心より感激させられた。その願文には次の如く記されて居る。

越中守一命は勿論の事妻子の一命にも懸け奉り候ひて必死の心願奉候事

樂翁公のこの樣な命懸けの心願こそは、當時の國難を見事に克服し得たる原動力である。

五　結　語

この樣に考へて來ると問題は制度の問題―くれ〳〵も自分はそれを輕視するものではないが―ではなく、人の問題であり、精神の問題であることを痛感する。問題は外にあらずして魂にある。今日の非常時も樂翁公の如き態度のみよく之を解決するのである。

今日凡ゆる方面に於てあまりにも革新の聲高く、やゝもすればそれが外面的に把握されて個人的修養とか、個人的努力とかいふことが、それはよいものであるにしても、今はそんな廻り遠い、觀念的なことを言つて居れぬといつた傾向が强くはないであらうか。併しながら、眞の非常時打開の道は先づ國民一人々々のつとめに心よりいそしみ、一命にも懸け奉り候ひて必死の心願奉候」との態度をもつて生活するところにある。

吉田松陰先生が、安政四年獄中の先生に代つて國事に奔走せる愛弟子入江杉藏に送られた御言葉の中に次の一句がある。

今日の事誠急なり、然れども天地は大物なり。一朝の奮激の能く動かす所に非す。それ唯積誠之を動かす。然後に動くあるのみ。

今日事誠急矣。然天地大物也。非一朝奮激之所能動矣。其唯積誠動之。然後有動焉耳。

我が日本の今日の事は誠に急である。松陰先生が安政四年入江杉藏を激勵されたその當時よりも遙かに急である。併しながら、如何に今日の事が急であつても「天地は大物」である。

一朝一夕の空奮發や空元氣で天地が動かせるものではない。併しながら、かゝる大物の天地も之を動かし得るものがある。それは松陰の言葉でいふならば卽ち「積誠」の生活である。あくまでも誠を求めて止まない生活が積まれるならば天地も動かされ得る。只一人の誠でも積るならば必ずや天地を動かし得るのである。至誠は神に通ずる。如何に平凡なる自己であつても、自分の現在もてる凡てを神にさゝげ誠をもつて進むところに我ならざる大いなる力が働き、この平凡なる我を通して天地をも動かす如き大いなる力が現はれるのである。歷史はかゝる個人の「誠」が契機となつて動くのである。一寸考へると一個人の誠は、如何にそれが深刻であつても、之を天地を動かす力に比べるならば大海の一滴の樣に考へられるかも知れない。併しながらそれこそがボンブの「呼び水」の如き役をよく果し得るのである。見よ、一掬の「呼び水」よく萬石の水をくみ上げ得る原動力となるを！

南洲翁は弟子達に教へて居られる。

人を相手にせず、天を相手にして己れを盡し、人を咎めず、我の誠の足らざるを尋ぬべし(註)

註　大西郷遺訓一九頁

とあるが、この自省の精神・積誠の精神の內にこそ、千萬人と雖も我行かんとの大勇猛心も發露するのである。

私有財産の問題をあまりに制度の問題としてのみ考へる、考へ方が何よりも先に止揚されなければならない。先づ我々の財産に對する考へ方、態度がかへられなければならない。私

有財産權の絕對性といふことがもし考へられるとするならば、それは我々が他人の所有物に對してもつべき態度について言つてゐるものであつて、我々が自分自身のもち物に對して主張すべきものではない。我がものと思ふものはおあづかりして居るものである。信託されて居るものである。信託されて居る以上我々は最善の考慮を拂つて國家社會によりよく役立つ樣活用すべきである。この「おあづかりの思想」で事業を經營し、金を儲けるのであれば、いくら儲けても差支ない。かゝる財は多々益々辨じ、國家・社會にとつて有用なものでこそあれ、決して累を及ぼすものではない。

他方國家の立場からいふならば、財は各個人に信託されてあるのであるからして全體的の立場に於て絕對の權威をもつて統制すべきであつて、國家自ら機關を運用して國營することは失敗に終る。多言を用するまでもなく我々はこれまでかつて役人が事業を經營して成功した例をあまり知らない。國家はその本來有するところの權威を十二分に發揮して、國家的見地よりして之を統制監督すべきであつて、自ら之を經營するの勞をとるべきではない。只その統制は一點私心なき國士が豐富なる知識と體驗とを通してなすべきものである。然らざる統制ほど國家社會を災するものはあるまい。私はこの意味に於ける統制經濟を强く主張するものであるが、所謂社會主義的統制經濟・國營には反對である。現在國家が直接經營して居る色々なる事業も經營は之を民間に委ね、國家は絕對の權威をもつて全體的見地のもとに統制するといふ立場に於て經營されるならば、今よりももつと經濟的に而も國家的に運用

され得たかも知れぬ。國民のイニシアテヴを活用しながら、國家の經濟的力をも向上せしむることが最も望ましいことである。

今日の社會問題にしてもそれがパンの問題であると共に大いなる精神の問題であることが十二分に認識されざる限り、社會問題の眞の解決は望めない。今日のやかましい經濟統制の問題にしても、それが物の統制・資本の統制・財の統制といつた角度からのみ考察される限りに於て眞の我が日本の經濟の統制は望めない。經濟の統制の基本をなすものは「人の統制」である。

何程制度方法を論ずるとも其人に非ざれば行はれ難し、人有て後方法の行はるゝものなれば、人は第一の寶なり。己れ其人に成るの精神肝要なり（大西郷遺訓六〇頁）

南洲翁の言葉の如く人が第一の寶である。十七條憲法にある如く「事大小となく人を得て治る」のである。人の統制が得らるゝならばよし、資本の統制に、財の統制に、或は物の統制に於て缺くる所があつても國家社會の秩序は圓滿に保たれ、皇運は益々進展するのである。

後篇　私有財産制度の起源

一　序　言

本篇に於て、私は私有財産制度に對する認識を深くすべく、その起源について考察しようと思ふ。今、こゝに私の考へを端的に言ふことが許されるならば、私は私有財産制度なるものは實に、人類の歴史と共に古いものであり、人類社會の基本的制度であると考へる。併しながら、一方には財産進化の原始的形態は原始共産であつて、すべて人類は進化の段階に於て必ずこの段階を通過するものであり、私有財産制度は、その進化の段階に於ける一所産に過ぎないと主張するものがある。かゝる主張をなすものは主として社會主義の立場をとるものであるが、これ等原始共産或は原始共有の說をなすものは、文化の極めて幼稚なる人間社會に於ては、私有財産なるものは存しなかつたとなし、生活の基本をなす土地は、種族共同體に屬して居たとなすのである。卽ちかゝる時代に於ける土地の唯一の所有者は種族であり、それが後になつて部落のものとなり、次に家族に、更に個人に屬する樣になつたものであると主張されて居る。

この所謂原始共産體說を初めて學界に紹介した學者はドイツのハックスタウゼン（A. H.

von Haxthausen) であるとらつてよからう。彼は一八四七―五二年ロシヤのミル村落共同體の研究を „Studien über die innern Zustände, das Volksleben und besonders die landlichen Einrichtungen Russlands" なる題下に發表して學界の注意を引く様になつた。ハックスタウゼンのこの研究につゞいで一八五四年ドイツのマウラー(G. L. von Maurer)がロシヤの「ミル」の組織に對應するドイツの村落共同體・マルク(Mark)の歴史的研究を „Einleitung zur Geschichte der Mark- Hof- Dorf- und Stadtverfassung in Deutschland" なる題下に發表し、原始社會に對する研究を更に刺戟した。彼は土地財産の起源に就いて「最初土地はすべて共有であつて、すべての者に、卽ち種族に屬して居た」と言つて居る。このマウラーの說は原始共産體說をとるものによつて最もよく引用される所のものの一である。ことに彼の學說はその弟子ヴィオレによつて一層强調された。ヴィオレも亦「土地は私有財産となつて一家族或は一個人の手中に入るまでは共有であつた」と主張して居るのである。

この原始共有說については又、一八七一年サー・ヘンリー・メーンのインドに於ける村落共同體の研究が發表され、更に一八七四年にはフランスの民族學者エミール・ド・ラヴレーの「財産並びにその原始形態に就いて」なる論文が發表された。ラヴレーは古代に於ては「耕作地は共同に耕作されて居た。私有財産はその後に、この古代の共有制から發生したものである」と主張して居る。ラヴレーの論文について一八七七年アメリカのモルガンがアメリカン・インディアン土人の研究に基いて「古代社會」を世に紹介したが、このモルガンの「古代社會」はエンゲルスの「家族・私有財産及び國家の起源」(一八八四年刊行)の臺本となつた。

かくてこの原始共産體說は遂に一部の人々からは恰も學界の定說であるかの如く考へらるゝに至り、我が國にもその影響を受けて居るものが少くない。私は本篇に於ては主として、原始共有說の問題をとりあげて、財産の起源についての考察をなさんとするものである。原始共有說の主なる主張者と見るべき、マウラー、ヴィオレ、ラヴレー、モムゼン、ジュバーンヴィユ等の所說に對する檢討批判を試みることとした。

二　マウラーの原始共有説とその批判

マウラーは原始土地共有説を最も強調した人であるが、彼は自説を "Einleitung zur Geschichte der Mark- Hof- Dorf- und Stadtverfassung in Deutschland" の中に提唱し、その主張を表明して居る。彼に從へば、ゲルマン人の間では私有地も、村落も都市も凡て原始的なマルク(Mark)から發生したものである。この原始的マルクとは一定の地域を共有し、私有財産なるものを作らず、永い間土地の共同耕作を行つた耕作者の團體であり、それが所謂「マルク協同團體」即ち「マルク共同體」(Markgenossenschaft)であると論じて居る。即ち彼に從へば、「最初土地は凡て、共有地或は共有財産であつた」(九三頁)、「私有財産と呼ぶべきものは、何等存在しなかつた」(九三頁)、「土地は均等な口分田に分れ、毎年その割替が行はれ、各人はその分前を貰つて毎年新しい口分田にかはるのであつた」、「耕地も森林もすべてマルクが共有して居た」(九七頁)といふのである。マウラーは「財産觀念はローマ法の所産として始めて現はれた」(一〇三頁)ものであり、「後に見られる樣な財産は、古代マルクの崩壞に依つて發生した」(一〇頁)ものであると考へて居る。

かくの如くマウラーはゲルマンに於ける土地共有説を主張して居るが、彼はその典據を古典に求めて居る。先づマウラーはシーザー(Julius Caesar 100—44B. C.)の「ガリヤ戰記」(Commentarii de bello Gallico)を引用して居る。シーザーはゲルマン人には私有地もなく、從つて私有的境界もないといふ事實に就いて我々の注意を喚起して居ると彼は主張する。

このマウラーの言葉に對し、フュステル・ドゥ・クーランジュ(註)は、彼の「土地財産の起源」に於て、シーザーが示すところのものは、共有の土地を共同に耕作して居る農民の協同團體としてのマルク共同體ではないことを明かにして居る。即ちシーザーの示して居るところのものは、農民等が所有して居ると思はれて居る土地を、自由に處分し、且又、毎年各家族や團體を甲の地から乙の地へと移住せしめて居る領主が、存在して居ることについて述べて居るのである。それ等の農民は明確に何等の權利をも有せず、又何等の發言權をも有して居ない。領主は農民に「適宜に土地を」「適宜の大きさ」だけ與へ、又彼等を甲の農地から乙の農地へと移動せしめて居る。かゝる農耕團體をば「マルク協同團體」即ち共有關係によつて土地を共同に耕作する自由農民の協同團體と同一視することは出來ない。シーザーの意味するところとマウラーの意味する所とには雲泥の差がある。

註　フュステル・ドゥ・クーランジュ Numa Denis Fustel de Coulonges (March 18, 1830–September 12, 1889) はフランスが生んだ最も偉大なる歷史家の一人である。彼は一八五八年パリー大學に最も卓越せる學位論文を提出し、學位を授けられた。一八六〇年ストラスブール大學文學部教授に就任してより漸く彼の名聲が知らるゝに至つた。當時衰微の極にあつた同大學の學園は彼のため俄かに活氣づいたと言はれて居る。後一八七五年以後は主としてソルボンヌ大學の教壇に立つて居る。彼は幾多偉大なる著作をのこして居るが、その內に於て "Le problème des origines de la propriété foncière—paru dans la revues des questions historiques, avr. 1889" は彼の晩年の最も勝れたる著作として知られて居る。この書は ア

ッシュレー夫人(Mrs. Ashley)により"The Origin of Property in Land"なる題名によつて英譯され、一八九一年ロンドンに於て出版されて居る。

次にマウラーが引用して居るところのものはタシタス(Cornelius Tacitus 55—120 A. D.)の記錄からである。彼はゲルマン人の諸制度に關する叙述の中に於て、アグリ(agri耕作地の意)或はアーゲル(ager……agriの原形)といふ語を用ひて居る。マウラーはタシタスに就いて言つて居る。「タシタスがアグリといふ語を使ふ時に、それはマルクのことを言つて居るのである」、「タシタスは共有の未分割地をすべて、アーゲルと呼んで居る」と。併しながら、マウラーは如何なる典據に基いてタシタスの書の中のアグリ或はアーゲルといふ語に對し共有地の意を以て して居るのであるか。曰く「何故なれば、ローマ人の意味するアーゲルといふ言葉は、之を單獨に用ひれば公有地(ager publicus)といふ意味になるから」と。マウラーは彼の書の中にそれを、三度繰りかへして居るのである。(六頁、八四頁、九三頁)これに對し、クーランジュは詳細にアーゲル、アグリの意を調べ、それが單獨に用ひられた場合に於ても決して「公有地」とか「共有地」とか言つた意味を有するものではなく、かゝる意味に用ひらるゝ場合には、必ず公有の(publicus)とか一般の(populi)とかいふ形容詞を伴はなければならないことを明かにして居る。そも〳〵アーゲル、アグリなる語はラテン語の文獻には屢々現はれて來る語であつて、それだけでは決して公有地、共有地等の意をもつては居ない。これ等の語はローマ帝國の誇とする學者の一人ヴァロー(Marcus Terentius Varro 116—27 B. C.)或はカトー(Marcus Porcius Cato 235—147 B. C.)等の著述の中に度々出て來るが一度も公有地などの意に用ひられては居ないで、すべて私有地の意に用ひられて居る。只アーゲルが公有地の意に用ひられて居るとすれば、それはager publicusの句が度々用ひた後に、自明のこととして publicus なる形容詞を省略した場合に限られて居る。

實際のところ、ローマ人の所謂アーゲルは大抵の場合今日の所謂、所有地(estate)であつた。例へばカトーの書に於ては、アーゲルは單なる田畑ではなくて、十數人の奴隷によつて耕作される幾十エーカーかの所領である。コルメラ(Columella)も亦、アーゲルといふ言葉を如何にも有りふれた事の樣に用ひ、それが非常に廣大であつて農耕の爲には之を數個の奴隷集團に分配しなければならないこともあつたと述べて居る。又このアーゲルは所有地(Fundus)と同義語であり、共に一所有者の利益の爲に耕される地面を意味する。ローマの法律家にして且雄辯家として知られて居るプリニー(Gaius Plinius Caecilius Secundus 62—110 A. D.)はその書簡中に、自分の所有地について語つて居るが、それは何れも、農民に賃貸したり、或は奴隷團の力に依つて耕作したりする大所有地である。

ローマの法學者ウルピアーヌス(Ulpianus Domitius 170 A. D. の頃フェニキャに生る)は所有地を登錄する場合の原則に就いて記して居るが、それによると斯かる所有地はアグリと呼ばれ、その何れも耕作地や葡萄園や森林を包含した意味に用ひられて居る。

苟くも、アグリといふ言葉にタシタスが持たせた意味が、何であつたかを知るには、凡そかうした事を銘記せねばならぬ。何故なら、確かにタシタスは、その當時のローマ人の言葉を使つ

たものと思はれるからである。彼がこの語に、嘗てローマ人が考へたことのない意味卽ち公有地、或は更に進んで共有地などの意味を附したと想像するならば、それは全くタシタスの文を誤り讀みしものと言はなければならない。而してマウラーは正にその誤りを冒して居る。

さてタシタス以後にはゲルマン法の初期の記錄がある。マウラーはこれ等の古文書の中にマルクを發見したのであらうか。かりに大昔、マルク制度が遍く存在して居り、それがひきつゞきとにかく傳つて來たとするならば、確かにその存在の證據が未開時代の法律にも見られる筈である。然るにマルクといふ語は古い法典には見出されない。卽ちそれは、バルガンデー人の法律にもなければ、西ゴート人の法律にもなく、ロンバルド人の法律にも見られない。更に又サリ人(フランク人の一族)の法制にも缺けて居る。

リピュアリア・フランク人の法律にはこの言葉があるが、併しながら、それは、マウラーが意味せしめて居る所とは正反對の意味に使はれて居る。それは共有の地區を意味するどころか私有地の境界を指して居る。卽ちリピュアリア法典の第六十節には次の如くある。「誰でも、別莊や、小地所を買つた時には、賣渡證書を貰はなければならない。或土地の所有者が隣地の所有者を侵害すれば、十五ソリディを支拂はなければならぬ。兩所有地の境界卽ちテルミナチオ(terminatio)は小塚や石の如きはつきりした地標に依つて出來て居る。この境界卽ちマルカ(marca)を侵して他人の所有地に入つて行けば、やはり上述の罰金を拂はされる」と。斯樣に、この法律が或行でテルミナチオと呼び、すぐその次の行でマルカと呼んで居るのは、明かに同

一物である。卽ちそれは二つの私有地を區別して居る境界である。かくの如くマルカなる言葉はマウラーの意味に於ては之を見ることが出來ず、やつと見つかつたとすれば、それはマウラーが意味せしめんとする所とは全然異つた意味に於てである。

次に、獨逸本土に殘つて居たゲルマン人の法典に眼を轉じて、マウラーの主張を考察しよう。この點についてクーランジュは更に有力なる反證を得て居る。かのワイマール市を中心となす獨逸中部のチューリンゲン人、オランダの最北部地方のフリースランド人及びザクセン人の法典などのどこにも、マルクといふ言葉は見られない。アラマニ人―第三世紀乃至第五世紀の頃歐洲中部に割據したゲルマン族の一族―や、バヴァリヤ人の法典にはこの語が見られるが、併しながら、それもリピュアリア・フランク人の場合と同じく、地所の境界といふ意味に使はれて居る。卽ちアラマニ人の法律には、自由民を捕へて境界の外に(extra terminos)賣渡した者は、之をその田舍に戻してやつて四十ソリディの罰金を拂はねばならぬと規定して居るが、そのすぐ次の行には女の自由民を境界外に賣つた場合を同樣に規定して居る。併しこの場合、境界といふ言葉に對し、前の方には extra terminos を用ひ、後の場合には extra marcan といふ語が書かれて居る。この樣に兩語は正しく同義語であることを知ることが出來る。

バヴァリヤ人の法律は、一層明瞭にこの言葉の意味を示して居る。越境して奴隷を連れて行く場合の叙述に於て、この法律はそれを「テルミヌスを越えたが故に、之はマルカを越えたことになる」と言ふ如き表現を用ひて居る。卽ちそれは明瞭に、マルクといふ獨逸語がテルミヌ

スといふラテン語と同義であることを示して居る。マルクが私有地の境界を言ひ現はした例がバヴァリヤの法律には尙明かに立證される。卽ち「越境について」(De terminis prupris)なる題の下で、二人の隣人同士の間に境界爭ひが起つたときは裁判役は境界が樹木や丘や河川などの如きはつきりした目印或は地標に依つて示されて居るか否かを、先づ調べなければならぬと述べて居る。さて共同境界を有する斯かる二人の隣人は、その法律の中で、コンマルカニ(Commarcani)と呼ばれて居る。(Lex Baiuwariorum Xiii, 9, Pertz, p. 316) 成程マウラーは、この言葉の意味が「同一のマルク卽ち同一の共有地に住む者同志」であると想像してゐるけれども、そのすぐ次の行にある同一の句は、私有地卽ち相續された土地であることを明示して居る。從つてマウラーが考へて居る如き共有地の意味とは正反對の意味のものである。(Lex Baiuwariorum, Xii, 8, Pertz, p. 312) 卽ち二人の隣同志の土地所有者が、その境界を爭つて居るのである。

マルクが多數の人の共有する土地であつたことについて、ゲルマン人の法律には之を立證するものがない。併し、マウラーは彼の「入門」(アインライツング)の八七、八八、一四五頁に於て、バルガンヂー人の法律の中に三ケ所事例を見出したと主張して居る。卽ち、その第十三條に於ては「共有林の中で」(in silva communi)なる言葉を發見し、第三十一條に於ては「共有田の中で」(in communi campo)なる句、更に附則第一條に於ては「共有林及び共有牧地」(silvarum et pascuorum communionem)なる言葉を發見したといふ。之に對しクーランジュは次の如く批判して居る。

第十三條は決して、全村民の共有する森林をいふのではなくて、恐らく一ローマ人に屬して居た土地が分配の都合で、そのローマ人と一バルガンヂー人とが共有する樣になつた森林のことを言つて居るのである。反對にこの句は、この場合森林が二人の財産であつたことを示して居る。第三十一條に「共有田」のことを言つて居るのが、マウラーをして「ゴール人の間にはまだ、未分割の田地が澤山あつた」と言はしめたのである。併し、之は誤謬である。蓋し、此處に於ても論ぜられて居るのは、二人の所有者に屬する田地であり、これ等兩人に關する限りに於てのみ未分割の田地であるからである。何れか一方が共有田に自分の葡萄を植えれば、相手のものにも同面積の土地を償ひとして讓らなければならないのであるが、若し共同所有者が最初からそれに反對するにも拘らず、彼が葡萄を植えれば、それは骨折り損をしたことになる譯で、葡萄は田地の所有者の共有となる。この樣なことは明白に全村落のものが土地を共有して居る事態とは似てもつかぬものである。この場合マウラーは、章句全體を讀まずに二つの言葉を引き離して考へるといふ誤謬を冒して居る。彼の第三の引用、卽ち附則第一條に關して言へば、之はバルガンヂー人の法律に屬するものではない。それはバルガンヂー人に關するローマ法に屬するものであつて、全く別のものである。實際のところそれは、テオドシウス法典にも見られるところのものであつて全くローマ的制度に關聯するものである。それに依れば、森林や牧地は一定數の耕地所有者が之を共有し得る。ローマ法では、斯かる場合、各所有者はその耕地の面積に比例して森林及び牧地に對する權利を有する、と制定されて居る (The Origin of Property in Land pp. 15—16)。

かくマウラーが土地共有制の存在を立證するものとしてゲルマン法から引用した三ケ條は、ゲルマン法のものではなく、ローマ法に屬するものであり、或は又、土地共有制とは何の關聯もなく、甚しきは私有制を積極的に立證しさへしてゐるものである。事實ゲルマン法の全體が、私有財産の完全に支配して居る法律であることを注意しなければならない。バルガンヂー人の法典は、「境界を破壞するものは、その手を失ふべし」と規定して居り、農業共産制などとは凡そ縁遠きものである。

西ゴート人(Visigoths)の法文にも、葡萄園や田畑や草地や、或は又牧場、森林に關する所有權についての規定がある。彼等の間に於ては土地は世襲財産となつて居り、私有地の境界に關すると同樣に共同相續人間の所有地の分配についても亦規定が明示されて居る。所有權はあらゆる物に適用され、森林にまでも適用されて居る。

アラマニ人の法典も亦土地が私有財産の對象であつたことを明示して居る。その第一條に個人は完全にその土地の所有者であつてその意思表示さへあれば、それを敎會その他どこへでも贈與することが出來たのであつて、何等仲間の承認を必要としなかつた。

バヴアリア法、チューリンゲン法、リピュアリア法、サリ人の法律、メロヴィンガ朝の法令等々いづれも土地財産の世襲につき明確なる規定をなして居る。ことにメロヴィンガ朝諸王の法令は私有財産を確認し、チルペリック王の勅令には、土地が舊來の規定通りに息子へ相續されるばかりでなく、娘や兄弟或は姉妹にも相續されることが記されて居る。マウラーはこの法律からも財産共有制の結論を引き出して居るのであるが、この點に關聯してクーランジュはマウラーが又「奇妙な誤謬」を敢へて冒して居ることを指摘して居る。「チルペリック王の勅令には、決して隣人の土地を所有してはならぬと言つてゐるが、マウラーには、この法律が出來る時までは隣人が眞の所有主であつて、死者の息子よりも先に土地を相續してゐたことを意味する樣に見えたのである。」チルペリック王の勅令に、決して隣人の土地を所有してはならぬ云々と規定して居る箇條は、子供のない所有主の死んだ場合を論じた時のものである。子のない者が死ねばその最も近緣の相續人を探さなければならず、隣人はその土地を所有すべからずと言つたからとて、それまでは隣人が土地に對する權利を有して居たといふことと同じではない。かくの如きは正に事實を歪曲するものであるとクーランジュは叫んで居る。フランク族の法令に關する歷史的記錄は、只の一つも土地に對するかゝる假想的な、隣人の所有權」のことを論じて居るものはなく、それ等の文書のいづれも土地を共有して居る部落について記して居るものはない。ゴール人並びにゲルマン人の爲に起草されたカロヴィンガ王朝の法令は、只二通りの土地所有方法、卽ち自由地所有卽ち完全にして世襲可能な所有と、恵施的所有卽ち持主から一定期間及び一定の條件にて貸與される土地を認めて居るが、土地共有など全く彼等には知られて居ない。

マウラーは昔は、土地が一年毎に割替されて居たらしいと主張して居る。若しもそれが事實であつたとするならば土地共有の論據となり得よう。併しながら、かゝる重大なる歷史的

事實を立證する爲には、多數の而も正確なる典據が擧げらるべきであるが、マウラーはそれに對して只一つの典據を示して居るに過ぎない。その唯一の典據といふのはノイガルトの「古文書學文獻」(Codex diplomaticus) 第一八二號の中に印刷されて居る八一五年の一文書であるが、それは或「ウォルフィン」(Wolfin—土地所有者の意)が財産を修道院に贈つた時の證文であることを注意しなければならぬ。而してこの證文には共有や年期割替などについては只の一言も記されて居ない。「ウォルフィン」が寄贈する土地は彼の財産であり、それは父親から相續したものである。初めから終りまで私有財産の存在を證明し、正に共有制とは反對の性質のものである。然らばマウラーはどうして、この中に彼の說の確證を見出し得たか。この點についてクーランジュはマウラーを次の如く批判して居る。

こゝにマウラーの研究態度の輕薄な著しい例がある。贈與者は、その寄贈する土地について慣習に從つて目錄を捲へるのに、terrae anales, prata (牧草地), vineae (葡萄園), pascua (牧場) と書いて居る。マウラーはこの anales といふ言葉をとり上げる。勿論それはラテン語ではない。そこで彼は先づ、筆寫人が誤寫をしたのだと假定し、それを annales (一年毎のといふ意) に訂正して居る。併しながら annalis といふ言葉ですらも法律文書にはない。他にもそれを使つた例が一つもない。マウラーは、それは「一年間だけ所有される土地」を意味するものと思つて居る。併しながらそんなことはあり得ない。何故なれば、他ならぬこの讓渡證書に依れば、それは相續によるウォルフィンの財産であるのだから、確かに terrae anales, prata, vineae,

pascua の目錄全體は、相續された財産のことを言つて居るのである。anales といふ言葉は厄介であるが、併し乍ら、この種の證明書を見馴れた人ならば、この時代の證明書の中に往々、terrae areales が terrae arabiles の代りに用ひられ、耕作地の意味を有するものなることを見るであらう。それは、財産の贈與證明書に多く見られるものである。丁度同じ樣な文句を澤山にもつ文書中の八割に、terrae arabiles, prata, vineae, silvae, pascua とあり、あとの二割に terrae arariales, prata, vineae silvae, pascua とあり、假りに只一つの例に於て terrae anales, prata, vineae, silvae, pascua とあるのに出會ふとすれば、常識的には、どう考へてもこの anales といふ言葉は arialesのつもりで書かれたものであり、編纂者か或は筆寫人の間違であることを察することが出來る。寄贈者が、「相續に依つて自分の所有する土地」、卽ち「耕作地・牧草地・葡萄園及び牧場」を贈與することには、少しの疑ひも存しない。之が八一五年の讓渡證書であり、又上述の如きがマウラーの方法論の一例である。彼は、全體として私有にして世襲可能の財産の存在を證明する樣な讓渡證書を引用する。併し彼はそれを讀者に語らないで、その文脈の中から只一つの言葉を引きぬいて、來てそれを自己流に變更し、飜譯し、讀者に只この一つの言葉だけを示して如何にも讓渡證書が土地の一年割替や共有制を立證するかの樣に信ぜしめようとする(前揭書二十四—二十六頁)。

注意すべきはマウラーがマルク卽ち土地共有の證跡を特に求めて居るのは Traditiones といふ八世紀から十四世紀に至るまでの種々の許可狀集である。その中に蒐集されて居る文書

の數は一萬に近くそれが十五卷に分類されて居る浩瀚なものである。この許可狀集は財産の贈與・賣渡或は交換に關する證書の集められたものであるが、全く私有財産の讓渡に關するものと見てよい。私有財産に屬しないものを贈與するとか賣渡すとか、交換するとかいふことはあり得ない。それの性質を大體示すため二、三の實例をあげれば次の如きものである。

イ、私、ウイックバート儀、私所有の農場（mansi）・土地・田畑・草地・並びに奴隷を聖ナザリウス寺院に寄贈仕候　寺院に如上のものすべての永世所有權を讓渡致し、任意に之を所有・贈與・交換・並びに處置し得る權能をも讓渡仕候

ロ、私、セオドンの娘儀、相續により左記の諸地方に有するものを擧げて聖ナザリウス寺院に寄贈仕候　就而、私の所有權に屬せる物すべてを、聖ナザリウス寺院の所有權に移讓仕候

ハ、私所有の土地すべてを僧院長並びにその後嗣の方々に永世所有物として寄贈仕候

ニ、私、ラチェア儀、私の所有權に屬する土地すべてを、爾今僧院長の所有權に屬せしむべく寄贈仕候

尙これ等の寄贈者或は賣渡人が、自分はその土地を相續に依て所有して居ることを附言して居るのは注目すべきことである。而して所有權は耕作地のみならず、森林・牧場・河川をも含めて居る。かゝる贈與・寄贈をなす者は決して村落共同體卽ちマルクではなくて、必ず單一の個人なのである。

マウラーが採用したTraditionesの內容は、かくの如き性質のもので彼の證明せんとする共有

說とは凡そ緣遠きものである。然らばマウラーは如何にTraditionesを援用したのであるか。彼は一萬近くの許可狀集の中から約二十ばかりの讓渡證書を引き出し、それを他の一萬近くのものを無視して取扱つて居る。而してマウラーはそのことを一言も斷はらずに只二十の引用をなして居るので、讀者はそれだけしかなく、而して後、他に土地共有の何等かの證據とも見らるべき讓渡證書が、恐らく十八乃至二十位あるだらう、といふのであればそれは正しい。然るにマウラーはかゝる辯明は敢てしようともしなかつたし、又彼の弟子等もしなかつた。クーランジュはマウラーがあげて居る二十許りの證據について之を一々檢討して言つて居る。

先づ第一に彼は四十七頁に於て、ロルシュ集から一讓渡證書を引用して居る。それはチャールス大帝がその修道院に對してヘーフェンハイムの宅地の永代所有を許して居る七七三年の許可狀であるが、それは、土地・家屋・奴隷・葡萄園・森林・田地・草地・牧場・水道及び河川であり、それには色々の附屬物や從屬物があり、その境界及びマルクが含まれて居るとある。この處にマルクが記されて居るとマウラーはいふ。如何にも左樣、併し、それは村落共同體たるマルクではないのである。正にその反對であり、それは一私有財産の境界である。玆に我々は、國王の私有財産であつたものが、一僧庵の財産に移讓されんとして居る宅地・所領に就いて論じて居るのであるが、こゝには共有制の觀念もなければ共同マルクの觀念もなく、村

落協同團體の思想もなく又、村落すらもないのである。それは奴隷が耕す田地であると許可狀には述べてある。eum terminis と marchis suis とは共に田地の境界を意味する言葉である。又かういふ風に繰返して言つたとて、何等驚くには足らない。マルカはテルミヌスと正に同じ意味である。我々は既にバヴァリヤ法に於て、テルミヌスはマルカと同じものであることを知つた。同様にチルデリック二世の許可狀には、一田地の境界線を、fines marchas と述べて居る。これ等のマルカがその田地とは別の地所であるとは想像し得ない。domo villam……cum marchis なる表現は、この種の文書に、馴れて居る人にとつては何の不思議もない。この種の文書に通曉して居る人ならば誰でも地所の寄贈乃至賣渡の讓渡證書に於ては「その境界と共に」とつけ加へるのが慣はしであることを知つて居る。ゴールに於て書かれた許可狀には、「そのすべてのマルカと共に」(cum omni marca sua) とか、「そのすべての境界と共に」(cum omni termino suo) といふ句があり、ゲルマンでは、「そのすべてのマルカと共に」(cum omnibus marcis suis) とかいふ文句がある。澤山の文書中に、マルカは只この意味に於てのみ使はれて居る。例へば七六〇年の讓渡證書である「フルデンス文書集」(The Codex Fuldensis) 第二十一號の場合の如く、或人が境界もろ共に (cum marcas et fines) 宅地の寄贈をなして居る (前掲書三十三—三十四頁)。

マルクといふ言葉は始めは專ら田畑の境界といふ意味に用ひられ、かくて遂に田畑そのものを意味する様になつた様である。又同様に、マルクと同様な意味を有するフィニス (finis) 及

びテルミヌス (terminus) についても同じ様である。即ちゴール地方では、ロンゴヴィアナ・ヴィラとロンゴヴィアナ・フィニスとが同様に用ひられて居る様にエラリアクス・ヴィラとエラリアクス・テルミヌスとが同様に用ひられて居る。ゲルマンでは同様にヴィラとマルカが用ひられて居るのである。成程マウラーのいふ如くマルクとといふ言葉は用ひられて居るが、それはヴィラ即ち私領と同一物の意味に於けるマルクである。マウラーは私領地を共有地と誤解して居るとクーランジュは鋭く批判し、更にマルクが屢々その所有者の名前を冠して呼ばれて居る事實を指摘してマルクの私有地的性質を明かにして居る。この點はマウラーが全く見逃して居るところであると言へよう。即ちヴィラに所有者の名を冠してヴィラ・フロリアクス、ヴィラ・ラティニアクス、マウロ・ヴィラ、といつたと同様にマルカ・アンゲヒーゼス、マルカ・バルダニス、マルカ・ムネフリディ、マルカ・ヴァルカレンハイム、ドロクテギソ・マルカといつた様な名前のある實例が屢々見られるのは注目に價する (前掲書三十三—六頁)。

更に又マルクといふ語が單なる所有地 (エステート) よりもより大いなる、或地域全體を指して用ひられて居る場合がある。之を如何に說明すべきか。この點に關してもクーランジュの言葉を又引用しよう。

六世紀及び七世紀の文書や、アヴェンチェスのマリウスの著作中や、アラマニ人の法律及びバヴァリア人の法律や、降つてチャールス大帝の法令中では、マルカは國の境界を意味して居た。その後この言葉は次第に邊境地方を意味する様になり、そこでスペイン、ブルターニ

ユ、カリンティア、オーストリア、ブランデンブルクの「マルカ」なる表現が生じ、遂には、殆んどすべての國が知らず〳〵の間に一つの「マルク」となつたのである。然らばマウラーが主張する様に、この事からゲルマン全國が始めからマルクの地であつたと考へねばならないであらうか。斷じて否である。我々は之等マルクの各々の起源や、それが生じたほゞ正確な年代を知つて居る。一は九世紀のものであり、第二のものは第十世紀に屬し、第三は第十一世紀になつて始めて生じたのである。それ等を遠い古代に歸せしめることは、明確に誤謬である（前掲書三十六―三十七頁圏點―筆者）。

かくマウラーが原始共産體に關聯せしめて描いて居るマルクはいづれも中世紀に明確な起源を有するものである。マウラーが一萬に近い許可狀集の中から引き出して來た二十ばかりの文書も尙且、すべて私有財産に關するものであり、あらゆる法律及びあらゆる許可狀より我々が歸納し得べきことは如何なる時代に於ても私有財産の存在せしことである。文書的資料の中にマルクといふ言葉が最初に現はされた時代に遡つても、あらゆる部面に於て私有財産制度が支配して居る。

兎に角マウラーのマルク共同體の主張はゲルマンの古典的諸文書の片言隻語が、自らの說に合致する様に、歪曲されて得られたものである。その實例をあげるならば、ブルグンド法に於て、ゴンデバウト王が『全臣民に』法律を守ることを命命する（universitatem convenit odservare）のを見ては、この場合 "universitas" といふ言葉は村落共同體を言つて居るものと信じ、之が國王の國民全體に呼びかけられる時の常套語であることには、氣がつかない。又若し、西ゴート法の中に、一所有地の境界を變更乃至回復しようとする時は、それを隣人達の前で公けになさなければならぬといふことを見ると、彼の眼にはこの自然的風習が、その土地に對して隣人同志の有する共有權となつて見えるのである。或森林が數人の所有者の共有物であるからとて、彼は、すべての森林が萬人の共有物であると結論するのである」（クーランジュ前掲書五八頁）。

クーランジュはマウラーの論據に對し一々その原典、出所につき鋭き專門的批判のメスを振ひたる後、次の如く結んで居る。

マウラーの學說の成功は、その實證力に歸せしめらるべきものではない。彼は歷史の始まる時に存在せるものとして自分一人心に描いて居る共同體即ちマルク協同團體を支持するものとして、只一つの證明も引用も與へてゐない。彼の著書の頁の下の方の無數の引用句を調べて見れば、その三分の二以上は私有財産に關するものであり、爾餘のものゝ中の何百といふものは、主題とは無關係の些々たる點に關したものであつて、只の一點も主要な問題にふれてゐない。かりに何か一見立證せるものの如く考へられるものがあるにしても一寸吟味して見れば、それが誤解、誤讀されてゐることが判る。それにも拘らずこの書は、非常な影響力を持つてゐた。その整然たる體系が多くの人をとらへ、或は又その外見上の博學さに魅せられた人もある。その中、論證らしいものについての議論はすべて省略されてしまつた。それはことに原典を持つてゐない限り困難なことであるからである。それ故

に、四十年の間(クーランジュの書はマウラーの著書が出てより約四十年後に出版された―筆者)毎年々々、同じ物語が反覆され、同じ議論が與へられ、同じ典據ばかりが引用されたのである(前掲書六一―六二頁)。

三　ヴィオレの原始共有論とその批判

マウラーの弟子ヴィオレ Viollet も亦原始共有說を強調せし有力なる一人として知られて居る。ヴィオレはマウラーがゲルマン民族に關聯して築き上げた理論體系を古代ギリシャの社會に適用して居る。而して彼はそれをすべての民族すべての國民にあてはめることが出來ると考へて居る。彼はギリシャに於ては、永い間土地は都市の共同耕作下にあり、それを私有することは家族も個人も考へ及ばなかつたと斷言して居る。卽ち彼に從へば永い間土地は、個人にも家族にも屬せず、都市に屬してゐたのである。(P. Viollet : Du caractère collectif des premières propriétés immobilières, 1872, p. 455―504)

ヴィオレは「自分の說は極めて重要な典據に支持されて居る」と述べ(四六三頁)、プラトー、ヴァージル、ユスティン、ティブルス、ディオドルスのリバリ島論、ディオゲネス・レルティウスのピタゴラス論、アリストテレスのタレントゥーム町論、アテネウスのスバルタ食事論、ディオドールスの「クレルーキア」論、テオフラスッスの不動產賣買論等から十一章句を引用して居る。クーランジュはその一ッ一ッにつき原典に照して之を鋭く批判して居る。ヴィオレの所論はクーランジュによつて最も明確に批判されて居る故、私は出來るだけ忠實に右の十一章句に對するクーランジュの批判を紹介することにした。

一、ヴィオレは彼のギリシャ土地共有制說についてプラトーよりの引用句として、なほも此

處彼處に原始共同體の名殘のあるのを見た」と言つて居る。而して彼はそれをプラトーの「法律集」(第三卷)の中に發見するといふ。クーランジュはその指示された個所を調べてそれが次の如く記されて居るのを見出した。

太古に於て人間は遊牧的生活をなし、その畜群や狩獵に依つて生きてゐた。その當時は法律もなかつた。政治に關していへば、*συνοικεία* 卽ち家長の家族及び奴隷に對する權力以外の何ものをも知らなかつた。ホーマーの「サイクロプス」の如く、議會もなく、裁判もなかつた。洞穴に住み、各自その隣人のことなどは氣にもかけないでその妻子と生活してゐた。

プラトーが、想像によつて原始野蠻狀態を叙述して言つてゐるのは、この通りである。ヴィオレをして、この章句が共有地を耕作してゐる人間を描いてゐると想像せしめるものは、何か先入的な幻想によるものではないかと考へられる。プラトーは共有地耕作は全然行はれなかつたと言つて居る。土地がその民族に屬して居たといふことを、彼はどこで發見するのか。プラトーは、その當時は民族などありもしなかつたと述べて居る。人間が耕作の爲に結合されて居たといふことを、彼はどこで發見するのか。プラトーは、各家族は孤立して生活し、隣人のことは構はなかつたと言つて居るのである。それ故にヴィオレはこの章句を正しい意味とは正反對の意味に解釋したのである。この哲學者の全著作を調べて見るならば、どこにも「自分の時代にも尙、原始共同體の殘滓が見られた」などとおくびにも出して居ない。勿論プラトーは、特別の土地共有制を有する理想的都市の叙述をなして居るが併し、それが實在の都市に行はれてゐたとは決して言つてゐない。それ故に、第一の典據は誤解されたものであることが證明されるといふのがクーランジュの第一の點である。

二、次にヴィオレが引用して居るのはヴァージル(Virgil)である。ヴァージルはその「農業詩」(Georgics)の中で「土地が境界に依て分割されもせず、萬物が共有であつた」時代を描いて居るといふ。こゝにヴィオレが引用して居るヴァージルの詩句には間違ひはないが、併しながら、この詩句全體は、土地耕作の行はれなかつた時代を想像的に描寫したものであることを注意しなければならない。土地耕作の行はれない限り、土地を私有財産として分配し合ふといふ問題は生じ得なかつた。尙又ヴァージルは、その後人間は土地を耕すことを覺える樣になつたと言つて居るが、すべてのものが共有であつたとは言つて居ない。この如き想像的に描かれた未開狀態の生活をもつて農業制度に於ける土地共有に關聯せしむることは少し無理である。

三、次にヴィオレはユスティンの「トローグス・ポムペイウス」(Justin : Trogus Pompeius)から引用して居る。このゴール人の著者は、イタリヤの太古の時代を描かうとして、奴隷制や私有財産が未だ知られずあらゆる物が未分割であつた」時代があつたといふ。引用は正しいけれども、茲にいふ時代は何時の時代であらうか。ジュピター以前の時代である。かゝる所謂黄金時代の想像は之を歷史的事實の論據とはなし難いものであり、ヴィオレの論旨には明らかに無理がある。

四、ヴィオレが次に引用して居る典據はローマの哀歌詩人ティブルス（Albius Tibullus 54?—18 B.C.）からの引用である。卽ちそれは「サターン王の時代」といふ農業以前の時代に就いて言つて居るのであり、想像上の黄金時代を言つて居るのである。ヴィオレがギリシャの黄金時代には私有財産がなかつたことを立證するつもりであつたならば、それでよいのかも知れぬが併し、ヴィオレが證明しようとする命題は、人間が都市生活を始めてからも土地を私有することなどせずに共同耕作をなして居たといふことである。所謂黄金時代卽ち農耕が少しも行はれなかつた國家も都市もなかつた時代を想像的に物語る様な傳說から共同耕作の制度を證明し得るであらうか！とクーランジュは論難して居る。

五、歷史以前の引用からヴィオレは歷史時代に入り、歷史家ディオドルス・シクルス（Diodorus Siculus）から一章句を引用して居る。先づヴィオレはディオドルスの言を次の如き譯文によつて現はして居る。

ナイダス人（Cnidus・小亞細亞の Caria 古都—筆者）やローヅ島人（エーゲ海中の一島でもとギリシャ領・今は伊領—筆者）が、リパリ群島（イタリヤ國の南西端メッシナ海峽北方の火山島—筆者）を植民地とした。彼等はティレニヤ海の海賊の爲にひどい目にあつたので、防備として木船若干を武裝し、自分達は二つの階級に分かれた。一は、彼等の所謂共同財産たる島々の耕作を委任され、他は防戰のことをまかされた。彼等は斯くして自分達の所有物をすつかり投出し、共同に食事をなし、數年もの間、共同生活をなした。ところが暫くして、彼等の町のあるリパラ島を分割し合ひ、又その他の島々は暫らくの間共同耕作が續行されてゐた。遂に彼等は、二十年間を期してすべての島を分割し、その期限が滿了すると再び口分田を劃した。

このディオドルスの記事についてヴィオレはこの出來事の年代について一言も言はないで引用して居る。併しながら、その年代はディオドルスに從へば第五十回オリムピアード、卽ち五七五年頃のことである。併し、注意すべきことはナイダスやローヅ島には私有財産制があり、共有制の痕跡もないことが立證される。それで當時所謂非常時に當つてこれ等ナイダス人やローヅ島人は共有政策をとつたと考へられる。從つてそれはヴィオレの主張するが如く原始共有の遺制を立證するものとは思はれない。ことにディオドルスの物語は、これ等の人々が暫時の間土地を分割せずに生活した動機がティレニヤ海の海賊どもがその島々を非常に荒したためであることを記し、ギリシャ人は止むを得ず、一つは戰鬪部隊、他は耕作部隊といふ風に二つの部隊に分れて行動したことを記して居る。更に又ディオドルスは尙又、この生活樣式は數年しか續かなかつたと附言して居る。ギリシャ人は、海賊から解放されるや否や、リパラ島、卽ちこの小群島の中の最大、且、最も重要な島に規則的な定住生活をなしたのであつた。而して、そこに町を作り、同時に土地の分割をなした。而してその分割とは私有財産になしたことを意味したものである。このギリシャ人が定住的狀態に入るとすぐ私有財産を確立したといふことは注意すべき點である。只あまり耕作的に重要視されず、且不安定な小島のみが、それ以後暫く未分割のまゝであつたといふ事實は、それ等の人々が農業共産制の

下に生活して居たことを意味するものではない。彼等は本島に於てそれ〴〵土地所有者であり、小島の何れかに對して一定の權利を享有してゐたのである。併し、その制度も永續せず今度は小島の分割が行はれたのであつた。成程最初は一時的な分割であつて二十年間續いた。それには色々理由があつた樣であるが、それはともかくとして、二十年の期限の後に行はれた再分割は永久的のものであつた。といふのは、ディオドルスは決して、彼の時代に至るまで一回も割替が行はれたとは言つて居ない點から推察出來る。ディオドルスの描いて居る史的事實は如何なる共產制的形態をもつて居たとしても、それは決して制度的のものではなくて、所謂非常時に於ける一時的狀態であつて、私有財產制こそ彼等の常態であつたものと結論せざるを得ぬ。

六、ヴィオレは更にピタゴラスへ進む。彼は、この哲學者の死後八百年頃に書かれた傳記を典據として、ピタゴラスは二千人にも及ぶ門弟を集め彼等をして共同生活をせしめたと言つて居る。之は本當かも知れぬ。併し、一哲人が自分と生死を同じうした大いなる共同生活團體（ファランステリー）を經營し得たといふ事實が、當時市民は皆共同生活をするのが慣はしであつたといふことを立證する事例にはならない。思ふにそれは、正にその反對のことを立證する。ピタゴラスの門弟達が、共產制部落を作る爲に自分達の町を去らざるを得なかつたとすれば、それは町の一般的生活が共產的でなかつたが爲ではあるまいか。このピタゴラスの二千人の門人が共同生活をして居たといふ事實から、之は大ギリシャの多くの都市が未分割財產制の下に築か

れ住まはれて居たことを示すものである」と結論するのはあまりに大膽すぎる。

七、アリストテレスの「政治論」も亦ヴィオレによつて利用されて居る。「政治論」第六章三頁及び五頁を引用して、「タレンツムの市民は、アリストテレスの時代まで舊來の共有制らしきものを維持して居た樣である」とヴィオレは言つて居る。クーランジュはヴィオレの指示して居る章句を調べそれが次の如く書かれて居ることを見出した。即ち「貧民を監視し、之に仕事を供給するのが賢明なる貴族政治（アリストクラシー）の義務である。タレンツムの人々に見做ふがよい、彼等は數ケ所の土地の共同用益權を貧民に與へて居る（文字通りに言へば、それ等の土地の用益權を貧民に共同ならしめて居る）。斯くして彼等は、下層民の人氣を得て居る」と。原典はヴィオレの言ふところとは甚だしく異るものである。アリストテレスは、共產制度については一言も言つては居ない。彼はタレンツムを貴族制國家の中に屬せしめ、それには貧民が居つたことを示して居る。彼の指摘するところは只、富者は貧民の人氣を博する爲に彼等の用益地として一定の土地を區劃して彼等に提供して居るのである。即ちアリストテレスの述べて居ることとは只富者が貧者に對してなした讓歩であつたことを示すもので、共產制とは正反對のものである。ヴィオレはかゝる明確な慈善的施設を示すに過ぎない反對事例をも尙且、共產制にこじつけて居るのである。

八、ヴィオレは今度はギリシャ人の共同食事の例をひいて居る。「我々をして理論上原始共有制にまで遡るを得せしめる樣な名殘が他にもある。即ち共同食事がそれである」と彼はい

ふ。ヴィオレはまづスパルタ人の所謂コピス(Copis)なる共同食事のことから始め、それをアテネウスの書から具さに描出し、「凡て之は原始的であり、従つて玆に、あらゆる古風の素朴さを伴つた共同食事があるわけである」と結論して居る。(四七一頁)。クーランジュはいふ、ところが、お氣毒ながらコピスと呼ばれる食事は決して共同食事ではなかつたのである。昔の史家等はスパルタ人には幾通りかの私的會食が行はれ、コピスもその一つであつた。アテネウスの書の中のヴィオレの譯した頁を讀むがよい。それを原典で讀んで見れば、コピスが公共の食事であつたことを示すやうな言葉は一つも見當らないのみならず、明確なるその反證を發見する」といひながら之を反駁して居る。スパルタ人は「凡そコピスを張らんと欲する者之を張り」、又之を張る者は、「スパルタ人であらうと、外來者であらうと」自分の欲する者を招くのである。之は、國家の指圖や仕度による共同食事の特徴ではない。尙、このギリシャの學者アテネウスは、この食事の宗教的性質に重點をおいて居る。即ちそれは一定の儀禮によつてとり行はれる。スパルタ人たるものはすべて、自分の欲する時にかゝる儀式的會食をなすことが出來たが、併し、都市に於ける普通の慣習では、それは「子供の健康を祈るティテニディア(Tithenidia)といふ祝祭のとき」催されるのが普通であり、保姆たちはそれへ子供を連れて行くのであつた。アテネウスの叙述は極めて明瞭であるが、ヴィオレはこの私的・宗教的會食を共同會食と誤認し、その中に土地共有制の一證左を發見し得ると考へるの誤りを冒して居る。

併しながら又、眞の共同會食も確かにあることはあつたが、それはスパルタでは殆んど毎日

行はれて居たsyssitia と呼ばれたところのものである。ヴィオレは直ちに、それを以て共有制の遺物であるといふ。「人々が土地の果實を共同で食べるとすれば、それは原始時代に於て土地そのものが共有であつたせいである」と論ずるのは、合理的にも見えるが、併し、ヴィオレが、スパルタのこの共同會食の制度を原典について研究したならば次の四つの事情を看過し得なかつたであらう。

一、その年代は都市の創成期までに遡るものではない。而して、土地が共有であつたとも言へる時代とは凡そ無關係であつて、スパルタに於ける私有財産制よりも新しいものである。スパルタのことに通曉してゐるヘロドタスは共同會食は都市創成より二世紀も後に始まつたといつて居る。

二、かゝる共同會食は何等共同生活の基因とはならなかつた。蓋し、第一には男子のみがそれに關係し婦人も子供も之に參加しなかつたからであり、第二には、男子も一日中の食事をみな共同にとつた譯ではなく只夕食だけを共にしたのに過ぎなかつた。

三、會食の費用は共同體が支出するのでもなく、國家が支出するのでもなく、各人醵金しなければならなかつたのである。そしてそれは、一ケ月に麥粉一メディムヌス(約四升五六合足らず―筆者)葡萄酒八コンギウス(Congius は約一升九合―筆者)果物若干及び肉買入の爲の金少々であつた。之は市民が國家から共同食事を與へられるのとは似てもつかぬものである。彼等は共同に食事しなければならなかつたけれども、各人は私有財産を有し、そ

れによつて共同食事の實費を支辨したのである。

四、共同會食といつても財物の共有を表はすものでは全然なく、スパルタの貧民はそれに加入出來なかつた。之はアリストテレスの明記して居る事實で、彼は、かゝる共同會食は世界中最も非民主的なものであるとまで言つてゐる。

「共同會食」といふと恰かもスパルタの市民が、大集團的に同一食卓について同じ釜の飯を食べた樣に考へられ易いがそれは大きな間違ひで、この所謂共同會食は十五人位づゝの小團體をなして別々の家でなされたのである。各人は自由に、自分の入らうと思ふグループを決めることが出來たが、それを構成するメンバー全員一致の承認を得なければならなかつた。而もその食事は可なり贅澤なものであつたといふ。それ故に共同生活體とは些かの關聯もなく又確かに土地共有制とは少しの關聯もないことは極めて明白である。

ヴィオレは又、五十人のアテネのプリタネス（Prytanes とは今日の市長の如きものか―筆者）が聖墟の近くで擧げてゐた祝宴のことについて述べたり、アテネの青年がフラトリアに迎へ入れられるとき、そのフラトリアでは犧牲を捧げて、その後に祝宴を開いたことを引用し、更に又、ローマの「クーリア」が一定の祝祭のときに祭壇の前で祝宴を開いたことを述べたりして居る。併し、これ等三種の祝宴を土地共有制の一證左であるなどと考へることは、實際原始共産體說の先入見に支配されて居るが爲めである。「これ等の會食は原始遊牧生活と土地共有制の殘滓である」など大膽な結論をヴィオレはかゝげて居るが彼はそれが單に宗教的儀式に過ぎないものであつたことを十分認識して居なかつたものである。

九、次にヴィオレは史家ディオドルスの書いたものから歷史的事實を援用して居る。卽ちギリシャの都市は凡てその創立の思出を持つて居り、それが年祭の機緣となつて居る。そのことは聖歌の文句によつて、或は寺院に保持されて居る靑銅器の銘に依つて推知することが出來る。卽ちそれは或一定の日に都市が宗教的儀式によつて創建され、而してそのときその土地が市民間に分配されたことを物語つて居る。往時最も公平なる分配方法は籤引であつた。それでかゝる場合の土地分配も亦籤引によつて決定された。この歷史的事實をヴィオレは「かゝる土地分割は原始共有制を前提とし、不分割時代にとゞめを刺すものである」（四七三頁）といつて居る。併しながら、それは正にその反對である。何故なればギリシャの移民が、從來人の住んで居なかつた所か、或は彼等の征服した領土に植民部落を作る時には必ず、直ちに都市を創立し、而してその土地を分配して居るのである。土地の征服は共同に行はれてもその耕作は特殊な場合を除いては、一ケ年間たりとも共同に行はれたことはなかつた。彼等は「不分割制度から脫却する爲に」それを分配したのではなくて、人の住んで居なかつた土地とか、征服した土地とかを速かに分割することを希望して居たが爲である。それであるから、太古に起源を有する諸都市には、分割の問題が起らなかつた。何故か？それは、例へば、アッチカの如き都市國家の例を見るも、最初數百の獨立家族 gens によつて占有されて居り、これ等の家族が後に集つてフラトリーを成し、最後に一つの都市國家を形成するに至つたものである。

そこに分割の事實の見られなかつたのは各家族が數世紀もの間その所屬の土地を保有して居たからである。併しながら、植民地、新領土等に於ては分割が自ら必要となつたのである。從つてそれは、ヴィオレの想像する様に、不分割時代の終末をつげるものではなくて、それは植民地創立の第一歩であつた。而して又それはギリシャの古代の都市國家が決して土地の共同耕作を行はなかつたことを物語る。

十、ヴィオレはギリシャの家族財産に關する法制によつて自說を立證せんとして居る。古代ギリシャに於ては、家族所屬の土地はその家族と緊密なる關係をもつて居り、他の家族或は個人に遺贈・賣渡することは許されて居ない。このことは多くのギリシャの文獻に明確に見られる。卽ち財産觀念は個人的のものではなくて家族的のものであつた。從つて父親は家族所屬の財産は必ず息子に、息子の居ないときは、最も近親の者に家族財産として讓渡しなければならない。ヴィオレはこの點について彼一流の說明をなして居る。卽ちかゝる家族財産の賣渡及び贈與の禁止は、もと〳〵土地が萬人共有のものであつたといふ事情から由來して居ると考へる。併し、ヴィオレの言ふ如く、假に、元來土地がその種族の共有財産であり、その種族がそれに對して一種の土地收用權を持つて居たとするならば、法律が同種族內の他の者に土地を賣ることを禁止してゐるのが不可解であり、又たとひ種族そのものゝ爲であつても、一家族がその土地を手放すことを禁止してゐる理由が解らない。家族がその土地を手放すことを禁じてゐる古い風習をもつて土地共有制の證左とすることは出來い。それは單に財

産の家族所有權を立證するに過ぎぬ。プラトーが、自分の好きな者に勝手に財産を與へることは出來ない、わが財産は、わが家族卽ち、我が祖先及び子孫に屬するものなるが爲であるからと言つて居るのは彼がその時代人の理想をよく表現して居るものと考へる。ヴィオレの主張は客觀的資料に基かざる單なる勝手な臆說であると考へざるを得ぬ。

十一、最後にヴィオレが擧げて居る典據はテオフラスツス(Theophrastus)の記錄からとられたものである。ギリシャ法に於て、個人的財産權が認められ、土地の賣渡が行はれる様になつてからは、かゝる賣買は一定の公開條件の下で行はれることが要求される様になつた。テオフラスツスはいふ、「大抵の立法家は賣買は布告人に依つて行はれ、それを數日前に豫告することを要求するが、又時には、賣買を市長の前で行ふべしとなし、或は又その賣買を六十日間告示板にて告示すべしと規定した。如上のことについては二つの原因がある、一卽ち、第一に、賣渡人に對して權利を示し、第二には、誰が新所有主であるかを萬人が知り得る様にといふのである」と。これは、賣買は出來る丈け多くの證人が之に立會ひ得る様に公開で行ふべきことを主張したものである。然るにヴィオレはこの文章の中に特殊な意味を見出して居る。曰く、「公衆が立會ふとすれば、それは土地がその種族所屬のものであつたからである」と(四八四―四八五頁)。之はテオフラスツスの夢想だにしなかつた結論を引き出したものである。テオフラスツスは、土地賣買のことについて當時要求されて居た種々の慣習を敍述し、その公開の理由を極めて自然に說明したものであつて、昔土地は共有であつたといふ結論が、それから引き出

されようとは夢想だにしなかつたであらう。ヴィオレは自の先入見によつて、隣人が賣買の證人となるといふ事實を、土地が元來萬人共有のものであつたからして、隣人の同意を得なければならなかつたと解するのである。又或町で買地人が三人の隣人に幾許かの貨幣を與へて、後々その賣買行爲を忘れない様にし、且それを證明して貰へる様にするのが慣例であつたと、かいてあるとヴィオレは忽ち「この貨幣は買地人が、三人の隣人にその土地に對する本來の權利に對して支拂ふ價格である」と附言する。之は凡て單なる臆測である。確かに、ギリシャ人は、之等單純なる風習に、土地共有の觀念の如きを結び付けて考へはしなかつた。

以上の如くヴィオレが援用して以て、ギリシャ初期の諸都市には多かれ少かれ、土地共有制が行はれて居たことを立證しようと努めた十一の典據は、まことに論據薄弱なものである。併しながら、假に、ギリシャ文獻の全體の中で、土地共有制を意味するかに見える引用句が發見せられたとしても、公平なる結論を得るためには、ヴィオレは反對事例（ネガティヴァ・インスタンス）に對しての考察を忠實になすべきであつた。ことに私有財産制を例證する事例はギリシャ文化の最古のものに之を幾らでも見出すことが出來る。卽ち紀元前九世紀の詩人ホーマー、紀元前八世紀の詩人ヘシオドス等は私有財産としての土地について色々物語つて居るが、共有については一言半句も言つて居ない。これ等の事實をヴィオレは全く無視して居る。又最古のギリシャ法の遺物の中に、土地が種族所屬のものであつた狀態の形跡は微塵もなく、反對に家族財産に關する精密なる規定は之を存して居る事實をもヴィオレは無視して居る。

ヴィオレが土地共有說のため援用したギリシャの古文獻よりの引用文を一々檢討した後、クーランジュは、「ヴィオレの引用は、その引用されてゐる章句が指摘されて居るところに見られるといふ點だけは正確であるが、只その引用されて居る章句をその文脈と合せ考へればヴィオレの言ふのとは正反對のものであり、全く不正確なものである」といつて居るが正にその通りである。

四　ラヴレーの原始共有説とその批判

原始共有説の議論はエミール・ドュ・ラヴレー(Emile de Laveleye)によつて更に開展された。彼は一八七四年その著『財産及びその原始的形式に就いて』(改造社文庫第一部第七十八篇『原始財産』)に於てその主張を公にした。彼の説によれば、インドからスコットランドに至るまで全世界の農耕集團は永い間土地を共同に耕作したのであり、『あらゆる國の歴史は原始的集團制を示してゐる』といふのである。

彼は經濟學者である。併し、彼が求めた典據は歴史的記錄である。彼はてロシヤのスラヴ人、ジャヴァ島土人、古代インド人、ゲルマン人、アルジェリアのアラビヤ人、スペインの古代ムーア人、ギネア海岸のヨロフ人、アフガン人、古代ギリシャ人、グランド人、南部スラヴ人、スイス人、ネーデルランド人等々の土地制度を次々に檢討して居る。成程ラヴレーの資料はあらゆる人種・あらゆる地方を網羅し比較研究法を適用し、論述して居る點に特色がある。初學者は彼の並べた目次を見ただけでもその體系の大いなるに感心させられる。併しながら、少しく注意する學徒は恐らく、直ちに古代エジプト人古代ユダヤ人、或は古代アッシリヤ人の如き、ヨロフ人や古代ゲルマン人よりも遙かに有名な民族についてのべられて居ないのに奇異な感を抱くことであらう。何故それ等の重要な民族が省かれて居るのであらうか。或はそれ等の民族の古文獻は之を如何に古く遡るとも、私有財産の風習を

立證するものばかりで、土地共有の痕跡だに見出し得ないが爲ではなからうか。我々はエジプトの歴史が、その最古の時代から確かに私有財産の存在を物語つて居ることを知つて居る。バビロニヤの古代煉瓦面に、土地賣買の契約文が發見されたのも確かである。又ユダヤ人の聖典はアブラハムの時代から既に土地財産の賣買の行はれて居たことを記して居る。創世記第二十三章(註)の記事はその最もよき一例であらう。而してラヴレーがそれ等を省いて居るのは當を得ぬ。この點はラヴレーが何人からも直ちに最も強く批判される點であらう。その點はしばらくおいてラヴレーが直接論じて居る民族についての考察をしよう。

註　舊約聖書創世記第二十三章はアブラハムが、エフロンから墓地のため洞穴を買ひ受けたときの記事をのせて居る。即ち十節以下に次の如く記されて居る。『時にエフロン、ヘテの子孫の中に坐し居たり。ヘテ人エフロン、ヘテの子孫即ち凡て其の邑の門に入る者の聽ける前にてアブラハムに應へて言ける は、我が主よ、我に聽きたまへ。其の野は我汝に與ふ。又その中の洞穴も我之を汝に與ふ。我わが民なる衆人の前にて之を汝にあたふ。汝の死人を葬れ。是に於てアブラハム其の地の民の前に身をかゞめたり。而して彼其の地の民の聽ける前にてエフロンに語りて言ひけるは、汝もし之を肯はゞ請ふ我に聽け。我其の野の値を汝に償はん。汝之を我より取れ。我わが死人を彼處に葬らん。エフロン、アブラハムに答へていひけるは、我が主よ、我に聽きたまへ、彼の地は銀四百シケルに當る。是は我と汝の間に豈いふに足らんや。されば汝の死人を葬れ。アブラハム、エフロンの言に從ひエフロンがヘテの子孫の聽ける前にて言たる所の銀を秤り商賈の中の通用銀四百シケルを之に與へたり。云々』

一、ロシヤの所謂村落共同體「ミル」をラヴレーは毎年或は二、三年目毎に一度、土地割替を行ふところの土地共有の協同團體（アッシヨーシヨン）として描いて居る。「ミルのみが土地を所有し、個人は交互にそれを享有するに過ぎない」と彼はいふ。抑、ミルとは如何なるものであるか。それは人口的には先づ、二百人を超過することのない小部落であるか。そして常に同一の土地を耕作してゐるのだから若し、之を以て共産團體となすとしても、とにかくそれは狹い範圍に限られたものである。而してミルは決して「種族共産體」でもなければ、又「氏族共産體」でもない。從つてこのミル組織の存在する事實から、ロシヤ民族は農業共産制を行つて居たとか、土地は全民族の財産であつたとか、或は又土地は萬人の共有物であつたなどいふ結論を描き出すことは出來ない。

更にミルの歷史を見るならば我々は容易にミル自體が土地を所有して居るのではなくて、それは何人かの所有物であることを發見することが出來る。卽ちミルに於ては、土地とその住民とは等しく一領主に屬して居る。ラヴレーとてもこの事實は否定しないのみか、ミルは集團的に地代を領主に支拂ふものであることさへも認めて居る。併しながら、この事實はラヴレー自らのミル觀を根本的に打ち破るものであると思ふ。といふのは土地はミルに屬するものではなくて、他の何人かに屬するのであるからミルを決して農業共産制などと呼ぶべきではないからである。ミルは中世紀のあらゆる村落と同樣に一村落であつて、單一個人の私有財産である。而して農民は小作農乃至農奴に過ぎない。只唯一の特徵は集團的に地代を支拂ひ之等の農民が耕作も集團的に行ふといふ點である。

一部の理論家は、嘗て領主が存在せず、農民が土地を共有して居た時代があつたかも知れぬと主張するかも知れない。或はさうかも知れぬ。併しながら、かゝる主張をなさんが爲には、その人は何等かの典據に基いてその點を證明すべきである。卽ち、かつては領主或は地主が存在しなかつたといふことを證明し、更に又その當時は農民が耕作地を共有して居たといふことをも證明すべきである。併しながら、未だかつてそのいづれも證明されて居ない。反對にミル村落共同體についての研究家として知られて居るチチェリン(Tchitchérin)等の研究に從へば、ミルは決して原始的のものでなくそれが出來てから三百五十年餘りしか經たない人爲的の所產である。卽ち、それは古代からの自然的成長の所產として存在するものではなく、一五九二年、ツアーの專制政府の法令としてフヨードル・イワノウイッチ皇帝が勅令によつて作つたものであることが證明されて居るのである。それ以前のロシヤに於ては土地は普通な私有財産の對象であつた。勿論この點については尙、議論がつゞけられるであらう。併しながら、十六世紀以前にミルのあつたことを積極的に立證し得る文書が提出されない限り、依然としてミルが古來の制度であるか、否かは疑はざるを得ない。今日我々の知り得る限りに於ては、それは、封建制度の出現と共に始めて現はれたもので、ロシヤ封建制度の一環をなすものであり、地代の支拂ひを一層確實に保證せしむる爲にツアーの政府から、一定の土地を共同に耕作せしめられて居る農奴集團にすぎない。卽ちミルは、集團的所有制などでは決してなく、正しく集團的農奴制である。とにかく我々が現在有する資料から達し得る限りに於てはか

く結論されざるを得ないのである。

二、次にラヴレーのジャヴァ島に於ける土地制度論を紹介しよう。彼はジャヴァ島に於ても土地の共同耕作が行はれ、且又、一年、或は二年、三年毎に割替の行はれて居る地方があることを引用して居る。併しながら、注意すべきことは彼の述べて居るところのものは現代的のものである。レヴィンスキーも指摘して居るが如くジャヴァに於て村落共同體的の制度の見られるのは、どちらかと云へば人口の比較的稠密な、ジャヴァとしては比較的進歩せる地方に於てゞあり、原始的な部落に於ては一樣に私有財産制が行はれて居るのである。(註)

註　レヴィンスキー著貴島克己譯『財産起源論』第二章五六頁參照

ラヴレーがジャヴァの土地制度論に於て立證の典據として引用して居るところのものは、主としてオランダ政府の諸法規や、議會報告である。而して彼の論じ居るところは財産の起源である。現在土地共有を思はする樣な制度が或一地方にあつたからとて、かゝる制度が昔は普遍的に存在して居たといふ證明にはなり得ない。特にラヴレーが典據とする報告の中の一つには「この制度は、オランダ政府の利益の爲に藍・砂糖及び珈琲の栽培と共に始まつた」とある (Laveleye: "De la propriété collective du sol", Revue de Belgique, 1886 p. 50) かゝる事實より察するもジャヴァに於けるかゝる制度は歐洲からの征服者によつて作られたものであることを知る。尤もジャヴァに於ても歐洲の征服者渡來前より行はれて居た共同耕作或は土地割替の事實が見られるかも知れぬ。併しながら、それ等は之を考究するならば、共同開墾と言つた樣

な特別なる事情から發生したものであることを知ることが出來る。而して又かくの如く土地が民族或は種族に屬するのではなく、一集團卽ち利害を共にする一協同團體（アッシエーション）に屬して居る場合、かゝる所有者の協同團體を共產制と呼ぶことは無理である。それは財產形式の一である。ことにジャヴァの土地制度を實地について檢討するときは全島の二十州の內六州には私有財產制度のみが見られ、協同團體は知られて居ない。又八州には兩制度が並び行はれ、殘りの六州には稻田及び灌漑地にのみ協同體制度が行はれて居り、その他の土地には全く私有財產制が確立されて居る。而して協同團體の行はれて居る地方は比較的開けた人口稠密な地方だといふ。かゝる事實から、土地共有制がジャヴァ島に於ける原始的自然的制度であつたといふ結論を描き出すことは出來ない。近代的事情の下に於てのみそれが見られるところのものであり、それも共同體（コンミュニティー）といふよりもむしろ協同團體（アッシエーション）であることを認めざるを得ない。

三、ラヴレーは更に印度の土地制度を論じ、それを原始共有制立證のため援用せんとして居る。ラヴレーは印度の土地共有制度に就いては僅かに二、三頁費して居るのみであるが、彼はその典據としてアレキサンダー大王の一士官たるネアルクス (Nearchus) の文章を引用していつて居る。「ネアルクスは印度の或地方では、土地は種族が共同に耕作し、一年の終になると種族がその收獲を分配し合つたことを傳へて居る」と。ラヴレーがかく言つて居るといふことであれば、普通のものはネアルクスの原文など持ち合せもしないので、そのまゝ信じ易い。併しながら、あくまでも學究的なクーランジュはギリシャ人たるネアルクスの原典を調べて、ラ

ヴレーが故意か不注意か勝手な譯をして居ることを發見して居る。即ちネアルクスの言つて居るところは「他の諸地方では、農耕は各家族が共同に(κατὰ συγγένειαν κοινῇ)之を行ひ、收穫が集まると、各人その一年分の分前をとるのである」といふのである。こゝにラヴレーがネアルクスを引用するに當り「各家族が」(κατὰ συγγένειαν)の一句を看過して居ることを知る。彼は家族共同體を種族共産體と取り違へて居るのである。クーランジュが言つて居る如く、かくの如きは獨り、ラヴレーのみならず、多くの人々が陷りやすき過誤であるが、この兩者は本質的に異るものであつて確然と判別さるべきものである。一家族が、たとひ大きな集團をなしその土地を共同に耕作しようとも、之は農業共産制ではない。それは未分割の家族であり、未分割の家族財産であるに過ぎないのである。

四、ラヴレーも亦ゲルマンのマルクについて論述して居るが、併し、それは單にマウラーの說を蒸し返して居るに過ぎない。マウラーのマルク論は既に批判した如く當を得ないものである。

ラヴレーは次に「亞剌比亞人及び其の他の民族の土地共産體」なる一章に於て、アルゼリアのアラビヤ人、スペインのムーア人、ギネア海岸のヨロフ人、メキシコ人、カリブ人、アフガン人、チェレミス人等の間に見られる農村部落共同體に關する資料をならべて居る。即ち彼はそれ等の諸族の一つ一つに就いて、或人の旅行記から、或種の話や・文・等を引用して居る。併しながら、こゝに特に注意すべきことはかゝる旅行者の紀行文である。一旅行によつて言葉・風俗・習慣の全く異なれる未知の部落の社會相をつかむといふことは絶對に不可能とは言はぬが、實に困難なことであつて、やゝもすれば、とんだ過誤に陷り易きものである。ことに普通の旅行家は專門的な知識もなく、專門の知的欲望もなく言はゞ氣まぐれ的に觀察するものである。例へばカリブ人の間に、或はヨロフ人の間に土地の分割が見られたとか、かうしたことがその地の慣習になつて居ると聞いたといつた風に、漠然たることを言つて居るのである。併し、具體的に如何なる人々の間に土地割替が行はれたかを觀察したであらうか。同一の家族の成員の間にか、同一村落の全住民の間にか、將亦諸村落間にか、種族或は民族の間にか等、かうした事は專門家にとつては重要な點であるが、躁急な旅行家には大した問題とならず、且又、素人の眼には映じかねる所であり、又興味もないことである。專門の知識をもつた旅行家の紀行文ならばいざ知らず、所謂普通のかゝる紀行文的資料を科學的材料としてとる場合には深甚の注意を必要とする。ことにそれとは反對の事實がありはしないかを注意深く探究しなければならない。例へばスペインには、「村落によつて土地が住民の間に毎年割替へられる所がある」とラヴレーは聞いたといつて居るが(De la Propriété p. 105)どれだけの村落に於てかゝる事實が見られるのであらうか。クーランジュは言つて居る。この土地共有制の證跡の發見を以て唯一の意圖として居た二人の熱心なる研究家マルタン(Oliveira Martins)及びアズカラト(de Azcarate)の兩氏は、探求の末、イベリア半島全體の中にたつた四ヶ村落に之を發見したに過ぎなかつたといふ。人或は言はん、これ等は昔の制度の名殘であつて、それが嘗ては一般的であ

つたのだらうと。併しながら、それは研究の結果一般的であつたものでもなければ、舊來のものでもなく、紀元十二、三世紀の頃或る特殊事情のもとに出現したものであることが明瞭になつた(クーランジュ前掲書一一五―六頁)。

五、更にラヴレーはイタリヤの村落共同體に就いて記述して居るが、こゝにも彼は輕卒な誤を冒して居る。イタリヤに於ける村落共同體の始めて見られるのは紀元一二六三年以來のことである。當時約五千エーカーの大土地が一所有者に屬して居た。所が一二六三年にその所有主が、偶々僧正に任命されて、その土地を、共有する樣にとの條件で小作人達に與れてやつたのである。この種の二三の特殊事實が、人類は原始時代に於ては土地を共有して居たといふことを立證する道具に用ひられたのである！

六、土地賣買に對する禁制がローマ・ギリシャの古代社會に於て見られる。卽ち土地を他の家族に讓渡するか乃至は國家に寄贈する爲に家族から之を切離すことに對する禁制がラヴレーには、土地が元來國家のものであつたことの證據として考へられた樣である。併し、それは古代人の觀念に依れば土地は必ず同一家族に屬すべきであるといふことの證據にしか過ぎないのである。クーランジュの言へる如く家族の財産は常に家族宗教と緊密なる關係を有して居たものであつて、家族外に土地を賣ることは、古代法律や古代信仰が土地を家族と關聯せしめて居た爲に許されなかつたのである。卽ち土地は家族有であつて、個人有ではなかつた。古代法律が土地を娘に相續せしめなかつたのも、又同じ理由に基くものである。それ

24040

は、娘に相續せしむると土地を家族外に持ち出す恐れがあつた爲である。而してこれ等は凡て財産家族有の證跡であつて農業共産制とは何の關係もなきものである(前掲書一一八―九頁)。

ラヴレーは又ヴァージルを引用して居る。ヴァージルは「アイネイド」(Æneid)の中に於て(第十一卷三一五頁)「アウルンカ人は土地を共同に耕作して居た」と言つてゐるといふ。クーランジュは又彼の克明なる研究慾からして、その原典について當つて見たのであつた。而して、彼は、そこに「共同に」といふ表現のないことを見出した。これは「ラヴレーが無意識的にそれを自分でつけ加へたのである。すべて先入見にとらはれて居る論者といふものはかういふことをするものである」と彼は述べて居る。それが故意か無意識かは知るよしもがなである(クーランジュ前掲書一二〇頁)。

ラヴレーはローマのことを論じて居る所で「クーリアの共同食事に原始共同體の一證左を見る」といつて居るが、このクーリアの食事は、一定の祝祭の時だけ行はれ、且つ聖餐式であつたことを彼は知らなかつたものゝ樣である。「今日のキリスト教會で多くの善男善女が聖餐式を守つて居るのを、或外來者が見て、之はフランス人が土地を共有して居た證據だといつたらどうであらう」とクーランジュは皮肉つて居る。

かうしたラヴレーの誤をクーランジュは明確に指摘し、批判して居る。ラヴレーが「十二銅板律は共有制の形跡を殘して居る。何故なれば、近親のない場合は、他の內戚よりもゲンスの

者の方が優先權を有するからである」といつて居るのを見て、クーランジュは又御苦勞にも十二銅板律を苦心して研究して居る。そして遂に彼はラヴレーの引用句をどこにも見出し得なかつた。「ゲンスは決して內戚よりも尊ばれなかつた。成程著者は、次の文章を引用して之をガイウスの書に歸せしめて居る。卽ち、法定世襲相續人なき場合は、氏族員が家族を相續する(in legitimis hereditatibus successio non est : gentiles familiam habento)との一句である。彼はそれをガイウスの著の第三卷十二頁にあるといつて居るが、ガイウスの著書の中にはこの樣な文句はいくら探しても、どこにも見當らない。斯樣に、ギリシャに關しても、ローマに關しても、ド・ラヴレーは澤山の典據を引いてはゐるが、併しながら、どれ一つ正確な引用はなく、又彼が持たして居る樣な意味は持つて居ないのである(クーランジュ前揭書一二一頁)。

七、次にラヴレーの注意を引いたものは南スラヴ族卽ちボスニヤ人、セルヴィヤ人、ブルガリヤ人等である。クーランジュはこの「南方スラヴ人」の家族共產體に關する章は「ラヴレーの著書中、最も興味あり、好奇心を唆るものであり、且又、私見によれば最も正確なものである。併しながら、私はそれが我々の取扱つて居る問題に對して如何なる關係にあるかを知らない」と言ひながら、彼の批判を進めて居る。ラヴレーの言つて居る通りにセルヴィヤ、ボスニヤ等の村落に於ては共同耕作が行はれて居る。併しながら、その村落の如何なるものなるやを見きはめなくてはならない。それは人數からいふならば、二十人乃至六十人の小集團から成つて居るのであつて、之が垣一つの中にある四五軒の小屋に住んで居り、それに屬する土地は六十エーカーを超えることは珍しい。よくその村落を觀察するならば、それは一家族に過ぎないのである。ラヴレーと雖もこの事實は認めて居る(二〇四頁)。兄弟達は概して共同に生活し、家族は相變らず單一體を成して居るので、財產も家族と同樣に依然として分割されてゐないのである。家長の指揮の下に、土地は共同に耕作され、農產物は共同に消費されるのである。之をラヴレーが興味深く、且巧みに描寫して居るのであるが、之は土地共有制ではなくて、家族の共有である。古代ギリシャでも古代ローマでも、將亦ゲルマンの昔に於ても、血緣團體が小村落的に生活して居たことは事實である。土地は家族の全員の共同所有であつて、從つて彼等のみがその相續人である。家族員以外に遺贈したり、或はその祖先傳來の土地を賣買することは許されて居ないのである。誰でもその家を去れば、その土地に對する諸權利を失ひ、養子となつて入家すれば誰でも、その家に生れついた人と同樣の權利を獲得するのである。土地が種族の所有に屬して居たとの證據は更に見られない。

八、ラヴレーが更に又問題として取り上げたところはスイスのアルメンド(allmenden)と呼ばれて居る共有地である。彼は「スイスの原始時代に見られる程の徹底的なデモクラシーは未だ嘗てなかつた」と言ひ、ラントゲマインデ(土地共同體)は最古の時代にまで遡り得るものであることを敍述して居る(二七〇頁以下)。又曰く「アルメンドは古代の眞の平等の一類型を表はすものであつて、之こそ未來の社會の根柢となるべきものである」と(二八二頁)。併し、このアルメンドが本當に大昔から傳つて來たものであるかどうかが問題である。ラヴレーは只「それ

は家長制時代にまで遡るものである」(二九一頁)とか或は、「それは過去數十年の間續いて來たものであるなどと斷言はして居るが、一體彼は如何なる權威に基いてそれが原始的のものであると斷言し得たのであらうか。何れの時代、スイスに於て私有財産が存在しなかつたといふのであらうか。彼は之に對して何等の證明をも與へて居ない。スイス國の最初の法典であるブルグンド法やアラマニ法を檢討するに、そこに發見されるものは、私有財産制であつて共有制ではない。降つて十二世紀頃の許可狀を調べて見ても、尚よく私有財産の姿が見られる。今日のアルメンドは確かに、約六世紀乃至七世紀前に出來たものであつて、決してそれ以上前のものではない。

スイスに共有地があつたといつても、決して全面的にあつたものではなく、實際に於て各村落の土地の十分の一か精々五分の一位の小部分にしか過ぎない。而も共有地は普通に森林、山腹などにある牧草地とか、沼澤地とかいつた程度のもので、耕作可能の土地はホンの僅しかない。それで私有財産が支配的事實であつて、共有制はかくの如く重要ならざる土地についてのことである。スイスの各村落にある共有地アルメンドは部落の學校或は教會の維持費を支辨する爲に、時としてその利用權や使用權を個人に賣られる場合がある。往々にしてその共有地は村民の自由に使用出來る樣になつて居て、彼等は共有林野から材木を得たり、家畜に草をやつたりする。併しながら、注意すべきことは、アルメンドの利用權は最近までは村民中、土地を所有して居るもののみに限られて居たことである。從つてアルメンドは普通の所

謂共有地とはその趣を異にして居る。何となればそれは既に土地の所有者たる身分にある者のみが、アルメンドを共有し得るに過ぎないものであるからして、それは私有財産の單なる一附屬物と見るべきものである。

スイスのアルメンド的のものは之を各國各地に於て見られるものである。ローマの都市國家に於ては、その出現の最初から私有地の外に公有地が作られて居る。この種の共有地公有地は、決して國民が個人的所有地なしに生活して居たといふことの證據にはならない。スイスのアルメンドは他の如何なる所にも見られると同樣の性質を有する共有地に過ぎないものである。

九、スコットランドのタウンシップ(township)も亦ラヴレーによつてとりあげられて居る。タウンシップは土地を共有し、周期的に之を分配し合ふ部落である。一寸考へると土地共有制の如く見へるかも知れないが、併しながら、もつと仔細に觀察するならば、部落が或特定の地主の所有物であることを見出すのである。農耕住民は單に小作人たるに過ぎない。ラヴレーと雖もこの事は認めない譯に行かず、「村落の土地は、地主が之を彼等に貸すのである」、「土地は彼等のものではない、一地主の財産であつて、その地主に彼等は地代を支拂ふのである」といつて居る。この事實から見てもスコットランドのタウンシップは獨自の土地を所有せる共同體ではなく、個人的所有者の私有財産である。唯一の集團的特徴は共同耕作をなして居ることである。所有權と小作權とは判然と異るものであつて、兩者を混同してはならない。卽ち

共同所有者たることと、一地主の下で共同小作人たることとは全々區別さるべきである。かゝるタウンシップは古代の土地共有制とは何等の關聯もなきものである。ラヴレーは一假說を提出して、昔はタウンシップが農民等自身に屬し、後になつて見られた様な地主が存在しなかつた時代があつたのだと想定して居る。併し、それは文獻によつても、事實によつても支持されてない單なる臆說に過ぎない。

かくの如く小作人の協同團體に他ならないスコットランドのタウンシップと、或は永い間一領主の私有物でしかなかつた農奴の協同團體・ミルと、或は又家族共同體たるセルヴィヤの村落と、更に又私有財産の所産にして、その附隨物たるアルメンドとを皆同じ様に原始共產體の遺物の如く考へることは頗る飛躍的な考へと言つてよからう。ラヴレー等の徒は何でもかでも共同的に行はれることがありさへすれば、直ちにそれを原始共有制に結びつけんとするのであるが、如何なる事實にせよ、それの生ぜし背景的文化に對する十二分の考察をめぐらし、その民族の全歷史に鋭い眼を投じ、その社會の法制に十二分の理解をもち、然る後にとりあげらるゝのでなければ極めて危險なることである。而してラヴレーは正にかゝる危險を敢て冒して居るのである。

五　モムゼンの原始共有說とその批判

「ローマ史」の著者として知られて居るチューリッヒ大學教授モムゼン教授(Theodor Mommsen 1817—1903)の原始共有說を次に見よう。彼の「ローマ史」は實に「ヴィオレやラヴレー等原始共有說論者によつて大いによろこばれたものである。彼はその中に於てローマの國家にあつては「元來土地は共有されて居た」とか、「土地共有は都市の建設と緊密な關係にある」とか、或は又「土地が私有財産として市民間に分配されたのは晩年になつてからのことである」などと述べて居る。(Roman History, English translation Vol. I, p. 134) 而してモムゼンはその考證をシセロ、ディオニシウス、(Dionysius of Halicarnassus) 及びプルタルク等の記錄に之を求めて居る。併しながら、クーランジュはその據り所を又原典について、調査してその何れも、正にモムゼン教授の希望通りのことを語つて居ないことを見出して居る。クーランジュの考證に基いてモムゼン教授の論を批判しよう。

第一は、シセロの「共和國論」(De Republica 第二章一四頁)からの引用句である。卽ち、そこには Numa agros quos bello Romulus ceperat divisit viritim civibus とある。この章句の意味はロムルスがその隣接都市との戰爭に於て征服した土地は市民間に分配されなかつたと言ふのである。併し、それは征服以前に占領されたローマの小領土が都市建設の時に分配されなかつたことを、立證するのではない。シセロの引用句は或特定の地域に妥當するものであつても、すべての

土地に妥當するものではない。尙又それは、その時までは分配が行はれなかつたことを意味するものではなく、シセロも共有時代の存在を立證する様なことはひと言も言つて居ない。

第二はディオニシウス(Dionysius of Halicarnassus)の第二章七四頁よりの引用であるが、それは直譯するならば次の如くである。「ヌマ王(Numa Pompilius ローマ王第二世のこと―筆者)は土地の境界に關する法律を制定し、各人は境界を以て自分の土地をかこひ、石の地標を建てざるべからずと規定した。王はこれ等の地標をテルミヌス神に獻げ、毎年この神に犧牲を捧げる様命令し、テルミナリア祝祭を定めた」。ヌマ王が境界崇拜の爲の規定を起草したことは、彼の時代以前には境界が設けられてなかつたことを確證するものとは見做し得ないし、又明かに、それまでは私有財産が存在しなかつたことの確證では勿論あり得ない。歴史家ディオニシウスは、それ以前の時代にあつてはローマ人は土地共有制の下に生活して居たとは言つて居ない。否反對にそれより少し前に彼は都市創建者の常套にならつて領土を分配し合つたと述べて居る。尙ディオニシウスは都市創建者は土地分配に當つて、一部分をアーゲル・プブリクス即ち公有地として保留したと附言して居る。この附言は示唆に富む言葉である。即ちこの歴史家は全領土がモムゼンの考へる様にアーゲル・プブリクスではなかつたことを立證して居る。而して彼はアーゲル・プブリクス(公有地)とアーゲル・プリヴァーツス(私有地)との區別されたのはローマ市の創始期であることを明示して居る。

第三はプルタルクの「ヌマ王傳」十六頁からの引用である。即ちそこには次の如く記されて居る。曰く「最初ローマ市は小さな領土しか有しなかつたが、ロムルスがその舊領よりも大きな領土を征服によつて得た。而してその全體をヌマ王が、貧困な市民間に分配したのである」と。この章句も亦シセロからの引用文と同様に、ヌマ王が分配を行つたことを述べて居るが、併し、同時にそれは、二つの領土間に區別をつけて居り、之から、最初に占有されてゐた地方はそれ以前に分配されたことはないといふ結論を抽き出すことは不可能である。

斯くの如く、モムゼンの引用した三の章句の何れも、彼の附してゐる如き意味は持つて居ない。即ちローマ人が何れの時代にも土地を共有して居たことを意味するものでは決してない。ローマの古典の如何なるものもローマ人がかつて土地共有制をもつて居たことを支持しては居ない。

六　ジュバーンヴィユの原始共有説とその批判

フランスの歴史家として知られて居るジュバーンヴィユ(M. d' Arbois de Jubainville 1807—1910)はゴール人の土地制度を論じ、それが共有制であつたと主張して居る。彼が考證資料に採用したものはシーザーの記錄の勝手な援用である。

シーザーはゲルマンの地に僅々十八日間を費し、而してその間に彼地に一種の土地共有制を發見して、之を報告して居る。然るに八回もゴールに夏を過したシーザーがゴールの土地共有制を報告して居ないのは、明かにその様なものがなかつたことを消極的に立證するものではあるまいか。ことにシーザーのゲルマンとゴールとの比較論は尙その點を一層判明ならしめて居る。彼はゲルマン人が如何なる點でゴール人と異るかを論じて次の三點をあげて居る。

一ゲルマン人にはドルイド僧(Druids—古代英國及びゴール地方のケルト人の間にあつて魔術占などをなして居た僧侶)が居ないこと。

二ゲルマン人はゴール人と同じ神を持つて居ないこと。

三ゲルマン人には私有財産がないこと。

シーザーはゴール人は私有財産をもつて居るとは記して居ないとしても、ゲルマン人との差違を論じ、一方が私有財産をもつて居ないと言つて居るのは、他方が之をもつて居ることを肯定したのと同じではあるまいか。シーザーはその著第六卷第十五章に、ドルイド僧は刑事たると民事たるとを問はず、殆ど凡ての訴訟に於て裁判官の役を務めると述べ、裁判官に提起された訴訟の目錄の中に於て、刑事犯罪の中に殺人罪を擧げ、民事訴訟の中に、相續或は境界に關する訴訟」(si de hereditate, si de finibus controversia est)を數へて居る。ゴール人の間に、相續或は境界に關する訴訟があつたとすれば、それはゴール人が相續制度を有して居たこと、土地は世襲的私有財産であつたことを表はしたものであるとなすのは無理な判斷ではあるまい。

シーザーのゴール人についての叙述にはこうした明確なる事實があるにも不拘、原始共有の迷夢に囚はれて居るジュバーンヴィユは、シーザーの片言隻語から如何にかしてゴール人の原始共有を立證しようと焦慮して居る樣に思はれる。卽ちシーザーがゲルマン人とゴール人との相違點としてあげて居る「ゲルマン人には私有財産がない」といつた點などに就いては知らぬ顏をし、ゴール人の相續並びに地界の點を彼一流の說明をもつて原始共有說にこじつけて居る。ジュバーンヴィユの見解によれば、シーザーは確かに相續に關する(de hereditate)訴訟のことを言つて居るが、併し、それは私有財産の相續と言つて居るものではないといふのである。然らば、シーザーは何をもつて相續と言つて居るのであるか。ジュバーンヴィユによれば、それは王位繼承について述べたものだといふのである。卽ち數人の王子があつて、互に王位を欲し萬一面倒な紛爭が起る樣な時にはドロイド僧が裁判役になつて之を裁いたことを言つたものであるとなして居る。併しながら、こゝに注意すべきことは、シーザーは王子

等がその父の後を繼がんとして爭つた例を十ばかり擧げて居るが、そのいづれの場合に於ても紛爭がドロイド僧の前に持出されては居ない。併しながら、その點に就いてジュバーンヴィユは少しも注意を拂つて居ない。ドロイド僧が國務に關與した例は一度も見出されない。然るにジュバーンヴィユはシーザーの言說中の de hereditate とは王位相續のことであると主張して居る。その理由として擧げて居るところは、牽强附會である。それはシーザーが、エヂプト人のことを論じたところにヘレディタス・レグニ (hereditas regni) といふ表現を用ひて居るが、それが王位相續を意味するからといふのであるが、シーザーがこと更にヘレディタス・レグニと書いたのは只單にヘレディタスといつただけでは王位相續を意味しないが爲ではないか。ゴール人が王位相續の爭をドロイド僧の前に持ち出したといふ意味であつたとしたら、de hereditate regnum といふべきであるのは火をみるより明かなことである。

又ジュバーンヴィユは de finibus といふ表現を「二國間の國境」を意味したものと解して居るが、それも亦トンだ誤りである。シーザーはドロイド僧が裁判役として審理を受くべき主要事項としたことを一回も擧げて居ないし、又ドロイド僧が兩種族間の境界爭ひの審理をなして擧げて居るのは、相續・境界・並びに殺人である。而して、シーザーの意中にあつたところのものが、一個人の殺人であり、一所有者の相續であり、一所有地の境界であつたことは疑を容れない事實であらう。

尙ジュバーンヴィユは文章的にも誤りを冒して居る。勿論彼のいふ如く、fines といふ言葉

は所有地の境界のみならず、國境の意味にも使ひ得られる。併しながら、同一の言葉でも哲學者が用ふるときは哲學的に使用され、心理學者が用ひるときは心理學的に用ひられる。從つて民法上の問題と關聯して用ひられて居るとするならば、フィネスが個人的權利に關聯し所有地、或は田畑の境界を意味する樣、使用されて居ると解するは最も自然な解釋であらう。シーザーが「相續及び境界に關する訴訟」といつて居る場合それは法律裁判のことを扱つたものであることを忘れてはならない。

ジュバーンヴィユは「ガリヤ戰記」(De Bello Gallico) の中でシーザーが、國境或は族境の意味でフィネスといふ言葉を幾度使つて居るかを丁寧に調べ、七十七回それを發見した。而して彼はこの事實からシーザーが「フィネス」を國境の意に用ひて居り、從つて他の所でもさうであらうといふ風に論じようとして居るが、併しそれは「ガリヤ戰記」の性質を知るならば、直ちに氷解される問題である。抑々「ガリヤ戰記」は私的記錄ではなく、それは諸國間の戰爭及び商議の記錄である。シーザーがかゝる書の中に於て、フィネスといふ語を國境の意に用ひて居るのは當然なことである。尙こゝに注意すべきはシーザーはこの「ガリヤ戰記」の中に於て、平時に於けるゴール人の慣習制度についての記述をなしたものが七章あるが(第六卷、十一、十三、十五、十八、十九、二十一、二十二章)、その七章の中で、「フィネス」なる語が明かに田畑の境界の意味に於て三回用ひられて居る。この點から推察するならば、シーザーは、戰爭のことを語るときはフィネスを國境の意に用ひ、法律のことを語るときは私有財産の境界の意に用ひて居ると見るこ

とが出來る。數字的に言つてもジュバーンヴィユはシーザーの三百四十章の中で七十七回國境の意に用ひられたフィネスを見出したといふが他方シーザーは、七章の中に三回私有財産の境界の意に於てフィネスを用ひて居る。三百四十に對する七十七より七に對する三の方がはるかに高率であるといふことも注意すべきことではあるまいか。

更に尙、重要なる事實はシーザーは「フィネス」を國境の意味に用ゆるときは、必ず當該族名を附して居ることである。例へばシーザーは、フィネス・ヘルヴェチオルム、フィネス・セクアノルム、フィネス・サントヌム、フィネス・アイドゥオルム、フィネス・リンゴヌム、フィネス・アムビアノルム等々といふが如き用法をなして居る。而して彼が單獨に「フィネス」と用ひて居るときは狹義の場合に限られて居る。

クーランジュは、ジュバーンヴィユがゴール人の原始共有制を論證せんとして擧げて居る各種の資料を原典について詳細に檢討した後、次の如く結んで居る。

この器用なる學者の、ゴール人の間に土地共有制を發見せんとする努力は如何なる原典にもその支持を見出し得ない。彼の引用句を確かめ、その論證を吟味しようとすれば、引用句のどれ一つとして彼の持たしめて居る如き意味を持つてゐるものはなく、その事實のどれ一つとして、土地共有制說に合致するものはない。シーザーの語るところを嚴密に固守するのが最善の道である（The Origin of Property in Land P. 148）。

七　原始社會の私有財産制度

財産の起源についての問題を更に原始社會に於ける財産關係の方面より之を考察し私有財産が原始社會に於て如何なる意義を有して居るかを見よう。

往々にして狩獵民は必ず狩獵地の共有をして居るが如く考へられるが、世界各地の原始狩獵民に就いての研究によるならば、必ずしもさうではない。勿論土地が空氣や水の如くあり餘るほど豐富にある所では、種族にとつて、對內的にも對外的にも共有も私有もない。併しながら、土地がやゝ缺乏しかけると先づそれの種族的私有が現はれて來る。例へば北米英領コロンビヤのトムプソン川流域のインディアン土人やカリフォルニヤ州のマイドゥ族の如きがよい例である。彼等は對種族內的には狩獵土地を共用して居るが、對種族外的にはそれを頗る强く私有的に保持して居る。卽ち彼等は一定の地域を種族內のものは誰が利用してもよい土地と看做して居るが、他族の闖入は嚴禁して居る。異種族人がトムプソン川流域の土地に闖入すれば、何人でも命をとられる。又マイドゥ族は巧妙なる步哨勤務の制度を設けてその境界線を警戒して居る。且又、原始種族民は特定の土地に對し、一種の神秘的な愛着をもつて居る事例を屢々見る。彼等は土地が彼等の物であると同樣に彼等はその土地の物であると考へて居る。從つて彼等が種族の地域を越へて他種族の領域內に出るといふことは極めて稀な事實である。地域外に出るといふことが頗る重大事と思惟されるのは、かくの如き

事情によるものである。西部濠洲の白人移住民は、黒人の牧者にその祖先傳來の土地以外の地で羊を飼はせるのに頗る困難を感じたと言はれて居る。土人等はトーテム祖先のいます土地から他の土地に移れば、トーテムの神秘的な存在との接觸を絶たれる様に考へて居る。從つて彼等は自分等の特定の地域から他に移住しようと敢てしないと、同時に又、彼等は自分等の領域に他種族のものが越境して來ることも亦痛く嫌つて居る。

かくの如く種族の對内的共有は、對外的私有によつて强化されて居ることを忘れてはならない。且、對内的にも少しでも勞力の加へられた土地の部分に對しては、私有權が生じ、世襲的權利が確立しつゝあることは注目すべきことである。卽ち彼等の間では、誰でも鹿砦や魚釣場を作ると、その人はその個人的努力の結果を獨占的に使ふ權利を有し、それを子孫に傳へることが出來るのである。スペック教授は北米・東北部のインディアン土人について卓越せる研究を發表して居るが、教授によれば、北米の諸地方では斯かる改良工事の加へられた土地のみならず、狩獵地も必ずしも共有的でなく、明確に個別的な家族の財産となつて居る事實を指摘して居る。各種族の所有權に屬する全地域は、大昔から同じ家族の所有する地區に小分され、代々相續されて居た。これ等の地域のほゞ正確な境界が認められて居り、實際に於て滅多に越境するものはなく、もし越境したら卽座に罰せられて居た。而も他家族の狩獵地に越境した場合は時として命を奪はれることもあつた。スペック教授は東部及び中部カナダのインディアン土人の間に狩獵地私有が餘程普遍的であることを示して居る。(F. G. Speck: The

併しながら、狩獵民が狩獵地を共有して居たとすれば、どの程度のものであつたらうか。この點についてカリフォルニヤ大學教授ローウィ博士は言つて居る。「我々の有して居る資料が凡て斷定的であるとは言へないが、次の事だけは明白に言へる。卽ち、土地領有權は精々、父系の近い血緣親族の團體に與へられてゐるのであつて、それよりも包括的な・實親族及び推定親族の團體や、大きな政治的集團には決して與へられなかつた。斯くて正當な意味では共同體所有は排除される」(ローウィ原始社會二一二―三頁)。

更に又狩獵民の内でも特に原始的なセイロン島のヴェッダ族について見よう。彼等は最も未開な種族の一として知られて居るものではあるが、頗る顯著な私有觀念を土地に關して發達せしめて居る。卽ち彼等はマイドゥ族などの如く境界の守備を嚴にし弓の射手を以て之を守らしめて居る。併しながら、マイドゥ族と違つて、ヴェッダ族土人は遙かに私有的である。セリグマン博士に從へばヘネベダ族の各家族の土地は之を明確に地圖に表はし得るほど所有權がはつきりして居るといふことである。卽ち兄弟の土地でも許しがなければ、狩獵をせず、又獲物が他人の土地に逃げ込めば、その土地の持主はその肉の一部分を貰ふ權利がある。彼等はその私有の土地を讓渡する場合にはその印に、讓渡の象徴として新しい所有者に一、二個の特別な石を與へ、又時にはそれに自分の齒を一本つけ加へるといふことである。

とにかく狩獵種族はこれまで普通考へられた如く一律に狩獵地の共同體的所有を實行し

て居るものではなくて、非共同體的な、相續可能な所有權を認めて居るものをその內に多く見出すといふことだけは爭ふべからざる事實である。

次に遊牧種族であるが、彼等の間では普通家畜については非常に進んだ私有觀念があるが牧地に對しては共有的な點を多く見出す。例へば、マサイ族は正しく牧地を共有して居り、牧草がなくなると一同他に引き移る。又ホッテントット族も放牧地を共有して居るが、一種の不動產、卽ちナラ（瓢簞）の出來る籔の所有權は個別的家族に屬して居る。而してそのナラ畑を侵したものは、犯人が同種族仲間の者である場合は族長に告訴され刑罰を受ける位の程度で事すむが、犯罪が他種族の犯人による場合は容赦なく射殺されるのであつた。こゝにも牧地が共有されて居るとはいふものゝ、そこに私有思想が強く根ざして居るのを見る。

更に遊牧民として知られて居るキルギス族は「共產種族」としてよく引き合ひに出される。併しながら、大體から言ふと、それは牧草の豐かな夏期だけのことで、冬期は個別的家族に分れ私有的生活をなして居る。卽ちキルギス土人は夏は畜群の爲に灌漑のよい牧草の豐かな土地を比較的容易に得ることが出來る。併しながら、冬期嚴寒を避け、降雪の少ない、畜群に都合のよい土地は容易には得られない。從つてキルギス土人の歷史は主として最もよい冬期の牧地を得るための喧嘩の歷史であると言はれて居る。卽ちキルギス土人は土地所有に關して、絕對的な意味での共產種族でもなければ私有種族でもなく、夏は前者であり、冬は後者であ

言ひ得る。類人猿なども食物の豐富な秋などは大群をなして山野に遊んで居るが、食物が、缺乏して來ると、家族的に別れて生活して居る。それは食物の少いときは群居するよりも、家族的に生活する方がはるかに生活に便宜なことを彼等が實驗的に覺えた爲であらう。この樣な事例を考へるとき、キルギス土人が夏は共產的であり、冬は私有的であるといふ彼等の生活を理解することが出來る樣な氣がする。夏は共產的といふよりも寧ろ、牧草の豐富な夏は牧地についての私有も共有もない狀態であるといふ方が、當を得て居ると思ふ。

農耕民に就いての私有觀念は更に明確である。耕地が種族の共有であるといふ例は原始民族の間に於ては見られない。一見、種族の共有であるかの如く思はれる事例も之を少しく突き進んで調査するときはそれと全く反對の事實を我々は發見する。今、原始種族についての農耕民の事例を少しく考察しよう。原始社會に於ては土地は大抵個別的家族に屬して居る。例へば、ユウ族では土地は家族に屬して居り、個人が祖先傳來の所有地を賣買しようなどゝ思ひもよらぬことである。從來は借金などで困つた場合、家族員を身賣さしたり、或は人質にしても土地は手離してはならぬと考へられて居た。尤も今頃では部落の首長の同意を得て耕地を處分することもある樣になつたといふことであるが、併し、さういふ場合にはその家族のものは勿論のこと、仲間のものまでが全力を盡してその世襲地の買戻しにつとめるさうである。土地の讓渡にあたつては一定の手續が課せられて居る。卽ち賣渡人は一定數の子安

貝の貝殻をもつて來て、それを自分と買入人との間に分ける。次に一つなぎの子安貝を二分して眞中の所を切り、そこで双方、貝殻を通した半分づゝを銘々の椅子や籠に結び付けて、正當賣買の證書の代りとする。而して最後に買入人と賣渡人の兩名は證人に伴はれて、その讓渡した地所に赴き、そこで烽火を三度擧げる。之が賣買の公認となるのであつて、後に訴訟の起つた場合種族の裁判役が眞先に確かめることもこの點である。卽ち、彼等が慣習に從ひ烽火をその田畑で三度あげたかどうかを確かめ、その事實が判明すれば、その土地の所有權が確立するのである。この様な土地讓渡についての複雜なしかも嚴肅な手續は之をルソン島北部の原始民イフガオ族の間にも亦見る。イフガオ族では土地は家族に屬し、その代表者が之を所有するが、併し、彼は決して自由に土地を處分することを許されて居ない。而も家族のものが病氣で危篤に陷り、その回復を祈るため犧牲を捧げる必要に迫られるなどの如き緊急な場合でないと家族所有の土地を手離すが如きことはない。而していざそれをいよ〳〵讓渡するといふ場合、その授受式は普通の私有物の賣買には類を見ないほど極めて嚴肅に擧行され、然る後、始めて所有權の讓渡が確立することになつて居る。

印度の土地制度はサー・ヘンリー・メーンの「古代法」以來、常にそれが共產制である様に考へられて居る。併しながら、バーデン・パウエル(Baden Powell)は權威ある印度研究を發表し、所謂村落共產體の支配的な地域が、土地私有制の支配的な地域の半數よりも遙かに少數なことを指摘し、而かも私有制部落は最も未開な種族の間に於て之を見ることが出來るといふ事實を指摘して居る。而してバーデン・パウエルは印度に於ては親族觀念や相互扶助の義務は强く見られるが、決して大集團内の土地共有はないことを發見し、且又、共有制的なものはよしあるとしても血緣親族の一定の限界卽ち家族的限界以上には決して出ないことを發見して居る。彼は共有制は一人の所有者の所有地の共同相續の結果であると結論して居る。

ローウィ教授は原始社會に於ける土地制度を論じて次の如く結んで居る。「廣汎な單一の地域であつても綿密に研究すれば、太古に土地共有制があつたといふ社會學上の獨斷論に直接反する歷史の像が得られる。この制度は普遍的な例としてさはなくて極めて、特殊な例として現れ、又、初期の產物といふよりはむしろ後期の產物として現れて居るものである」(前揭書二三三頁)。

原始人の動產に關する所有觀念は、不動產に對するよりも遙かに簡明である。卽ち土地の場合よりも一層明瞭に確立されて居る。牧草地を共有して居るところでも家畜を共有して居る種族はない。男尊女卑的感情の强く表現されて居る所でも女の所有權は不可侵的に認められて居るのは注目に値する。例へばユウ族の女子は夫に買はれ又土地相續の資格も認められて居ないけれども、山羊、家禽等の如き動產を所有し得、女の手で出來た棉は無償では之を何人にも提供しない。

アメリカン・インディアン土人の研究家として知られて居るフレッチャー女史(Miss Alice C.

Fletcher: Handbook of American Indians) はインディアン土人の生活を叙述して言つて居る。「廣義に於てインディアン土人の財産は個人的である。衣類は男女に拘はらず着用者に屬して居る。武器・儀式に用ひる諸調度品は男子に農業用具・料理用具・裁縫用具・テント等は女子に屬して居る。エスキモー部落ではランプも女子のものである。」「多くの種族では肉・穀類等の如き材料は凡て女子の財産となつて居る。ロッキー山脈東部の平原地方の種族の中では彼等のディビィと稱する小屋も亦女子の所有となつて居る。しかし、北西部海岸の木造家屋は家族の男子に屬して居る。……メノミー族の間では或る一家族が或る地域に發生して居る野生の稻を自分のものとしようと思ふときは、その稻の莖に或る特別な結び目を作つて置くのである。この結び目の印があるときは種族の他の家族のものは決してそれを冒さないのである。而して結び目をつけた家族は時期が來たならばそれを取入れるのである」(Vol. Ⅱ. Bulletin 30, Bureau of American Ethnology)。

動産に所有權が確立して居たことは孰れの種族に於ても一樣に見られる事實であるが、而もそれが、屢々頗る嚴格に守られて居るといふことは注目に價する。時には子供の私有權でさへ不可侵のものと考へられて居る。ローウィ博士は彼が北米ネヴァダのバヴィオッツオ・インディアン土人の一少年の毛布を買つたときの經驗を次の如く述べて居る。「その兩親は正當所有者たる子供に交涉することを私に求めたのみでなく、子供の決めた馬鹿に安い値段をも亦納得した。あまり氣の毒だから私は値上げしてやらねばならぬと思つたのであつた」。

ブラヂルでシュミット博士も亦十一歳の子供の產を買はうとして同樣な經驗に遭つたと報告して居る。卽ちその子の父親は子供の承諾なしには賣られないと言つたといふことである。」(Vol. Ⅱ, Bulletin 30, Bureau of American Ethnology pp. 235—6)

原始人、ことに遊牧民にとつて家畜は最も大いなる富であるが、彼等はその富に對して確然たる私有觀念をもつて居る。家畜の多寡は彼等にとつては結婚を成立せしめ、或は名聲を博せしむる重要なる財產である。

要するに、原始社會に於て動產に關しては、私有制が明確に支配的であることは疑ふべからざる事實である。

次に原始社會に於ける無形的財產に對する原始人の態度を考察しよう。原始共產說の假定からするならば、無形的財產に關する私有權など考へ得べくもない。併しながら、事實はこのことを肯定して居る。文化の程度の極めて低い未開人の間に於ても案外に特許權や著作權的思想が發達して居ることは注意すべき事實である。例へばトーレス海峽諸島の一つの島でハッドン敎授(Professor Haddon)は地方傳說に就いて所有觀念が存して居るのを發見したと報告して居る。かゝる例はニュー・ギニヤのカイ族にも多く見出される。又アンダマン島土人にも見られる所である。例へばアンダマン島土人にあつては詩人はその作曲に對して絕對的所有者である。他のものは、作曲者の同意なしにはそれを歌ふことが許されて居ない。

そして彼はこれを歌ふことを許す場合印税的な料金を取るのである。同様に呪文にも所有権があり、之を人に教へるときはその代償を受取つて居る。又或種の彫刻の中には特別な許可なくしては模造出來ないものがある。人の名前ですらも或る意味で特許權的財産であつて、以前からある名前をつけようとすると同名者に贈物をしなければならないといふ様な民風が嚴然と守られて居る。

英領コロンビヤの土人中のヌートカ族は、無形財産に就いて實に豊富な事例を示して居る。或る種の漁獵の秘傳・墓標やトーテム柱（ポール）に一定の彫刻をする權利・或一定の子守歌を歌ふ特權・一定の踊りを踊る特權等々皆それの特別な所有者がある。その他お祭りや儀式についても亦同様なそれ〴〵の獨占的・世襲的特權が附隨して居る。(Lowie : Primitive Society pp. 236—7)

ヌートカ族(Nootka)はかくの如く非物質的財産を重じて居るが、それは大抵一家族集團の世襲的性質を十二分に現はして居る。併し、北米の平原地方のインディアン土人は概して、無形財産の私有的性質を強く現はして居る。彼等は神の啓示や幻の體驗によつて醫療術を發見し、醫藥を發見し、或は又色々な特殊技能を會得し、かくて名譽と富とを獲得するのである。而してかゝる神の與へ給ふた特權は、又之を讓渡出來るもので、賣買の對象となるのである。かゝる神の啓示により、或は幻の體驗によつて會得したる特殊技能に對する權利は頗る尊重せられ、そのものの社會的地位を高めるのである。而してそれは如何に容易に模倣の出來る事柄であつても代償を拂ふことなしには何人も敢て模倣しない。而して注意すべきことはそ

の代償のため要求されるところのものは驚くべきほど巨額なことが往々にしてある。

各種の社會團體への入團權・會員權なども亦無形財産の一種として尊重されて居り、原始社會に於て幾多その事例を見る。例へばヒダッツァ族(Hidatsa)の軍人クラブの團員權は明確に財産視されて居る。又クロウ族の聖草タバコ栽培團加入權も亦同様に財産的對象である。即ちタバコ栽培團に加入するためには一定の入團費を納め一定の複雜した手續を經て始めて加入出來るのである。而して團員權は正しく財産の一形式をなして居る。

今一つの事例をコリヤック族(Koryak)の魔法についてとらう。コリヤック族土人は魔法によつて物事が何でも生起するものゝ如くに考へて居る。魔法は病を祓ひ、獲物を誘ひ、惡靈を追ひ拂ふなどの魔力をもつて居るのである。かゝる魔法は創造神から巫女に授けられる。そして呪文の權利を所有して居るものは依賴者から色々報酬を受けて呪文をとなへ、魔法を行つてやることになつて居る。如何なる魔女であつても、もしその呪文を他の女に賣り渡すときは完全に無力になり、新しい買主がその神秘力の唯一の所有者となるのである。

我々が最も未開社會と考へる原始文化の中にかくの如くに各種の無形財産の事例を見出し得るのである。而してかく幼稚なる原始人が有形物に對すると同じ様に無形物に對しても財産觀を發達せしめて居るといふことは、私有財産觀念が如何なる原始社會にも普遍的に見られる事實であるかを立證するものである。

或る家庭の双生兒―H坊とN坊としておく―が丁度滿二年足らずの頃・丁度言葉を覺える

のに強い興味をもちかけた頃であつたがH坊が何かの調子に「ビァン〳〵」と無意味な、而もリズミカルな發音を面白くやりだした。そのとき家中大笑をしたらHは得意になつてそれをくりかへして居た。そのときN坊が、すぐそれをまねようとした所がH坊が承知しない、Hちやんの！Hちやんの！」と言ひながらまわらぬ口をとがらしそれは自分のもので、まねをしてはいけないと制した。その內にN坊の方が「ブタ〳〵」と之また無意味な發音をリズミカルに面白さうにやり出した。すると今度はH坊の方がそれをまねようとした。所がN坊がきかない。恰かもN坊は自分の著作權が冒されたと言つた風に怒り出した。私は僅か滿二年足らずの知能的には原始人と異ならない様な小兒の心にかく著作權的の觀念が芽ばえるのを頗る興味深く感じたのであつた。私は子供の社會に於けるこの様な經驗を思ひ浮べながら、前記のアメリカン・インディアン土人の間に著作權的な無形物に對する私有權の思想が出來て居るといふことを頗る自然なことではないかと考へた。

併しながら、原始社會に於ける財産制度を見るならば、一見所謂共産的に見られるものがないでもない。例へば、ニュー・ギニヤのカイ族に於ては一個人の力でむづかしいことは協同的になされ、協同工作が圓滑になされるところから、之を共産的だとよく報告される。併しながら、彼等の日常生活を見るならば凡そ共産的とは緣の遠いものを見出す。卽ちニュー・ギニヤでは、他人の所有地で泥棒を働き現場を捕まつた場合は卽時殺されても、遺族のものは復讐す

ることが許されてない。又土人の間で貴重品とされて居る野猪の牙や犬の齒を盜んだものは、見つかると殺されるかも知れぬとのことである。成程カイ族を共産種族だといふ連中がいふ通りに彼等土人仲間では、他人の土地でも勝手に果樹を植ゑることは寬大に默認されて居るが、他人の土地へ地主の許可なく小屋を建てることは許されて居ない。而して一度植ゑられたその一々の果樹には所有權が確定する。又、獵の獲物の所有權はそれを最初に見つけた獵師に屬し、鳥の巢は最初に見つけたものが、その正當な所有者と見做されて居る。彼等カイ族土人は丸木舟の材料として都合のよい大木を見つけたとき、直ちにそれをきり倒しても つて歸ることの出來ぬ場合には、それに自己の所有を示す目印をつけておき、自らその所有權を明かにしておけば、誰も之を見て、その所有權を犯す様なことはしない。これ等の點より見るもカイ族の間には確固たる私有權思想が存し、而もそれが實に我々の想像以上に嚴肅に守られて居ることを知るのである。もしも彼等の內に共産的色彩があるとすれば、それは一家族團體的のものであつて、決して種族的のものではない。

更に北國グリーンランド地方に於ける風俗習慣を見るとき一見共産主義的に考へられるものがないでもない。例へば、グリーンランドでは銛を打つて大きな鯨が捕獲されたとすると、その鯨を決して銛を打つた獵師の占有物ではなくて、多くの見物人が—假令その人數が百人餘になつても—分配される權利をもつて居る。バッフィンランドでは食物缺乏の時、海豹の肉や鯨油を餘分にもつて居る獵師は、それを全部落住民に分配する習慣がある。かくの如

き一見財産私有權に對して無頓着な例は、ベーリング海峽附近のエスキモー土人にも亦見られる。卽ち他人から物を借りてそれを返せなくても、あまりやかましいことにはならない。それは人に貸し得るほどの餘裕のあるものは必要以上のものを持つて居るのだから、借りたものが自發的に返してくれるまで待つて居るべきであつて、返濟を迫るべきものではないといふのが通念になつて居る。かゝるエスキモー土人の慣習はアジヤの北國種族間にも之を見ることが出來る。例へば、チュクチ族の間では餘分な舟を持つて居る者は、隣人にもその使用を許さなければならないことになつて居る。それは隣に舟の欲しい獵師がゐる時に、いゝ舟を岸に遊ばして置くことは土人の正義觀念に反するとされて居るのである。人の舟を使用して素晴らしい大漁がなされた時でも、その舟の使用料といつたものを舟の所有者に支拂ふ樣なことはしない。又鯨が海岸に漂着するとその鯨肉はそこに居合はせた者が等しくその分配にあづかる。併し、その樣な事實の中に於て注意すべきことは鯨骨だけは長幼男女の別なくその鯨を見つけた者の所有となるのである。而して、誰でもかゝる慣行を無視して、それを橫取りでもすると死刑になるかも知れないといふ。これ等の點を考へ合せると一見共產的に見える事實の根柢に私有制が橫つて居ることを感ずる。而して北極地方の食料品の不足勝ちなところでは、生存の自然的要求として食料品の互惠的所有が現はれたものであり、且、生產手段の效果的使用といふ純經濟的事情から所謂「共產的」に考へられるものが見られるのであり、かゝる特殊事情を離れては私有制が完全に認められて居る。

北極民ことにエスキモーが共產主義を行つて居るといふ說に對し十六年の長い間エスキモーの間に起居し、つぶさに彼等の生活を觀察したカルトライト氏(Cartwright)はエスキモーが私有財產に對し高い認識を有して居ることをのべ「天が下エスキモーほど自分の生命財產を信賴して託し得る人間は居ない」と言つて居る。

更に又原始社會の財產制度に就いてレヴィンスキー(Lewinsky)も一九一三年「財產の起源と村落共同體の形成」(The Origin of Property and the Formation of Village Community, London)なる論文を刊行し、その中に於て權威ある意見を發表して居る。

レヴィンスキーは一九一一―一二年露國に遊び、親しく露領內の原始民族の財產の原始的形式について研究したものである。

先づ彼は所有權の概念を定義して「所有權とは使用・處分の排他的權利を伴ふ物の永久的占有である」(五頁)と言つて居る。從つて單純なる使用と排他性、例へば旅館・列車・圖書館に於ける座席の排他的占有使用は、財產を構成するに十分な特質とはなり得ない。かゝる財產の意味に於て未開・遊牧の民族には土地に對する財產觀念がない。卽ち彼等は空氣の如くに何處にでも自分の欲する土地を得ることが出來るからである。ヤクート族土人は或商人が森林を買取つたと聞いて「彼奴等は全く馬鹿だ。何故金を費ふんだらう。役に立つ樹木が十分どこにでもまだあるではないか」と言つたさうである。凡て各人が自分の望む所に自分の欲し

いだけの土地を自由に取り得る間は、土地を以て共有の財産と呼ぶ事は出來ないとレヴィンスキーはいふ(二六頁)。かゝる狀態の下に於ては實に彼の主張する樣に私有も共有もないと見るのが妥當であらう。

然らば如何にして財産が發生するか。レヴィンスキーは「物を私有せんとする欲望は、勞働と不足との二原因からのみ生れる」といふ。從つて「土地の生産物の使用が極めて單純であつた遊牧期、及び狩獵期は、經濟的生活の甚だ粗笨な形式であつて、一人當の面積が、極めて廣大な場合に限つて、初めて可能な事である。人口の增加に伴うて、簡單な遊牧生活から、一層集約的な制度への變遷が必要になる。此の變化は必然的に土地に對する勞力の注加を要し、かくして土地の私有を齎して來る」(三〇頁)。

ブリアート土人について見るも、亦キルギス土人について見るも勞力注加の程度が、土地に對する所有權の程度を決して居るのを見る。例へば牧場を作る場合に於て、單に柵を廻らしただけの勞力しか注加されないものは、又簡單に甲の地所から乙の地所に移轉され、而して捨てられたるものは他人が又之を自由に利用することが出來る。併しながら、施肥、排水、開墾等の複雜勞働の注加された所に於ては、私有財産としての性質が確立し、世襲的性質を帶びて來て居る。

バーデン・パウェルもかいて居るごとく、印度では、茂つた森林や藪を資本と勞力とを費して、開拓した者は、其の土地を保有する權利あるものとして自他共に之を認めて居る。かの紀元前五百年頃の作として知られて居るインドの古代法、マヌ法典が「賢者宣はく、畑は最初に木を伐り拂つた者に屬し、鹿は最初に傷けた者に屬する」と規定して居ることも注目に價する。

(Baden Powell: Landl Tenure I p. 227)

而してこゝに問題となるのは、かゝる勞働注加の單位が、個人の場合又は家族の場合は、その私有財産的になるとしても、それが集團の場合は共有財産的となるのではないかといふことである。この點に關聯して森林開拓などの場合に於ては集團的勞働が必要であり、かゝる勞働力の結合注加が原始的財産形態を共有的たらしめざるを得ないと屢〻論ぜられる。レヴィンスキーはロシヤの原始社會調査に於て不幸にして一村落的大集團に依る共同開墾を立證する資料を何處にも見出し得なかつたことを明かにし、且、ラヴレーの描いて居る瓜哇の共同開拓は實際に於て三、四家族の相互扶助に過ぎず、村落共産體ではないと主張して居る。兎に角、レヴィンスキーは所謂無財産の狀態から、土地に勞力が注加されるに至り、始めて個人的所有權が確立したとの結論を下し、而して所謂共有的に考へらるゝ集團による開拓はあつたとしても極めて例外的なものであると主張するのである。

レヴィンスキーはかゝる勞力注加の外、個人的缺乏を私有財産發生の他の原因としてあげて居る。「經濟生活の緊張と共に、人間は土地に結び着けられる樣になり、そして彼の住居を圍む土地は彼に對して特別の價値を得る」(レヴィンスキー前揭書四二頁)。卽ち誰でも皆自分の宅地の周圍の凡ての土地を排他的永久的に保持し、それに對する自分の權利を確保しようと

希望する。よし社會的見地から見るならば、土地は潤澤にあつたとしても、耕作者に取つて希望される土地は缺乏する。こゝに於て私有財産權が次第に確立されて來るといふのである。無財産の狀態から勞力注加と個人的缺乏との二大原因からして財産が發生するものであると見るレヴィンスキーの主張は傾聽に價する。

かくてレヴィンスキーは所謂村落共産體は人爲的所産であつて原始的遺制にあらざることを主張し、ことに瓜哇の所謂共産的制度に就いて言つて居る。

瓜哇の人口稀薄な地方では、私有財産の世襲が一般的原則である。人口の稠密な所にだけ、村落共産體が存在する。併しながら、是等の地方に於ても、此の制度は比較的近世に起源を有し、且、私有財産に後れて生じたものである。

斯くの如く共産主義理論の大黒柱は既に倒壞した！併しながら、これ等だけがラヴレーやメーンの說に對してなされる駁論ではない。ギリシャに於てはホーマーの詩、古代宗教の儀式、最古の法律の痕跡等は個人的所有權を立論して居る。ヘブライ種族の間でも個人的所有權が文明の發生以前既に存在して居た。

今日の最も原始的な民族は何處に於ても土地の共有財産を知つて居ない。村落共同體は更に進歩した社會に見出されるだけである。かくの如く我々の有する資料は凡て事實に於て我々の一般的結論を確證して居る（レヴィンスキー前揭書三一―三二頁）。

八　我が國古代の私有財産制度

我が國古代の土地財産が共有制であつたとの議論がかつてやかましく論ぜられた。我が國に於ける原始共有制存在の議論が始めて問題となつたのは、明治三十三年（一九〇〇）福田德三博士がドイツにて發表された、„Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwikelung in Japan"（坂西由藏譯日本經濟史論）に於てゞある。卽ち福田博士は「上古に於ける耕地共有制度の狀態如何に就いては毫も據るべきの記錄を存せず、又日本の歷史家にして今日に至るまで未だ此の問題に着眼せるものなし。されば、玆には予の想像を揭ぐるの外なし」（日本經濟史論四四―四五頁）と言つて居られる。而して博士の「想像」によれば「彼等が大和の地に定住するや漁獵より次第に農業に移り、其の耕作すべき土地は大氏の共有に屬し、之れ以外に特殊所有權あることなしとのことであり、「かゝる共同共産的制度は必要缺く可からざる所」（同書五五―五六頁）であつたと言ふのである。尤も福田博士はその後「唯物史觀經濟史出立點の再吟味」の中に於ては始め肯定された想像的意見をすつかり放棄されて居る。福田博士の論文の後、數年にして內田銀藏博士は「我國中古の班田收授法及び近時まで本邦所々に存在せし田地定期割替の慣行に就きて」と題する論文を公にされて我が國に於ける原始土地共有說を展開された。この內田博士の論文は同氏が大學院學生として提出された論文で、學生時代の所產にすぎないが、それが所謂唯物史觀の立場をとる歷史家によつて無條件的に受け入れられるに至り可成り

大いなる影響を思想界に與へて居る。佐野學は福田博士並びに內田博士の所說に基いて次の如く言つて居る。

農業共產社會に於ける最も重要な生產手段たる土地は血族團體たる氏の共有であつたのであり、勞働は氏の上の指導の下に共同に行はれ、その收穫は氏人の各々の家族に分配されたであらう。……後年、大化改新に當つて班田制が施行されたが、それが殆んどスラ〳〵と行はれたことは農業共產社會からの長い傳統が殘つてゐたからであらう。（大化改新の班田とそれ以前の土地割替制との必然的連關を論じたのは故內田博士である。）（日本歷史研究三八—三九頁）

かくて「日本原始共產體の研究」に於て細川龜市も亦內田博士の說を讃美して言つて居る。

內田博士の立論は甚だしく詳細綿密を極めて居り、吾々後學の輩にとつて敎へらるゝところ頗る多大であるが、私の不愼なる、日本原始土地共有制の存在を肯定する學說として、未だ內田博士の立論以上に出でたるものあるを知らない。この意味において、內田博士說は今なほ吾が學界に健全なる生命を保つて居ると云ひ得るであらう。……日本原始共產體學說史上において、內田博士の右の論文はまさに劃期的意義を有するものであると云はねばならぬ。（日本原始共產體の研究一三—一四頁）

かく我が國に於ける原始土地共有制に關する議論の基本をなして居る內田博士の我が國中古の班田收授法についての論文を少しく見よう。

內田博士は先づ「日本上古に班田の慣行ありしや如何」と自問され、而して之に對し次の如く自答されて居る。

日本の上古に於て班田若くは之に類似の慣行ありしや否やと云ふことは、今日尙ほ未決の問題なりと云ふべし。一般に行はるゝ所の見解は班田收授の法たる大化以來始めて唐制に倣ひ設けられたるものにして、其の以前にはなしと云ふにあれども、また此の法の起源を以て一層舊しとし、卽ち班田收授法は、日本固有の土地共產制を支那風に改めたる迄なりとの見解を抱くものも全くこれなきに非るなり。但し從來の學者は、有無何れを主張するものも共に大抵皆たゞかく思考すと云ふのみに止まり、考究未だ盡さゞる所あるが如し。種々なる點より此の問題を考察して、論辯遺す所なきものに至つては、未だ之を見ざるなり。蓋し大化以前の世に於て、班田若くは之に類似の慣行、存在したりとの直接の徵證は、一もこれあることなし。故に上古に班田の制度存したりと云ふことは、明確に之を立證する能はずとす。然し精細に討究し、綿密に考察するときは、此の法を以て、單に大化の改新に當り唐制に倣ひ、從來の土地制度に反して、新に立てられたるものとしては、甚だ說明に苦む點なきに非ず。卽ち當時此の法の制定あるに先だち、既に我が國に於て、之に類似の慣行存在し人民頗る此の種の土地制度に習熟し居りしとするに非れば、充分に解釋し難きことあるなり。卽ち內田博士は班田收授の法は單なる唐制模倣にあらずして、我が國固有の土地共有の慣習が單に唐制を參考として法制化されたものに過ぎないとなし、その理由として次の如き九

點をあげて居られる。

第一、班田收授法は、大化改新後速に實行の緒に就きしこと……夫れ一般人民の經濟的利害に最も重大なる影響を生すべき此の種の制度にして、若し從來の慣行に反し、自然の發達に背ける新法なりしならんには決して容易に行はれ得べき筈なし、彼の唐錢を模範として錢を鑄造發行し、人民をして之を使用せしむることに於てだに最初の計畫より其の實行迄には頗る長き年月を費したることにして、而して人民を勸誘して、其使用に習熟せしむるには、種々手段を盡すことを要したるなり。田制の革新は、貨幣制度の制定よりも、一層根本的なることにして、充分民心に適應するに非れば得て行はるべきに非す。然るに其の速に且容易に實行の運に至りたるを以て見れば必らずや當時一般人民之を以て當然のこととし、怪まざりしものと思惟せざるを得ざるなり。此の班田制を行ふにつき、次に述ぶる九州南端の場合を除くの外、其の他の場所に於ては、何等の苦情も起らず、何等喧騷のこともこれあらずして、頗る圓滑に實行を見るに至りしものの如し。畿內と云ひ、中國と云ひ、又筑前豐前等の國々と云ひ、班田の實行せられたることは、歷々として明に其の徵證あることなるが、此等の地に於て最初實施に際し困難を生じたることは、歷史に少しも傳ふる所あることなし。これに依て之を見れば、我が國に於ては、大化以前に於て、實際既に班田、又は之に類似の慣行存在し居り、當時唐制を採酌して新に立てられたる班田收授法を行ふに適したる事情豫め既に現存し居りしことと推定せざるを得ず云々。

第二、九州の南端隼人の故國（大隅薩摩）に於ては、もと班田若くは之に類似の慣行なかりしを以て、班田收授法は、舊慣に反すとして、餘程後に至る迄實行の運に至らざりし……が如し、若し一般に日本の社會に於て、もと班田若くは之に類似の慣行なかりしとせん乎、隼人の故國のみならず、他の地方に於ても、久しき間、此の法は實行を見るに至らざりしに相違なし。卽ち大隅薩摩の場合との對照により、吾人は、他の場所に於ては、班田收授法は、決して全く舊慣に反したるものに非ざることを推定するを得るなり。

第三、土地に關する他の制度例へば度地の法の如き、舊慣を基礎として制定せられ、決して支那の法を其の儘移用することなかりき。……夫れ量地の法の如き、之を改むるも、別に人民の權利關係に痛切なる影響を生ずべきに非す。しかも尙ほ舊慣に基くの必要あるを以て見れば、農民は最も保守的にして、農業及土地制度は急激に之を革新し難きことを知るべし。……又租の法の如きも、當時一に舊慣に依りしことにして……他の點に於て、何れも舊慣を尊重し、之に遵據せることとなるに、獨り班田收授法に於て全く舊慣に背ける新法を支那より輸入すと云ふが如きことは、殆んどあり得べからずと云はざるを得ざるなり。

第四、中古の初に當りては、新に溝池を造り、多く資本勞力を費して開發せる墾田も未だ永久の私財たるべきものと……認められ居らざりしを以て見れば、當時耕地につきて私有の思想未だ發達し居らざりしこと明なりとす。而して……もと上古以來、一般に耕地

は各戸の永世私有を以て原則とせず、共有の仕組頗る普通に行はれしによると解釋せざるを得ざるなり。

第五、日本中古の班田收授法は、支那の制度に比し、幾多の重要なる……差異の中、其の或る者は我が古代の立法家、彼我國情の相違を斟酌して悉く彼の國の儘を襲用せざりしによるとし解釋するを得べきも、最も重要なりしと思はる、授田の標準に關する差違の如きは、單にそれのみにては充分に說明し了ること困難なりと云ふべし。……之を充分に說明せんと欲せば我國亦上古より以來、班田に類する慣行あり其の慣行は、支那の均田法と自ら異る點ありて、而して我が中古の班田制度は、從來固有の慣行を頗る採酌したるが故に此の如き差異を生じたるなりと推定せざるを得ざるなり。

第六、上古の社會組織は氏族の制を以て本と爲す。而して聚落は、もと大抵血族集團若くは之を模範とせる部の集團より發達したるものゝ如し。多くの場合に於て、村は或る氏族が其の地に居を占め、族長の指揮の下に、族人協力して地を開きしより起れるなり。村人は通常同一の氏族若くは同一の部に屬し、同祖の觀念の下に結合し、社を立てゝ其の祖神を祀り其の族長若くは部長に服事し、團結極めて堅く、最も共同一致の念に富みしものゝ如し。されば其の田は、もと族若くは部に屬するものと考へられ、族長若くは部長は之を其の族人若くは部氏の各戸に適宜配當し、之を耕作せしめたることならん。上古の社會組織の下に於て田がもと未だ族若くは部を構成する各戸の各別所有たらず、族若くは部に屬する共產たり、而して族長若くは部長により之に屬する各戸に定期班給せられたるべきことは、事理に於て最も有り得べきことなりと云ふべし。然り而してかく族若しくは部の團結內に於て、班田行はるゝ場合には、之に屬する各戸の口數に比例して田を給すること最も單純にして、且つ自然なりとす。思ふに上古の世、各地聚落內の土地制度は、凡そ此の如きものなりしなるべく、而してかゝる習俗が中古班田制度の基礎となりしとすれば、總ての疑問は、頗る能く說明せらるゝことを得るなり。

第七、或はいはん、大化二年正月改新の詔に、初造戸籍、計帳班田收授之法とあるに非ずやと。然れどもその初造と云ふことは、更に重きを置くに足らず。何となれば戸籍の如きも決して此の時に始りしに非ず、此時以前より或る一部分に就きては作られ居りしことなればなり。蓋し班田に關する國家の制度の確立したるは、此の大化改新の時に始まりしことなるべけれど、之に對應する事實、之に類似する慣行は、此の時以前より既に存在したることとなるべし。

第八、或は又難ずるものあらん大化元年の紀に其れ臣連等、伴造、國造、各己が民を置きて、恣情に駈使ふ。又國縣の山海林野池田を割りて、以て己が財と爲て、爭ひ戰ふこと已まず。或は數萬頃の田を兼ね併せ、或は全く容針少地も無し、調賦を進る時に及びては、其の臣連、伴造等先づ自ら收斂めて、然る後に分ち進め、宮殿を修治め園陵を築き造るに、各己が民を率ゐて、事に隨ひて作る。易に曰く、上を損して

下を益す。飾ふに制度を以てし、財を傷り民を害はざれと。方今百姓猶乏し。而るを勢有る者、水陸を分割きて私地と爲し、百姓に賣り與へて年に其の價を索ふ。今より以後、地を賣ることを得じ、妄りに主と作りて劣弱を兼ね併すこと勿れ。百姓大に悦ぶ。（原文は漢文なれど便宜譯文を掲ぐ―筆者）

とあるによれば、上古の末には兼併頗る行はれ、豪族は、多く土地を私有し居りしものゝ如し。かゝる有様の下にて班田の慣行存在し得たるやは、極めて疑しと。然れども此の疑は、少しく靜思する時は、容易に之を散ずることを得べし。

蓋し上古の末には、屯倉及田莊頗る多く建置せられたるに似たりと雖、國の全體の上より見るときは屯倉及田莊は、たゞ所々に散布し居りたるのみ……眞に一小部分に過ぎざりしものゝ如し。若し然らずして、當時田莊等の組織充分に國内に於て發展し居りしことと、中古の末の莊園の如くなりしならんには、一朝之を廢止すること極めて難事なりしに相違なし。其の廢止の容易に斷行せられたるによりても、只國の一部分のみ、其の組織の下にありて、大部分は之と異りたる組織の下にありしことを知るに足る。卽ち新に建置せられたる屯倉及田莊の地には、班田の仕組行はれざりしとするも、本來存在したる一般の聚落所屬の地には、共產の原則の下に其の仕組行はれ居りしこと極めて有り得べき事柄と云ふべし。或は臣連伴造等其の有する奴婢又は場合によりては其の部民等をも役し、自己の爲めに特別に開發したる田幷に朝廷より賜はり、若くは他より贈進せられたる土地の如きは、彼等一己の私財たりしとするも之によりて其の外に本來、族若くは部の共有たる田の存在したることを猥りに否定し得べきに非ず。……一方に於て豪族の多く山澤を占取して私領と稱するありしとも、他方に於て一般の田地に村民の共產及定期班給の事實存在したりと思惟すること、毫も其の差支あらざるなり。

第九、或は又いはん、中古の世、班田制の實行遂に充分の好果を收むる能はずして壞廢に歸したるは、其の國民固有の習俗に反したる不自然の制度なりし爲めには非る乎と。然れども余輩の見る所は、全く之と異れり。凡そ物久しくして弊を生ずるは、多くの場合に於て免るべからざる勢にして、特に上古淳朴の世に能く實行せられたる慣行も、中古の世時勢頗る變じたる後に於ては、徒らに其の形骸を存するのみとなり弊害百出したる、亦當然の事と云ふべし。且つ同樣の慣行も、其の實施の方法の如何により、利弊大に岐るゝことは充分注意せざるべからざる所にして、同じく定期班田と云ふも、上古村落團結の範圍内にて、族長若くは部長の命の下に行はれたる場合と中古國家の制度として官司の手により實行せられたる場合とは其の趣大に相異らざるを得ず。卽ち慣習の勢力により、村落團結の小範圍内に於て行はるゝ場合には、村民間の情誼厚きことゝて、奸詐も容易に起り得ず、久しき間共の弊を見ずして能く行はれ得べしと雖、國家の制度として官司之が實行の任に當りては、手續極めて煩雜にして容易の事に非ず、且つ人民自然に多く田を得んことを希ひ、奸詐常に起り易くして嚴密に且つ正確に長く之を實行し持續せしことは、極めて

困難なりと云ふべし。中古の班田制の遂に好果を收むる能はずして、壞廢に歸したるは、職として之に因由す云々。

以上いささか長きに失した感はあるが內田博士の九ヶ條の理由を殆んど原文のまゝ忠實に引用した。內田博士はこれ等の理由よりして「上古我國に於て班田の行はれたりと認むべき直接の徵證は全く闕けて存せずと雖、中古の班田制度に多少類似したる慣行が、既に上古の聚落に於て、頗る一般に存在したるならんと考ふことは頗る其の理あることを認めんと欲するなり」と結んで居られる。

內田博士も亦自說を提示さるゝにあたり、それが絕對的のものにしてゞはなく、直接に之を立證すべき徵證の上に於てゞはなく、只かく考ふることを頗る理あることと考へる故にと斷つて居られる。この點は內田博士の所論を考察するにあたり留意しておかねばならない。所謂唯物史觀の立場をとるものが「殆んど學界の定說」なるかの如くに考へる日本原始共產體存在說の最も權威ある論說は主張者によつてかく絕對的のものでないことが先づ斷られて居るのである。內田博士は大化の改新を說明するにあたり、我が國上古の社會に土地共有班田收授類似の慣行があつたと假定する方がよりよく說明出來るといつて居られるのである。從つて內田博士の說とは反對に立論をなし尙且、よく大化の改新を十二分によく說明し得るとするならば、その立論は少なくとも內田博士の所說と同等の學問的價値を認められるべきであることと信ずる。こゝに於て我々は聊か煩瑣の嫌ひがあるかも知れぬが先づ前記內田博士の九ヶ條の主張を吟味することの必要を認める。

一、歷史家の中には大化の改新の班田收授の法は單に發令されたばかりのもので、實施されたものではないと論じて居るものがある。(註)併し續日本紀、類聚國史、三代實錄、延喜式、類聚三代格等の史實に徵し、それが假令一時的であつたにせよ兎に角全國的に行はれたものであるといふことは、內田博士の言はるゝ如くであつたと考へるのは强ち不當ではあるまい。併しながら、班田收授法が大化改新後速に實行の緖に就き、果して「何等の苦情も起らず、何等喧騷のこともこれあらずして頗る圓滑に實行を見るに至りし」ものなるや否やに就いては尙大いなる疑問がある。內田博士の言はるゝが如く我が國に於て大化以前に、既に班田又は之に類似の慣行存在し居り、當時唐制を採酌して新に立てられたる班田收授法を行ふに適したる事情、既に存在し居たりしが爲にかく「頗る圓滑に實行を見るに至りし」ものであると推定すべきものであらうか。

註　竹越與三郎著　日本經濟史

そも〳〵大化改新は舊來の宿弊を一新せんとの大理想より出でしものである。而してその舊來の宿弊とは何であつたか。當時の土地財產の兼併盛んに行はれ、針さすばかりの餘地もなきまでに土地私有制が行はれ、かゝる事情より由來せる所のものが當時一新さるべき「舊來の宿弊」ではなかつたらうか。卽ち班田收授法が果して、苦情もなく行はれたとするならばそれはあまりにも當時私有制が强く、一般民は私有制の弊に絕え兼ね、新しきこの法が彼等を

してより幸福ならしむるものであるかの如く思惟されたが爲ではあるまいか。丁度地主・貴族等のため壓迫されて居たロシヤの農民等が「土地を農民へ」のボルシェヴィキーのスローガンを見て、ボルシェヴィキーは自分達を幸福ならしむるものの如くに感じ之を歡迎したのと同じ樣なところはなかつたであらうか。現代の社會惡を見て、社會主義がそれを救ふものであるかの如く考へて幾多の青年が之に走り或は走らんとしたのと相似通へるところはなかつたであらうか。今假にかく考へ共産主義政治が實現したとしても、それは、共産主義的舊慣があつたといふよりも、むしろあまり私有制の弊が强くて共産主義こそ之を救ふものであると考へられたが爲であると見る方が正しいのと同じことではあるまいか。かく解する方がより素直に日本書紀大化元年の記錄が理解出來ると考へる。ことに蘇我・物部等の豪族は人民を甚だしく誅求し居たるに對し班田法に於ては租庸調が公平に行はれるだらうと期待され、又事實公平に行はれたのであるから一時人民から歡迎されたのは當然であらう。

更に又、我々は所謂「圓滑」に行はれたといふ班田收授法を斷行した當時の政府當局は、當時飛ぶ鳥も落したほどの勢力をもつて居た蘇我氏すら一擊のもとに倒された、革新の意氣にもゆる新政府勢力、即ち英邁なる中大兄皇子と賢明果斷なる皇子の懷刀、中臣鎌足を中心とする强力政府であつたことを忘れてはならない。かゝる新政府勢力が力と權威とをもつて臨み、かの蘇我氏すら手も足も出ず亡ぼされたのである。まして少し位の不平や不滿がよしあつたところが、それが政府の方針に狂ひを生ぜしめる樣な反響を齎す筈がない。かくて班田收授の法は、それが傳へられるが如くに實施されたとするならばそれは只表面的に「圓滑」に實施されたに過ぎないものではあるまいか。我々はかの大化改新の中心勢力たりし中臣鎌足逝き中大兄皇子即ち後の天智天皇崩御なし給ふに及び、その直後勃發したかの壬申の亂(註)は、潛行し居たる、所謂改新政府に對する不平不滿の分子等が、時こそ至れりと鬱憤を爆發せしめたものではあるまいか。即ち一方に於て舊制度への不平不滿がみなぎつて居り、他方之を革新せんとする勢力の確立されて居るときは、舊制度を倒し、之に代り、而もより幸福なる社會を實現すべく、期待される制度が「圓滑に」行はるべきことは想像するに難くない。

註　鎌足は皇紀一三二九年十月に薨去、天智天皇は二年後の一二三一年十二月に崩御、壬申の亂はその翌年の一三三二年に起つたものである。

二、班田制が所謂苦情なく圓滑に行はれたのは革新政府の權威が十二分に確立して居たためであるとするならば、その權威の及んで居た地方には苦情なく行はれたとしても、その權威の及ばなかつた地方には又行はれなかつたと考へることは自然である。即ち、中央政府の權威のあまり及ばなかつた九州南端隼人の國に於て班田制が行はれなかつたのはかくの如き事情によるものである。內田博士は「九州の南端隼人の故國に於てはもと班田若くは之に類似の慣行なかりしを以て、班田收授法は、舊慣に反すとして、頗る後に至る迄實行の運びに至らざりし」ものであると言つて居られる。併し何が故に班田若くは之に類似の慣行なかりしかについては何等の史料が示されて居ない。それは松本彥次郎教授の言はれるが如く全くの

想像にしかすぎない。ことに唯物史觀の立場に立ち所謂原始共產體說を支持する資料として內田博士の說を採用せんとするものは、ことに何が故に隼人の國に於ては土地共有的の慣行の存在せざりしかを說明しなければならない。更に又、隼人の故國に於けるかゝる事實を認容するならば、それは人間は共產制度から生活を始めたものであり、私有財產はあとから生じたものであるといふ原始共產體說が支持されなくなる。

三、土地に關する他の制度例へば度地の法の如き或は租稅の法の如き、それを變更したからといつて大して不平不滿も起るまいと思はるゝものすら、尙且、舊來の慣行を重ぜられて制定されて居る、まして班田法の如き重大なる制度に於てをやといふのが內田博士の主張である。併しながら、特に我々が注意しなければならないことは、大化改新に於て、革新政府の企てたことは土地彙併の弊を除去し、かくて貧富の懸隔を根本的に緩和せんとする劃期的のものであるといふよりむしろ革命的のものである。今日の所謂革新政策などよりもはるかに革命的のものである。併しながら、大化改新の政府當局が如何に革新的なりしとはいへ、出來るだけ社會的摩擦は之を避け出來るだけ圓滑に之を遂行しようとは望んで居たことと思ふ。當局の意中には主要目的であるこの土地所有制の根本問題さへ解決出來れば、他の細かい點はどうでもよいと考へられたであらう。蓋し、何もかも一度に之を變更せしめ、如何にも大變革を行ふものであるかの如く民に感ぜしめて、民心の大動搖を招來せしむるが如きは策の最も拙劣なるものである。英明なる中大兄皇子が英敏なる鎌足を相手に練られたのであるから、それ位のことに氣のおつきにならぬ筈はない。卽ちかゝる土地所有制度の根本的變革斷行の前に、出來るだけ社會的政治的摩擦を少なくする爲に第二次的なる制度の改革といふことは、しばらく舊慣のまゝとされたものと考へる。從つて大化改新に於ける班田制實施上の考慮に就いても、土地共有的舊慣の存在を反映して居るといふよりもむしろ、大化改新前の社會に於ては、土地私有制が最も强く實施されて居り、之を改變することは仲々容易ならざるものがあつたものであることを想像せざるを得ない。

內田博士の說はあまりに、先入主にとらはれた見方であると言はざるを得ぬ。

四、內田博士は中古の初には、多く資本勞力を費して開發した墾田についてすら、尙且、永世私有が認められなかつたのは、その當時耕地について私有思想が未だ發達して居なかつたが爲であると推定して居られるのである。而して、それは上古以來、一般に耕地は各戶の永世私有を以て原則とせず、共有の仕組が頗る普通に行はれて居たが爲であるといふのである。

併しながら、前述の如く大化改新は土地彙併の弊の甚だしかつた實狀に鑑み、今後土地私有は一切相成らぬといふのが根本思想である。而して墾田の私有はかゝる根本思想に反するものと考へられたのではあるまいか。卽ち、土地私有制度の弊をあまりにも痛感した革新政府が、いささか羹に懲りて膾を吹いたものであると解すべきものであつて、決して土地私有思想の發達してゐなかつた爲ではなく、むしろ反對であつたと考へられる。

五、大化の改革の班田法と支那の制度とを比較するならば、そこに色々大いなる差異が見ら

れる。もしも我が國に類似の慣行がなかつたとするならば、支那の制度がそのまゝ模寫されたであらうが、かゝる差異の存するのは慣行が既にあつたが爲であるとされるのが内田博士の第五の論點であるが、果して然るか。内田博士は兩者の差異を擧げて居られるがその内の主なるものは次の通りである。

(一)後魏にあつては十五歳、北齊及び唐にあつては十八歳以上にして始めて口分田を受ける資格が出來るのである。所が我が國、中古行はれた制度によれば六歳に達するならば、少しも課役を負擔せずとも、亦勞働能力なくとも班年がめぐつて來ると正しく一人前の口分田を支給されるのである。

(二)次に勞働能力に於て男子より劣る婦女子の受田額を見るに、後魏、北齊にあつては男子の半額である。唐の制度では約三分の一しか給せられぬ。之に反し我が國の制度を見るに女は男の三分の二給せられて居る。

(三)唐の制度では老人、篤疾者、廢疾者は各々口分田四十畝(男子は八十畝)を給すとある。然るに我が國の制度にはかゝる差別はなく、老人でも、廢疾者でも等額の口分田配給にあづかつた樣である。

(四)支那の制度では老境に入り課役が免ぜられると唐では口分田が半減され、死ぬると殘りの半分が公收される。後魏、北齊では老いて課役が免ぜられると同時に凡て公收される。併しながら、我が國ではかゝることはなく、課役の有無に不拘、死ぬまで給せられて居る。而して死んでも尙、次の班年の來るまで家族は之を保持することが出來る。

これ等の重要點を一見して直ちに處ぜられることは支那に於ては口分田が勞働能力に應じて給せられて居り、人頭課稅の負擔と相對應して田が給せられて居ることである。卽ち支那の制度はあくまで經濟的である。それに反し我が國のはあくまで人道的であり、社會政策的である。こゝに於て兩者の差異は之を自然に說明することが出來る。支那にあつては土地を人民の勞力に應じて配分し、これによつて一國の生產能率を高め、富國强兵の實を致さんが爲であり、それが第一目的で、社會政策的の考慮は第二義的になされたものである。それに反し、我が國ではもと〳〵經濟的動機よりもむしろ家族主義的、人道主義的、理想主義的動機から由來して居るものであるからして當然かゝる差異は生ずべきものである。大化改新前に土地共有的舊慣ありしためではないと考へる。

六、内田博士は次に、大化改新以前の社會が氏族制度であつたことを指摘して居られる。氏族とは同一の始祖につらなつて居るとの信念の下に形成されて居る準血族團體である。而して土地はかゝる氏族團體の共有であつて族長によつて戸口に應じて各戸に定期配給されたと見るが妥當であると主張して居られる。大化改新以前の社會が氏族制度の社會であつたことは認められるも、かゝる氏族共產制が行はれて居たか否かと言ふことについては疑問がある。瀧川政次郎博士はこの點について言つて居る。「内田博士の說の如く、若し大化前後の時代に氏族共產制が行はれてゐたものとすれば、大化より纔か半世紀後なる大寶二年の戸

籍に戸主所有の奴婢と戸口所有の奴婢とを區別して記載してゐる事實を何と說明する事が出來るか。戸は言ふまでもなく氏より其の範圍が狹くとも廣くはない血族團體である。故に大化前後の時代に氏族共產制が行はれてゐたとすれば、大寶時代には少くとも戸の內部に共產制が行はれてゐなければならぬ筈ではないか。然るに事實は之に反して戸の共有財產なるものなく、戸主のものは戸主のもの、家族のものは家族のものと區別されてゐるのを見ると悠久の昔はいざ知らず、記紀に見えるやうな新しい時代の我が國の氏族制度には、土地財產の共有が行はれなかつたものと見るのが妥當ではあるまいか」（瀧川政次郎著「日本農民の生活」上卷六三頁）。

瀧川博士の言はるゝ如く大寶二年の戸籍に戸主所有の奴婢と戸口所有の奴婢とが區別して書いてあるといふ事實から、一戸の內に於ても戸主のものと家族員のものとの私有財產的區別があつたことを果して立證し得るや否やは尙疑問の餘地があるかも知れない。併しながら、少なくとも內田博士の說も積極的に支持さるべき何等の典據をも有せざるものであると言ふことだけは言へる。

七、次に內田博士によれば大化二年正月の詔にある「初造戸籍・計帳・班田收授之法」の中の「初造」の一句は餘り重きを置くには足るまい、といふのは戸籍の如きも決してそのとき初まつたものでなく、既に或一部では造られて居たのであるから、班田法も同じ樣に國家の制度として確立したのは、そのときであつたとしても、類似の慣行は既に存在したのであらうといふのである。併しながら「初造戸籍」の場合の「初造」が重要視するには及ばないとしても、それが「初造計帳」「初造班田收授之法」の場合の「初造」も亦重要視するに及ばないとの積極的支持とは何等なり得ない。ことに大化改新に至りて計帳が始めて造られた史實があるに於ておやである。大化以前に班田法類似の慣行の存しゐたることの確實なる典據が發見されゝばともかくとして、然らざる限り「初造班田收授法」の初造を積極的に否定することは出來ない。

八、內田博士の次の點も極めて無理な解釋である。日本書紀大化元年の條によると上古の末には土地兼併强く行はれ、針さすばかりの地もなかつたといふ。この記錄より察すれば屯倉・田莊頗る多かつた樣であるが、併しそれは全國的に見るならば、眞に一小部分にすぎなかつたものゝ樣である、といふのは若し當時屯倉・田莊の組織が廣く行はれ、中古の末の莊園の如く强化されて居たならば、とてもそれを一朝にして廢止することが「圓滑」に行はれよう筈がないといふのである。併しながら、既にのべし如く、かく解せずとも十分說明は出來る。而もより自然に說明がつく。卽ち部・屯倉・田莊の廢止が一見極めて平穩に行はれたのはそれが眞に一小部分に過ぎなかつたが爲ではなく、むしろ餘りにも土地兼併の弊が甚だしく、人民がその弊に耐へかねゝ、且新興政權の土地政策が一見、大衆に幸福をもち來すものであるかの如く思はれたからであらう。前揭の大化改新の詔を直に、あるがまゝに解釋する方がより自然な、正しい解釋を得る所以ではあるまいか。ことにかゝる强力なる革新政府をもつてしても、尙且・神田・寺田・位田・職田・功田等、色々な形に於ける私有財產を認めざるを得なかつたのは、大化改革前に

於て如何に私有制が強く行はれて居たかを物語るものではあるまいか。

九、最後に內田博士は班田收授法がかくも「圓滑」に行はれたに不拘、充分效果を收むることが出來なかつたのは、國民固有の習俗に反した不自然の制度であつたが爲ではなく、一には時勢次第に變り、物久しくして遂に弊を生じたと見るべく、二には慣習の勢力により一村落內に或は一血緣團體內に於て始めて行はるべき土地共有の理法が國家的に適用されたが爲であると主張されて居る。卽ち國家の制度として官吏の處理するところとなつたが爲であると言はれるのである。內田博士の言はるゝ後半の點だけは十二分の理がある。而して更に人口の增加により配給すべき土地が次第に不足して來たことが班田制失敗の最も大いなる原因の一であらう。併しながら、私は班田制失敗の根本原因は人間の基本的欲望である所有欲と相容れない制度であつたが爲であると信ずる。

かく內田博士の擧げられた大化改新前に土地共有の慣行存在せりとなす九の論據は何等積極的に博士の主張を基礎づけるものではなく、經濟史研究初期の史料不充分なりし時代の單なる臆說にすぎぬ。而して我々が歷史より推測し得る所のものは、却つて內田博士の論據を否定するものである。私は大化改新以前に私有財産制が確立して居たとなす見方の方がより自然的であり、より合理的であると考へる。

九　琉球の地割制度

德川時代或地方に於て行はれて居た所謂、地割制度は財産制度の研究家の注意をひくものである。かつて新渡戶博士はドイツに於て我が國の地割制度を論ぜられ、それを原始共產體の遺制であるかの如く發表せられたことがあつた。今ではそれが德川時代のものであるといふ點に於てはほゞ歷史家の意見が一致して居る。併しながら、琉球の地割制度は德川時代は勿論のこと明治時代の前半までつゞいたばかりでなく、ことに久高・渡名喜・渡嘉敷等の離島に於ては今日尙舊制度の面影を見ることが出來るといふので新しく注意をひいて居る。河上肇博士の明治四十四年に發表された「琉球糸滿の個人主義家族」の中にも同博士は琉球に行かれた主な目的は久高島其の他に於ける共產部落研究の爲であつたが、圖らずも、それとは正反對の個人主義家族を糸滿に於て發見したのでとりあへず、それを發表する旨を前提してかいて居られる。筆者も亦かねて琉球の地割制度について興味をもつて居たので、昭和十一年の秋と昭和十二年の夏と二回琉球文化の研究旅行をなした序に親しく調査した。今少しく見聞せし所につき從來やゝともすれば「共產」の名のもとに呼ばれて來た、琉球の土地制度について述べよう。

一、土地の種類

沖繩の舊慣土地制度は頗る複雜であつて、土地の種類又極めて多樣である。その制度も亦

地方々々に從ひその趣を異にして居る。その種類の大略をあげるならば次の如くである。

一百姓地　沖繩に於ける耕地の大部内を占むるものであつて、地人と稱する村内の農民に配當耕作されたものである。それは地方によつてそれ〳〵異つて居た様であるが、四・五年長きは三十年を期して割換へられ、賣買・讓渡・抵當質入等一切嚴禁されて居た。尤も後には所によつては地割を爲さず、殆んど世襲に類せるものあり、或は地割されたる土地を他に貸與して小作料を收入して居た如きものもあつた様である。

二地頭地　按司・地頭・惣地頭・脇地頭等の役地として藩廳から附與されたもので寛永六年名寄張作製の際、百姓地と區別されたものである。地頭收益の方法は土地より生ずる收穫を三分し、其の一は農民の所得として、殘餘の内から百姓地と同一の租稅を納め、殘額が地頭の所得となるのである。併し、地頭の内には之を自作するものもあり、或は質入れするものなどもあつた様であるが、要するに、それは百姓地の一種であつて、百姓地と同じく賣買・讓渡・質入・抵當等之を禁じられて居た。

三「オエカ」地　百姓地から間切(村に相當するもの)の吏員の役地とされた土地であつて、其の吏員在職中耕作權を與へられ、吏員は、收益の中から百姓地と同一の租稅を納入し、その殘餘を役得となしたものである。從つて耕作の權はその人にあるものではなく、その役に附屬して居るものである。明治十五年町村制の施行により吏員は政府より給料を支給さるゝ樣になつてからはオエカ地は百姓地に編入された。一部には當時その手續を了せずして、舊吏員之を自作し、或は小作せしめて居たものもあつた。

四「ノロクモイ」地　所謂神官の役地であつて、その性質「オエカ」地とほゞ同じである。

五仕明請地　寛文年間以來、地人が新に開墾したる土地である。元來沖繩では人民の開墾は許されて居なかつたが、慶長年間に行はれた檢地以來、土地次第に荒廢し、有稅地が減少し、藩庫の收入に缺損を來すに至つたので寛文八年薩藩に出願、その翌年より開墾したるものである。併しながら、沖繩の地は木材・薪料に乏しく、且放牧の習慣あるため貞享四年再び山林原野の開墾は禁止された。仕明請地は原則として私有を認められて居る。

六仕明知行地　士族の開墾地であつて其の仕明請地と同じく賣買・讓渡の認められて居る土地である。

七請地　天災などの爲民力疲弊し舊來の百姓地を十分に耕作し能はざる場合に百姓地を地人より藩廳に返納し、藩は更に之を士族へ授與したものである。之を受けたものは藩より請地狀を受け、賣買・讓渡・質入等自由な土地である。

八拂請地　民力疲弊し、租稅を完納すること能はざる村を生じたる場合、藩は特別の處分として其の土地を賣却し、其の代金は之を村の共有として下附し、土地を買受けたる者には請地狀を交附し、請地同樣、その賣買・讓渡・質入を認められて居る。

九屋敷地　首里・那覇に於ては屋敷地に對しては「差出」と稱する地券を交附し、賣買・讓渡自由に行はれて居たが、地方各村農民の屋敷地は八十坪に限り無稅とし、其の超過部分には課稅

され、「差出」は交附されない。

一〇墳墓地　士族は十二間四方、平民は六間四方の制限内にて築造を許可され、かくして築造されたる墳墓及びその土地は私有財産として認められて居る。

一一浮得地　舊藩より首里・那覇に限り交付されたるもので、公有地の一種である。それの賃貸その他によりて生じた利得は之を公共費用に當てられて居る。官に於て必要の生じた場合は何時にても之を取り上げることを得る土地で使用者に土地處分權はない。

一二山林原野

之を要するに百姓地、地頭地、「オエカ」地、「ノロクモイ」地、浮得地及び山林原野は大體共有的性質のもので、その占有者は單に使用收益の權利を認められたるものであつて、それの賣買・讓渡は禁じられて居る。之に反し、仕明請地、仕明知行地、請地、拂請地、首里・那覇の屋敷地、墳墓地等は私有地の性質を明確に保持せるものである。而して屋敷地の大部分、墳墓地、浮得地、山林原野は凡て無稅地となつて居る。

併しながら、以上各種土地の內耕地の大部分を占め最も重要なる地位を占むるものは百姓地である。而して地頭地、「オエカ」地、「ノロクモイ」地等は百姓地の一變形と見ることが出來る。從つて沖繩に於ける土地の大部分は人民に所有權なく、人民は只それの所謂地割制度に從つて、配當を受けて之を利用するに過ぎないのである。

二、地割制度

地割の年限は各地方によつてその趣を異にして居るが、大略次の範圍內に於て行はれるものである。

田	最短期	二年
	最長期	三十年
畑	最短期	二年
	最長期	三十五年
雜種地	最短期	二年
	最長期	五十年

地割配當は一定の標準に從ひ、その村內に本籍を有する百姓に限られて居たが、特例的には士族にも亦その割當が行はれて居た。

地割に對する之等人民の態度は舊藩當時と廢藩後とに於ては著るしく異つて居る。卽ち舊藩當時は幾分强制的に地割が行はれて居た。といふのは、當時は土地に對して、定率の貢租の義務以外に、種々の課役が持地の多寡に應じて附隨して居た。人民は其の課役に堪へず、持地は唯、一家の糊口をしのぎ得る程度を以て標準となし、敢てそれ以上を望まぬのみか、地割の際に於ても農民の多數は可成少く土地の配當を受けんとするの傾向を生じ、爲に全村の土地を悉く配當するに當局は苦心した。從つて地割の都度村民の協議會が開かれ、その席に於て多數の意向に依り家族員多くして課役に堪へ得べきもの及び富有な家族で納稅に苦しまざるものを順次指定して、これ等のものにどちらかと言へば强制的に百姓地の地割配當を多くなしたのであつた。從つて當時土地は富者に多く、貧者に少く配當された。

かくの如く藩制當時は土地の耕作はむしろ欲求されざる義務の觀を呈して居たが、かゝる

傾向も、廢藩後には一變した。從來割當地の少なからんことをのみ希望して居た農民等は今や反對に少しにても多からんことを熱望してやまざるの現象を生ずるに至つた。それは明治新政府確立後は、土地に對し、不當な負擔を課せらるゝことなく、土地耕作者は十二分にその耕作地から利益をあげることが出來る樣になつたが爲である。かくてその希望を滿足せしめんとせば地積に不足を生じ且又、任意にその希望に應ずるときは不公平を來す慮れが生じたので、舊藩當時の方法を持續し、貧富の程度に應じ又家族數に應じ配當をなすことになつた。蓋し、それは、富者達は舊藩當時は自分の欲せざる土地を强制的に多く割當られ、それに附隨する幾多の勞苦に堪へ來れるものであるから、その忍苦の償として、今日多く配當さるゝも亦當然であると考へられたのである。

これを要するに地割に際しては單に戶口數に從つて配當する所もあつたが、貧富の程度といふことが最も大いなる標準となり、之に一家の勞働能力が參照されたものゝ如くである。廢藩後に於ては村治に對し、或は其の他勳功ありしものに對しては特典の意味で特別の土地が行はれて居る。先島地方は人口の割に比して土地が豐富であつて、農民等は未開の原野を自由に開墾し得るし、開墾したものは自由に私有することを許されて居る。併しながら、よし開墾地であつても三年間も放任すると、誰でもそれを勝手に拾得し、耕作することが許されて居た。八重山の俚言に「三年シチカーックルスドヌシ」と言ふのがある。その意は三年間耕地せずに土地を放棄しておくと誰でも自由にそれを耕作してかまはないと言ふのである。

三、沖繩地割制度の起源

地割制度の起源については色々な說がなされて居る。曰く、原始共產制の遺制說、曰く、共同開墾說、曰く、水損均分說等々。而してそれ等のいづれも沖繩の地割制度の說明としては十分でない。土屋敎授の所謂「徵稅便宜說」が沖繩の制度には最も適合する。それはロシヤに於けるミルやドイツに於けるマルクと同樣に全く徵稅上の便宜からして制定されたものであると思はれる。

ことに注意すべきことは人口稠密でなく、且、租稅が人頭稅によつて課せられ、土地よりの收穫に對するよりも「上布」によほど重點が置かれて居た宮古・八重山地方に於ては地割制度が行はれず、自由に土地は先占したものゝ私有に歸して居るのである。且又、八重山に於て、上納田のみに對して地割制が實施されて居るといふことは如何に徵稅が主要なる動機をなして居るかを物語る。由來、沖繩に於ては納稅の單位は「間切」であつて、「間切」は如何にすれば割當てられたる租稅を完全に上納し得るかに何よりも苦心したものである。從つて最も確實に納稅の義務を果し得ると見込みのつく、勞働能力の豐かな家族には多く土地を配當して居る。富

者に土地が多く配當されるのは、彼等には勞働能力はよし不足し居るとしても、その財力を利用して、賃金勞働力を利用し、耕作し得るとの見込みがあるからである。それは決して原始的基礎を有するものでもなく、全く舊藩時代の納稅を確保するための便法たるに過ぎない。このことは沖繩の史實に徵しても明確に之を立證し得る。慶安三年(西紀一六五〇)編纂された正史中山世鑑の英祖王記によれば、

英祖王―御年三十二ニシテ踐祚アリ其ノ明年ヨリ四方ヲ巡狩シ給ヒテ周ノ徹法ニ倣ツテ經界ヲ正シ井地ヲ均フシテ後、穀祿平ニシテ百度擧ル

とある。英祖王は舜天王統の後を受けて文應元年(西紀一二六〇)國王の位につかれ四十年間琉球王國を統治された明君である。この記事は正しく琉球の特殊なる土地制度が周の井田法に倣つて土地均分、穀祿平均のため採用されたものであることを確實に示して居る。

中山世鑑と共に琉球王國の權威ある記錄として遺されて居る元祿十四年(西紀一七〇一)編纂された正史中山世譜の英祖王記には

英祖王位ニ登リ仁德ヲ德トシ民ヲ恤ミ刑措用ヒズ。景定二年辛酉徧ク田野ヲ巡リ始メテ經界ヲ正シ民力ヲ均フス。然ル後穀祿豐ニ百度擧ル

とあり、中山世鑑と同樣な意を表はして居る。

英祖王の時代に周法に倣つて井田法的のものが作られたものであるとの史實は之を、支那册封史陳侃使錄にも見ることが出來る。陳侃使錄は天王十年(西紀一五八二)即ち中山世鑑の前七十餘年の作であるが、その中に册封使はいつて居る。

至於斂賦則寓古人井田之遺法、但名義未詳備、王及臣民各分土以爲祿食、上下不交征、有事如昨封王所、古用布帛粟米力役之征、則暫取諸民而不常也。

この記事によるも琉球の土地均分制度は英祖王の訓令に基いて作られたものであることを知る。而してことに陳侃の使錄が天王年間のものである點より察するに、それは慶長十六年島津氏の琉球侵入前より行はれて居たものであることだけは察せられる。

その後一七三四年農政大家の蔡溫は藩政府の訓令に基き均分の制を復興し、地割を行つたと言はれて居る。とにかくこれ等の史實よりするときは沖繩に於ける地割制度が、貢納の集合的責任を完からしむる爲に中世以後、爲政者の訓令に基き人爲的に作られたものであることは明かである。

一〇　結　語

マウラー、ラヴレー、ヴィオレ、モムゼン、ジュバーンヴィュ等の原始共有制を、彼等の主張する歴史的典據につき、克明に檢討し、それ等がいづれもその主要點に於て不正確・誤解・曲解乃至は論點外れのものなることを看破したクーランジュは確信をもつて原始共有說につき次の如き論斷を下して居る。

私（クーランジュー筆者）は決して、原始共産制信ずべからず、といふのではない。私の主張するところは、この說を歴史的根據の上に据ふようとする努力が水泡に歸したといふことであり、且つ私はその說の術學的虛飾をお斷りするのである。

而してクーランジュは原始共有制が一部の學者の考へた如く決定的のものでもなく、信賴すべきものでもないことを闡明した後、人若し原始共有說の科學的實證をなさんと欲するならば、次の六點について彼の原始共有說の批判を結んで居る。

一、明瞭正確なる典據を有し、之を近似的にではなく絶對的正確さを以て、而も字義通りの意味によつて飜譯すること。

二、ゲルマンのマルク、ジャヴァ島、及びロシヤのミルの場合の如く、太初の制度だと主張するものを立證する爲に、近代の比較的新しき諸事實を引用することを愼しむこと。

三、異例に屬する僅少の分散的事實を集めることを以て滿足せず、一般的・常態的・且つ廣範圍

の諸現象を研究すること。その實證は主として正しき記錄に之を求むべく、太古の宗教的慣習の中にも亦多少資料を得られる。

四、農業共産制を家族共産制と混同せざる樣注意すること。後者は又時を經れば、實際的所有權を繼續しながら、村落共有制となることもある。

五、一人の所有者に屬する一所領の統一的借地を、土地共有制と誤認せざること。決して土地の所有者でない「ヴィラニ」が、一領主の爲に土地の共同耕作を行つたり、相互にそれを年期割替して居たといふ事實は、農業共産制とは些かの關聯もなく實際上眞正面からこれに對立するものである。

六、共有地が原始共産制から由來したことを先づ第一に、實證し得ざる限り、村落共有地を導入することに依つて問題を混淆せざる樣注意すること。未だに之は實證されたことなく、共有地について爾來確められたことは、精々私有財産の一附屬物であるといふことである。

クーランジュは只、如上の條件に基いて始めて科學的研究も出來るのであつて、之を缺いてはその歸着するところは只一つ「空想の雜炊飯」となつてしまひ、只人あつて、如上の誤謬なからんが爲の用心を拂つた後、共有制說に有利なる一群の事實並びに實證を發覺し得るならば、その人こそ問題を歴史的に解決した人であるといふべきであつて、それまでは共有說の爲に歴史的な假面を被らせて、大きなことを言はぬがよいと斷言して居る。

更に我々が既に考察した様に、原始社會に於ける財産に對する態度は明確に私有財産的のものであり、彼等の間に私有財産制度が嚴存して居たことを示して居る。少くとも我々の知り得る範圍の原始人の財産關係を綿密に觀察するならば、一見共産的と考へらるゝ種族の全組織の中に私有觀念の强く現れて居るのを見る。而して共産的色彩がもしあるとするならば、それは何等かの特殊事情のもとに行はれて居るものであるか、或は比較的小地域内に於ける大家族的團體の中のものであつて、決してマルキシストの主張するが如き原始共産體なるものが、普遍的に存在して居たものではない。所謂「原始共産體」說は社會學的人種學的資料の上から是認さるべきものでない。

勿論百歩、千歩を讓つて原始共産體を是認したところで、その點より將來社會に於ては私有財産制度が止揚され共産制度が必然的に招來するといふ如きことは決して結論出來ない。併しながら、この點は今の問題ではないからこゝには觸れない。

シカゴ大學人類學部長レッドフィルド教授が原始共有制の問題に關聯して筆者に寄せた私信の中に次の一句があつた。

私の知つて居る限り、嚴格な意味に於て、共産主義は原始民族の間には見られない。それは都市生活の所産であつて、どちらかと言へば反動的教義である様に思はれる……原始民族には Joint ownership や Corporate ownership の例はいくらもあるが、所謂原始共産說を眞に立證する様なものは寡聞にして知らない。

ローウィ教授も亦「共同的所有は必ずしも共産的所有を意味するものでない」(Joint ownership is by no means necessarily communal ownership.) ことをのべ、兩者の區別さるべきことを主張して居る。併しながら從來やゝもすればこの兩者を混同し、共同所有的色彩が見られると直ちに共産主義だと考へられた様である。

既に我々が檢討したるが如く、現在利用し得る史的文獻の中に於ても、將又、我々の手の及ぶ限りの原始社會研究の資料に就いて之を見るも、財産の原始的形態が共有・共産であつたといふことを理論づけるに十分な資料は、之を見出し得ぬ。クーランジュも言つて居るが如く私も亦原始共有說信ずべからずとなすものではない。併しながら、從來、原始共有說が恰も「學界の定說」でり、且動かすべからざる眞理であるかの如くに一部の人々に堅く信じられてた居た様に考へられるが、それは少なくとも、我々の經驗の範圍に於ては支持され難い假說にすぎないものであるといふことだけは闡明したいのである。

社會學者の中には、原始社會は現代社會の「反」であるとの假定から立論して所謂辨證法的に社會進化の理を說いて居るものがあつた。現代文明人は一夫一婦であるからして原始人はその「反」卽ち「亂婚」であつたものゝ如くに考へ、家族の起源を說明するにあたり亂婚說を以つてし、今日の家族制度が亂婚、血緣家族、プナルア家族、對偶家族、一夫一婦家族といつた進化の過程をとつたとなして居る議論と全く同一の筆法でもつて、かゝる社會學者は又財産制度の起源をも論じて居るのである。卽ち現代社會に於ては私有財産制が行はれて居る。從つて現代

社會の「反」である原始社會に於ては原始共産制が行はれて居たに違ひないといつた假說の色眼鏡でもつて事物を見るからして、かゝる論者には何でもかでも共同に物事をやつて居る樣な社會事實がことに未開部落に於て見られるならば、直ちにそれが原始共有說を支持する資料であるかの如くに見えるのである。從つて時として最も日本精神的に一致共同の實を擧げて居る淳朴な山間の地方部落が「原始共産體の遺制」の如くに取扱はれたことすらあつたのである。

尙彼等が原始共産說を强く主張する所以のものは、來るべき社會が現代社會の「反」卽ち共産社會であるとの說を體系づける爲、原始共産の假說をもつて來るのが彼等に好都合だつたがためである。

私はさきに「家族の起源」に於て亂婚說を否定し、一夫一婦的家族が如何なる原始社會に於ても見られる事實であることを論じた。社會機構に於ける家族の機能を第二義的に考へるものに對し、私は家族が社會の基本單位であることを强調した。又現代の個人主義的傾向よりして、家族制度の崩壞論をなし、現代は正にその崩壞過程をたどりつつあるものの如く論じて居るものに對し、私は家族制度の絕對非崩壞論をなした。私は家族制度を、社會機構に於ける基本的なものと考へると同じ意味に於て私有財産制度をも社會の基本的要素と考へるのである。實に私有財産なるものは社會進化の過程に於ける一所產であるといふが如きものではなく、それは人間の歷史と共に古いものであり、家族と共に社會の基本的要素である。若しも社會といふ一直線を決定する二點は何であるかと問はるゝならば、私は敢て答へる。それは一方は家族制度他方は財産制度と名づくる二點であると。所謂左翼華やかなりし頃は別として近頃では家族制度に對する認識は幸に高められ、極めて小部分の共産主義的分子のものは別として、これに對し疑問を敢てもつものはない樣に考へる。かつて家族制度の崩壞論を堂々と發表して居た學者も全く沈默して居る。併しながら、不幸にして私有財産制度に對する認識には尙不十分なところがある樣に感ずる。私有財産制度を明確に否定する言辭を弄するならば直ちに治安維持法に問はれるであらうが、法に觸れない程度に於て色々な形態のもとに私有財産制度に對する否定的論說が往々にして言論界を賑はして居るのはまことに殘念なことである。前篇に於ても述べたるが如く私有財産制度から派生する色々なる社會問題は、之を否定することによつて決して解決さるべきものではなく、只私有財産を所有し、之を運用するものが、その財産觀を日本的に把握することによつて始めてよく、その眞の解決が得らるるものであることを私はこゝに再言したい。

昭憲皇太后御歌に

ひのもとのくにとまさむとあき人の
きそふ心ぞたからなりける

とよませ給へるものがある。こゝによませ給へる「あき人」とは所謂商人のみならず、我々が實

業家と呼び、資本家と呼ぶものをも凡て含ませ給へるものかと拝察し奉る。卽ち實業家資本家等が財を得ようと競ふ心、それ自體は必ずしも悪いものではない。否それは昭憲皇太后の仰せ給へる如く、國の寶となり得るのである。只彼等の心に財に對して、ひのもとのくにとまさむ」との根本認識さへ確立して居るならば！（一二・一二・一二）

昭和十二年十二月七日印刷
昭和十二年十二月十一日發行　（非賣品）

東京市品川區上大崎長者九二八四
國民精神文化研究所
電話大崎(49)三一一七
三一一九八

타3M-87

國民精神文化研究（既刊）

第一册　古事記の成立　松本彦次郎
第二册　眞理とは何ぞや　紀平正美
第三册　教育勅語渙發以前に於ける小學校修身教授の變遷　吉田熊次　海後宗臣
第四册　國民科學の成立　作田荘一
第五册　古代詩歌に於ける神の概念　久松潜一　志田延義
第六册　我が國上代の國體觀念　河野省三
第七册　天地開闢卽國家建立　西晉一郎
第八册　詩教と皇道　加藤虎之亮
第九册　共産治下に於けるロシア農民の生活　山本勝市
　—ロシアに於ける統制經濟の研究其一—
第十册　日本學としての學問教育　小野正康
第十一册　日本精神と社會の本質構造との關係に關する研究序說　川合貞一
第十二册　教育勅語渙發以後に於ける小學校修身教授の變遷　海後宗臣　吉田熊次
第十三册　家族の起源　河村只雄
第十四册　政治指導原理としての皇道　藤澤親雄
第十五册　經濟生活に於ける創造者としての國家　作田荘一
第十六册　思想左傾の原因及び其の經路　岡田恒輔
第十七册　蓮華王座　紀平正美
第十八册　我が國體觀念の發達　河野省三
第十九册　計劃經濟の試行　山本勝市
　—ロシアに於ける統制經濟の研究其二—
第二十册　國家觀　川合貞一
第二十一册　法治主義の問題　大串兎代夫
第二十二册　地理辯證法のデザイン　小島威彦
第二十三册　社會主義的制度觀の批判　山本勝市
　其の一
第二十四册　禮の意義と構造　西晉一郎　小糸夏次郎
第二十五册　自證過程としての歷史　紀平正美
　（日本歷史の本質）
第二十六册　歷史觀　川合貞一
第二十七册　近世の國體論　河野省三
第二十八册　教育勅語を拜讀して　小野正康
　第一篇　その全體的關聯と日本學
第二十九册　私有財産制度の研究　河村只雄
第三十册　復古思想と寛政異學の禁　渡邊年應